

数量公開用図書

設計	令和8年4月

工事名称 帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事

工事場所 帯広市愛国町基線39番8、9、41番85

※注意事項

- ①本設計書は参考数量として取り扱い、数量の相違については、各々の判断で入札価格に反映させてください。

□設計説明

- 1 工期 契約締結の翌日から 令和8年10月15日まで
- 2 仕様書 別紙「特記仕様書」による。

□設計概要

- 1 構造・規模 構造：木造2階建
建築面積：62.1m²
延床面積：124.20m²
- 2 工事内容 消防団詰所解体、サイレン塔（鉄骨造）撤去
消防用防火井戸部分撤去、物置撤去

(工事価格 _____)
(_____)
(_____)

本館					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式		
計					
とりこわし	内部従物類撤去	1	式		
とりこわし	内部部分とりこわし	1	式		
とりこわし	内部建具とりこわし	1	式		
とりこわし	外部部分とりこわし	1	式		
とりこわし	躯体とりこわし	1	式		
計					
アスベスト撤去		1	式		
計					
電気設備撤去	電灯幹線	1	式		
電気設備撤去	電灯分岐	1	式		
電気設備撤去	動力幹線	1	式		
電気設備撤去	動力分岐	1	式		
電気設備撤去	サイレン塔機器	1	式		
電気設備撤去	通信	1	式		
計					
機械設備撤去	給水設備	1	式		
機械設備撤去	排水設備	1	式		
機械設備撤去	衛生器具設備	1	式		

本館		とりこわし		内部従物類撤去		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
従物(小)とりこわし	階段 SUS 壁付手摺 L=4.5m	1.	か所			
従物(小)とりこわし	階段 SUS ノンスリップ L=1.1m	18.	か所			
従物(小)とりこわし	階段 木製コート掛け 100×20 L=1.7	1.	か所			
従物(小)とりこわし	階段 木製コート掛け 100×20 L=1.3	3.	か所			
従物(小)とりこわし	階段 木製コート掛け 100×20 L=0.8	3.	か所			
流し台類とりこわし	詰所 流し台、コンロ台 SUS張共	1.	か所			
従物(小)とりこわし	車庫 ヘルメット掛け 防火衣掛け	5.	か所			
従物(小)とりこわし	車庫 SUS方杖	6.	か所			
従物(大)とりこわし	工具庫 木製棚	1.	か所			
従物(大)とりこわし	ホール 木製靴入れ	1.	か所			
従物(小)とりこわし	書棚 内部棚板	1.	か所			
従物(小)とりこわし	物入 木製仕切棚	1.	か所			
流し台類とりこわし	炊事室 流し台、コンロ台 SUS張共	1.	か所			
従物(小)とりこわし	炊事室 レンジフード	1.	か所			
従物(大)とりこわし	炊事室 木製食器棚	1.	か所			
ガラスとめ(カセット)撤去	ビートゴム	94.5	m			
従物(小)とりこわし	会議室 カーテンレール	3.	か所			
床点検口撤去	集積共	1.	か所			
計						

本館		とりこわし		内部部分とりこわし		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
【天井】						
内装材とりこわし	天井仕上(ボード) 集積共 石膏ボード	38.3	m ²			
内装材とりこわし	天井仕上(ボード) 集積共 石膏吸音板	25.9	m ²			
内装材とりこわし	天井仕上(ボード) 集積共 プリント石膏ボード	53.6	m ²			
内装材とりこわし	合板撤去 天井	2.4	m ²			
【壁】						
内装材とりこわし	モルタル塗り撤去 内壁	107.	m ²			
内装材とりこわし	合板撤去 12.0mm 内壁	107.	m ²			
内装材とりこわし	間仕切壁仕上(ボード)片面 集積共 9.0mm プリントボード	146.	m ²			
内装材とりこわし	合板撤去 6.0mm 内壁	17.3	m ²			
壁ビニールクロス撤去	集積共	8.6	m ²			
内装材とりこわし	間仕切壁仕上(ボード)片面 集積共 石膏ボード	8.6	m ²			
【床】						
内装材とりこわし	モルタル塗り撤去 床	13.6	m ²			
床・縁甲板 フローリング撤去	集積共	4.6	m ²			
床下地板撤去	集積共	54.2	m ²			
畳撤去	一畳 集積共	25.	枚			
床・縁甲板 フローリング撤去	集積共 6.0mm合板	4.9	m ²			
床・縁甲板 フローリング撤去	集積共 6.0mm化粧合板	1.6	m ²			
床・縁甲板 フローリング撤去	集積共 12.0mm化粧フローア	12.1	m ²			

本館		電気設備撤去		電灯分岐		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
蛍光灯A	露出 FL10W×1 ポーチ照明 再使用しない	1.	個			
蛍光灯B	埋込型 FCL30W×1 再使用しない	2.	個			
蛍光灯C	露出型 FL40W×2 再使用しない	9.	個			
蛍光灯D	露出型 FL20W×1 再使用しない	2.	個			
蛍光灯E	露出型 壁付け FL20W×1 再使用しない	2.	個			
白熱灯F	露出 シーリングライト IL60W 再使用しない	1.	個			
赤色灯G	屋外防水型 IL60W×1 再使用しない	1.	個			
蛍光灯H	露出形 プラケット FL 20W ×1 再使用しない	1.	個			
非常灯J	露出蛍光灯 FL20W×2 電池内蔵 再使用しない	2.	個			
避難口誘導灯K	露出型 FL20W×1 (BL, BH) 再使用しない	1.	個			
通路誘導灯L	BL 壁埋込み FL10W ×1 再使用しない	1.	個			
埋込スイッチ	露出ボックス内 1P15A×4	1.	個			
露出スイッチボックス	鋼板製 2個用	1.	個			
ワイヤー ロケター	1号	5.	m			
電線管	E19	15.	m			
電線管	IV2.0mm 管内	30.	m			
ケーブル	VVF1.6mm-2C	12.	m			
計						

発生材		運搬				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 2t積級 パックホウ0.13m3 As含有フレキシブルボード DID区間無し 60.0km以下	0.3	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 2t積級 パックホウ0.13m3 As含有ブルーイング DID区間無し 60.0km以下	0.2	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 2t積級 パックホウ0.13m3 As含有塩ビシート DID区間無し 60.0km以下	0.01	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 2t積級 パックホウ0.13m3 石こうボード類 DID区間有り 15.0km以下	2.6	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 パックホウ0.45m3 モルタル DID区間無し 3.5km以下	4.2	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 2t積級 人力積込 陶器・ガラス DID区間有り 14.5km以下	0.7	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 2t積級 パックホウ0.13m3 GW DID区間有り 24.0km以下	31.3	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 2t積級 パックホウ0.13m3 廃プラ DID区間有り 15.0km以下	1.2	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 2t積級 人力積込 畳 DID区間有り 23.0km以下	2.5	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 パックホウ0.45m3 がれき DID区間無し 39.0km以下	2.9	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 2t積級 パックホウ0.13m3 スチール DID区間有り 11.0km以下	1.4	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 2t積級 人力積込 アルミ DID区間有り 14.5km以下	0.2	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 パックホウ0.45m3 木材類 DID区間有り 17.5km以下	22.7	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 パックホウ0.45m3 鉄筋コンクリート DID区間無し 3.5km以下	24.8	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 パックホウ0.45m3 無筋コンクリート類 DID区間無し 3.5km以下	0.5	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 パックホウ0.45m3 アスファルト塊 DID区間無し 3.5km以下	4.3	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 2t積級 パックホウ0.13m3 金属類 DID区間有り 11.0km以下	3.7	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 2t積級 人力積込 小型二次電池 DID区間有り 23.0km以下	1.	台			
計						

発生材		産業廃棄物				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
As含有 フレキシブルボード	非飛散性	0.4	t			
As含有 ルーフィング	非飛散性	0.01	t			
As含有 塩ビシート	非飛散性	0.01	t			
石膏ボード		1.9	t			
陶器・ガラス		0.3	t			
GW		0.6	t			
廃ガラ		1.2	t			
畳		0.1	t			
モルタル		8.9	t			
がれき		4.3	t			
木材類		12.5	t			
鉄筋コンクリート		28.3	t			
無筋コンクリート		1.1	t			
アスファルト		10.1	t			
小型二次電池		1	式			
蛍光管・水銀電球	49kg以下 運搬処分共	1	式			
循環税相当額	税率 -	0.4	t			
計						

本館						
アスベスト撤去						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
天井仕上フレキシブルボード除去工事	天井4.0mmフレキ	1	式			別紙 00-0005
事前清掃		40.8	m ²			
飛散防止養生	屋根周り	24.5	m ²			
粉塵飛散抑制剤浸透処理	除去面	40.8	m ²			
内装材とりこわし(アスベスト含有)	天井 フレキシブルボード 一重張 集積共	40.8	m ²			
粉塵飛散防止浸透処理	除去面/養生面	59.1	m ²			
養生撤去		24.5	m ²			
最終清掃		40.8	m ²			
計						
天井仕上ボード目地底材アスファルトフェルト除去工事	目地フェルト	1	式			別紙 00-0007
事前清掃		2.4	m ²			
飛散防止養生	屋根周り	1.5	m ²			
粉塵飛散抑制剤浸透処理	除去面	2.4	m ²			
内装材とりこわし(アスベスト含有)	目地フェルト (天井ボード 一重張 準用) 集積共	2.4	m ²			
粉塵飛散防止浸透処理	除去面/養生面	3.5	m ²			
養生撤去		1.5	m ²			
最終清掃		2.4	m ²			
計						

本館		アスベスト撤去				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
壁面スレートボード撤去工事	壁4.0mmフキ	1	式			別紙 00-0004
事前清掃		10.9	m ²			
飛散防止養生	屋根周り	6.6	m ²			
粉塵飛散抑制剤浸透処理	除去面	10.9	m ²			
内装材とりこわし(アスベスト含有)	壁 アスファルトフェルト (壁ボード一重張 準用) 集積共	10.9	m ²			
粉塵飛散防止浸透処理	除去面/養生面	15.8	m ²			
養生撤去		6.6	m ²			
最終清掃		10.9	m ²			
計						
床仕上材ビニル床シート除去工事	塩ビシート	1	式			別紙 00-0006
事前清掃		15.6	m ²			
飛散防止養生	屋根周り	9.3	m ²			
粉塵飛散抑制剤浸透処理	除去面	15.6	m ²			
内装材とりこわし(アスベスト含有)	床 塩ビシート 集積共	15.6	m ²			
粉塵飛散防止浸透処理	除去面/養生面	22.6	m ²			
養生撤去		9.3	m ²			
最終清掃		15.6	m ²			
計						

本館						
アスベスト撤去						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
屋根下地材アスファルト ルーフィング 除去工事	アスファルトルーフィング	1	式			別紙 00-0001
事前清掃		108.	m ²			
飛散防止養生	屋根周り	64.9	m ²			
粉塵飛散抑制剤浸透処理	除去面	108.	m ²			
内装材とりこわし (アスベスト含有)	アスファルトルーフィング (床塩ビシート 準用) 集積共	108.	m ²			
粉塵飛散防止浸透処理	除去面/養生面	157.	m ²			
養生撤去		64.9	m ²			
最終清掃		108.	m ²			
計						
軒天井スレートボード 撤去工事	軒天4.0mmスレート	1	式			別紙 00-0002
事前清掃		15.9	m ²			
飛散防止養生	屋根周り	9.5	m ²			
粉塵飛散抑制剤浸透処理	除去面	15.9	m ²			
内装材とりこわし (アスベスト含有)	天井 フレキシブルボード 一重張 集積共	15.9	m ²			
粉塵飛散防止浸透処理	除去面/養生面	23.	m ²			
養生撤去		9.5	m ²			
最終清掃		15.9	m ²			
計						

帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事

特記仕様書

令和 8 年 4 月

帯広市都市環境部都市建築室住宅営繕課

● 解体工事特記仕様書

I 工事概要及び範囲

II 各 工 事

- 第1章 一般共通事項
- 第2章 仮設工事
- 第3章 解体施工
- 第4章 建設廃棄物の処理
- 第5章 特別管理産業廃棄物等の処理等
- 第6章 石綿含有建材の除去及び処理
- 第7章 特殊な建設副産物の処理
- 第8章 そ の 他

I 工事概要及び範囲

1. 工事場所 帯広市愛国町基線39番8、9、41番85

2. 解体する建築物等の概要

(1) 解体建物 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名称	構造種別・階数	数量	単位	備考
●	大正第2分団詰所	木造2階建	124.2	m ²	
○					
○					
○					
○					

内訳

	名称	構造	階数	型別	戸数	延べ面積	備考
○				2DK	戸	m ²	
				2LDK	戸		
				3LDK	戸		
				住戸計	戸		
○				2DK	戸	m ²	
				2LDK	戸		
				3LDK	戸		
				住戸計	戸		
○				2DK	戸	m ²	
				2LDK	戸		
				3LDK	戸		
				住戸計	戸		
○				2DK	戸	m ²	
				2LDK	戸		
				3LDK	戸		
				住戸計	戸		

(2) 解体付帯施設等 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名称	品 種	規格	数量	単位	備考
●	サイレン塔	鉄骨造	H=13.02m	1	基	
●	プレハブ物置	鉄骨造	4.84m ²	1	基	
●	防火井戸	RC造	D=7.17m	1	基	部分撤去
●	浸透枳	RC造	1.80m	1	台	
○						

3. 建物の解体後に設置する工作物等（塀、柵等） ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名称	品 種	規格	数量	単位	備考
○	木製防護柵	焼き丸太	H=1,000		m	範囲は、図面による
○	鋼製防護柵	丸パイプ	H=1,000		m	範囲は、図面による
○						
○						
○						

4. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象の有無 ● 有 ○ 無

5. 指定部分工事

(1) 工事範囲

(2) 指定工期 契約日より 令和 年 月 日まで

II 各 工 事

1. 図面(閲覧用設計書を含む)及びこの特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 令和7年版(各工事編)」(以下「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書 令和7年版(各工事編)」(以下「改修標準仕様書」という。)、「公共建築木造工事標準仕様書 令和7年版」、「建築物解体工事共通仕様書 令和4年版」(以下「解体共通仕様書」という。)及び「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和7年10月版)」による。
2. 特記事項の適用については次による。
 - (1) 章は●印を、項目は▶印の付いたものを適用する。
 - (2) 特記事項は、●印の付いたものを適用する。
 - ・ ●印の付かない場合は、*印の付いたものを適用する。
 - ・ ●印と*印の付いた場合は、共に適用する。
 - (3) 特記事項に記載の()内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
4. 本工事における工事監理業務委託の予定の有無 ○ 有 * 無
5. 関係法令等
 - (1) 受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、工事を適切に施工すること。
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)
 - ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)
 - ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)
 - ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別処置法(以下「PCB特別措置法」という。)
 - ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「フロン回収破壊法」という。)
 - ・ ダイオキシン類対策特別措置法
 - ・ 労働安全衛生法
 - ・ 大気汚染防止法
 - ・ 騒音規制法
 - ・ 振動規制法
 - ・ 水質汚濁防止法
 - ・ 石綿障害予防規則
 - ・ 特定化学物質障害予防規則
 - ・ 建築基準法
 - ・ 環境基本法
 - ・ 土壤汚染対策法
 - ・ 建設副産物適正処理推進要綱
 - (2) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。
6. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。
 - ・ 防火井撤去については上部躯体のみの部分撤去とし、下部については砂利及びコンクリートを充填する。

 - ・ また、撤去掘削範囲は歩道に支障することを想定しており、仮設歩道設置に伴う安全対策を行うこと。

 - ・ 防火井戸部分撤去作業に伴う作業範囲を確保するためサイレン塔を先行撤去すること。

 -
 -
 -

● 第 1 章 一般共通事項

記載のない限り1.1.1等の3つの数字は、建築物解体工事共通仕様書の章・節・項を示す

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	<p>請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、受注者が申出た日とし、工事工程表、総合施工計画書、工事指示・協議書のいずれかで示すこと。 不明な点については、監督員と協議すること。</p>
▶ 2. 地元材等の優先使用	<p>本工事に使用する主要資材は、地元資材及び道産資材、北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）</p>
▶ 3. 環境への配慮	<p>(1) 環境物品等の調達</p> <p>本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。</p> <p>上記における同調達方針として、資材（材料及び機材を含む）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮したものを優先的に選択・使用するよう努めること。</p>
▶ 4. 地域材の優先使用	<p>本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地域材を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を監督員に報告すること。</p> <p>地域材とは、道内の森林で産出され、道内で加工された木材をいう。</p>
▶ 5. 合法木材の使用	<p>木材又は、木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。</p> <p>また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのライドライン」（平成18年2月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。</p>
▶ 6. 工事写真	<p>工程写真は、営繕工事写真撮影要領 令和5年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)による。</p> <p>デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)による。</p> <p>完成写真は、監督員と協議すること。</p>
▶ 7. 技能士	<p>(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により監督員に報告すること。</p> <p>ただし、作業の軽微なものは、監督員との協議により省略することができる。</p> <p>なお、施工計画書等の記載事項や添付資料（資格証明等）により、選定技能士の内容が確認できる場合も「技能者選定通知書」の提出を省略できる。</p> <p><職種></p> <p>型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上げ施工・サッシ施工・ガラス施工・表装・塗装・建築板金・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築・タイル張り・エーエルシーパネル施工・カーテンウォール施工・造園・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・冷凍空気調和機器施工・配管・熱絶縁施工・枠組壁建築、厨房設備施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ウェルポイント施工、建具製作、畳製作</p>

	<p>(2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書又は、技能検定合格書の写し或いは、技能士手帳の写しを上記(1)の書面に添付すること。</p> <p>(3) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。</p>
▶ 8. 電気保安技術者	<p>○ 配置する * 配置しない</p>
▶ 9. 施工中の安全確保及び環境保全等	<p>受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努めること。</p> <p>(1) 労働者の安全衛生教育を徹底すること。</p> <p>(2) 工事現場の安全パトロールを励行すること。</p> <p>(3) 建設機械器具などの危害防止処置を徹底すること。</p> <p>(4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。</p> <p>(5) 公害防止に努めること。</p> <p>(6) 公道の汚染防止に努めること。</p> <p>(7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、監督員と協議する。</p>
▶ 10. 交通安全管理	<p>受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 工事施工中の安全管理について、工事着手に先立ち作成する総合施工計画書で計画する。</p> <p>なお、計画は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じるものとする。</p> <p>(2) 常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜、監督員に報告する。</p> <p>(3) 工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに書面により監督員に報告する。</p> <p>(4) 運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努める。</p> <p>(5) 建設機械（ブルドーザー、バックホウ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。</p>
▶ 11. 工事完成時の提出図書等	<p>工事が完成した時は、帯広市営繕工事現場管理要領により、書類を整理のうえ、イージーキャビネット（A4版）に収納し提出すること。完成図の製本は専門業者によるものとする。</p> <p>(1) 完成図 * 作成する ○ 作成しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 縮小版製本（A3二つ折り） ● 1部（防火井戸撤去後の出来形図） ・ 100%製本 ○ 1部 ・ 別途工事分完成図について ○ まとめる ○ まとめない ・ 電子データ（完成図JWW・PDF）（完成写真PDF） CD-R等による提出 ・ 設計原図の貸与 * 有り ○ 無し ・ CADデータの貸与 * 有り ○ 無し <p>(2) 保全に関する資料（提出部数 * 1部 ○ <u> </u>部）</p> <p>(3) 建物滅失証明書（提出部数 * ● <u>1</u>部）</p> <p>添付資料：会社の印鑑証明書（1部） 履歴事項全部証明書（1部）</p> <p>(4) その他、必要とする書類については、監督員の指示による。</p>

▶ 12. 高度技術、創意工夫

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や社会性等及び技術力に関する事項について工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

▶ 13. 発生材の処理等

発生材の処理等は次により、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「廃棄物処理法」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理すること。

処分を行った場合は、処分数量の確認のため、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニフェスト伝票等（写し）を監督員に提示すること。

なお、工事完成書類としてマニフェスト伝票等（写し）の提出は求めない。

明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。

受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。

なお、下記の内容を変更する場合は、別途監督員と協議をすること。

- (1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次による。監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により監督員に報告すること。

引き渡しを要する範囲： _____

- (2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。

有価物の範囲： 金属 _____

なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。

- ア. 廃棄物再生事業者登録（知事登録）
- イ. 金属くず商許可業者（警察許可）

また、処分を行った場合は、その施設の許可書（写し）と受入伝票又はマニフェスト伝票等、及び許可書等の写しを監督員に提出すること。

- (3) 上記以外のものの処理は、4章「建設廃棄物の処理」及び5章「特別管理産業廃棄物等の処理等」によること。
- (4) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、環境省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車						
業者名	(○	○	○	○)
許可番号		x	x	x	x	x

- (5) 「建設リサイクル法」対象工事及び「資源有効利用促進法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、提出時にその内容を説明するとともに、書面または映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示し、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。

また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出し、監督員から請求があった時は、当該実施状況を報告すること。

なお、受注者による再生資源利用（促進）計画書及び実施書の保存期間は工事完成後5年間とする。

資源有効利用促進法で定められた一定規模以上の工事
(次表の一つでも該当するもの)

・ 再生資源利用計画書

次のような建築資材を搬入する工事

土 砂	500 m ³ 以上
砕 石	500 t 以上
加熱アスファルト混合物	200 t 以上

・ 再生資源利用促進計画書

次のような指定副資産物を搬出する建設工事

土 砂	500 m ³ 以上
コンクリート塊	合計
アスファルト・コンクリート塊	200 t 以上
建設発生木材	

(6) 発生材の処理に関し、変更が生じる場合は、別途、監督員と協議すること。

▶ 14. 北海道循環資源利用促進税

本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。

▶ 15. 季節労働者などの雇用

工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努めること。

▷ 16. 自主施工期間の施工条件

自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。

▶ 17. 法定外の労災保険の付保

ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を監督員と十分協議の上、施工するものとする。

本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。

- (1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乘せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。
- (2) 受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外労災保険」という。）を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に「法定外労災保険」を締結すること。
- (3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手の前に、監督員へ提出しなければならない。
- (4) 契約書第23条に基づき本工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、監督員へ提出しなければならない。
- (5) 本工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

▶ 18. 現場環境改善

魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努めること。

▷ 19. 快適トイレの設置

本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。

- (1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。

(2) 快適トイレとは、次の1)及び2)の各項目を全て満たすものとする。3)については、必須ではないが、装備していればより快適になると思われる項目なので、設置を検討すること。

1) 快適トイレに求める標準仕様

- ① 洋式（洋風）便器
- ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能：必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等：二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

2) 快適トイレとして活用するために備える付属品

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩ 鏡付きの洗面台
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

3) 推奨する仕様、付属品

- ⑫ 便房内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- ⑬ 擬音装置
- ⑭ 着替え台
- ⑮ フラッパー機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

(3) 快適トイレの設置にあたっては、以下に留意する。

7. 男女別で1基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で1基ずつ2基/現場まで、一体型で1基/現場までとする。

4. 具体的な実施内容や設置時期については、工事着手前の施工計画書提出時に、(2)の項目を満たすことを確認できる資料（見積書を含む）を監督員に提出し、規格・設置基数等の詳細について、協議のうえ決定すること。

ウ. 手配が困難な場合は、監督員と協議のうえ設置しないことができる。

▶ 20. 建設業退職金共済制度

工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示する。

▶ 21. 工事標識

受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。

009

工 事 名	帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
発 注 者	帯 広 市
監 理	帯広市都市環境部都市建築室住宅営繕課
受 注 者	

← 1,800 →

注1 黒文字・丸ゴシック カラー鉄板（白）タルキ下地

▶ 22. 工事実績情報の登録

受注者は、受注時、変更時及び完了時に（10日以内）工事実績情報システム（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない（ただし、請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注時のみ登録するものとする。）。また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に、提出しなければならない。（対象工事：請負代金額500万円以上の全工事）

▶ 23. 施工体制台帳の整備

建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を監督員に提出しなければならない。

また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示する。

(1.4.1)

▶ 24. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応

(1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。

また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を監督員に報告しなければならない。

(3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、監督員と協議するものとする。

▶ 25. 週休2日工事

(1) 本工事は、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日工事の対象工事であり、当初予定価格は月単位の週休2日以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。

(2) 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日による施工を行うこととする。

なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても、通期の週休2日による施工を行わなければならない。

(3) 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。受注者の責によらず、土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上（現場閉所日数（降雨、降雪等による予定外の現場閉所日を含む。）の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態）の現場閉所がされている状態をい

う。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、達成しているものとみなす。

通期の週休2日とは、対象期間の全体を通じた期間において、土日・祝日にかかわらず、4週8休以上の現場閉所がされている状態をいう。

対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（各種仮設物を撤去し、現場の清掃を完了した日）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。

契約後、週休2日の対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

- (4) 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
- (5) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- (6) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - ・ 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - ・ 受注者は、実施結果を発注者へ報告する。
- (7) 発注者が必要に応じ週休2日の実施状況の聞き取り等を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (8) 補正の対象となる経費は、労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費とし、現場閉所の達成状況の結果、完全週休2日（土日）を達成した場合は、増額の設計変更を行い、月単位の週休2日に満たない場合は、減額の設計変更を行う。また、市場単価についても月単位の週休2日に満たない場合は設計変更を行う。

なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については補正の対象としない。
- (9) 「週休2日工事」について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。
- (10) 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期に影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は、対象期間外とできる場合があるので、受発注者間協議を行うこと。
- (11) その他の事項については、帯広市週休2日工事実施要領によるものとする。

▷ 26. 施工数量調査

* 行う ○ 行わない
調査範囲: * 図示
調査方法: * 図示

(1.5.2)

第 2 章 仮 設 工 事

項 目	特 記 事 項												
▶ 1. 監督員事務所及び備品等	<p>監督員事務所 * 設ける ● 設けない (* 10㎡ ○ 20㎡ ○ 35㎡ ○ 65㎡ ○ 100㎡) 程度 備品は次に掲げるものの中から監督員との協議による。 机・椅子・書棚・黒板・寒暖計・ゴム長靴・雨合羽・保護帽・懐中電灯・安全帯・請負者加入電話の子機・衣類ロッカー・暖房機器・消火器・湯沸器・掃除機等</p>												
▶ 2. 工事用便所	<p>* 設ける 構内既存の施設 ○ 利用できる (* 有償 ○ 無償) * 利用できない</p>												
▶ 3. 工事用水													
▶ 4. 工事用電力													
▶ 5. 指定仮設	* 仮設計画図による。												
▶ 6. 騒音・粉じん等対策	<p>(1) 建物を解体するに当たり、騒音及び粉じん等の対策のため、次のとおり養生を行う。 なお、シート類は、防災処理（防災2類）されたものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象</th> <th style="width: 55%;">区分</th> <th style="width: 30%;">設置範囲及び高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>防音パネル</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">* 図面による</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>防音シート</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>メッシュ金網</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">●</td> <td>養生シート</td> </tr> </tbody> </table>	対象	区分	設置範囲及び高さ	○	防音パネル	* 図面による	○	防音シート	○	メッシュ金網	●	養生シート
対象	区分	設置範囲及び高さ											
○	防音パネル	* 図面による											
○	防音シート												
○	メッシュ金網												
●	養生シート												
▶ 7. 足場	<p>足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省平成21年4月策定）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。</p>												
▶ 8. 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所	* 図示 (1.3.5)												
▶ 9. 交通誘導警備員	<p>建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を図ること。 なお、配置位置及び交通誘導警備員の区分は、次による。 配置位置：図面 警備員詰所：(○ 設ける * 設けない)</p> <p>表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分の考え方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">工事現場の出入り口を設ける道路（路線）</th> <th style="width: 30%;">交通誘導警備員区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地（DID）内の路線</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">交通誘導警備員A</td> </tr> <tr> <td>北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線</td> </tr> <tr> <td>上記以外の路線</td> <td style="text-align: center;">交通誘導警備員B</td> </tr> </tbody> </table> <p>市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを1人以上配置すること。 交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行う場合は、監督員と協議すること。</p>	工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分	市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A	北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	上記以外の路線	交通誘導警備員B					
工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分												
市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A												
北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線													
上記以外の路線	交通誘導警備員B												

▶ 10. 清掃員	建設機械及び車両等の出入りの際には、適宜作業員を配置し、敷地外の道路等を泥等で汚した場合には、速やかに清掃を行うこと。
▷ 11. 環境測定等	<p>(1) 建設作業騒音レベル測定 ○ 行う ○ 行わない 測定方法： JIS Z 8731の方法に準ずる ○ _____ 測定時期： * 監督員の指示による (_____ 日間 _____ ケ所) 測定場所： ○ 図示による</p> <p>(2) 建設作業振動レベル測定 ○ 行う ○ 行わない 測定方法： JIS Z 8735の方法に準ずる ○ _____ 測定時期： * 監督員の指示による (_____ 日間 _____ ケ所) 測定場所： ○ 図示による</p>

● 第 3 章 解体施工

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 事前措置	<p style="text-align: right;">(3.2.1)</p> <p>(1) 特別管理産業廃棄物等がある場合は、5章「特別管理産業廃棄物の処理等」による処理を行う。</p> <p>(2) 石綿含有建材は、6章「石綿含有建材の除去及び処理」による処理を行う。</p> <p>(3) 特殊な建設副産物は7章「特殊な建設副産物の処理」による処理を行う。</p> <p>(4) 各種設備機器の停止並びに給水、ガス電力及び通信の供給が停止していることを確認すること。</p> <p>(5) ガス管は、供給者と協議の上、処理すること。</p> <p>(6) 給水管は、給水本管の分水部分を閉止し、水道事業者及び道路管理者と協議の上処理すること。</p> <p>(7) 引き込み電気は、施設管理者と打ち合わせの上、処理すること。</p> <p>(8) 電話線の処理は、施設管理者と打ち合わせの上、通信事業者に依頼すること。</p> <p>(9) 建築物の解体に当たり、周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は監督員と協議の上、駆除する。</p> <p>(10) 電気設備のコンデンサは、残留電荷を確認し、残留がある場合は放電を行う。</p> <p>(11) 蓄電池は、充電状態の確認を行い、短縮による事故を防止する。</p> <p>(12) 排水管・排水槽類、浄化槽・衛生陶器類は、汚物の抜き取り及び次により洗浄・消毒を行うこと。 洗浄： 屋外配管及び桝は、洗浄圧力10MPa、吐出量100L/min以上で高圧洗浄を行う。 屋外配管及び桝以外は、洗浄圧力7MPa、吐出量25L/min以上で高圧洗浄を行う。 消毒： 洗浄後に行う。(消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム溶液)濃度100mg/L以上) 消毒後、30分以上放置する。</p>

	(13) オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油の事前回収及び洗浄 * 適用 <input type="radio"/> _____
	(14) オイルタンク、オイルサービスタンク及び油管は、洗浄・中和し、洗浄水・スラッジは、廃油として処理すること。
	(15) 廃油は5章「特別管理産業廃棄物の処理等」により処理することとし、異臭の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。
▶ 2. 解体方法等	原則分別解体を行うこととし、解体手順及び方法は、次による。(3.3.2) ただし、解体施工の技術上これにより難しい場合は、手順を変更し、監督員に報告する。 (3.3.2) (3.4.1) (3.5.1)
	(1) 設備機器及び内・外装材を人力（監督員と協議のうえ必要に応じて機械併用）により取外しする。
	(2) 屋根葺き材等の取外し <input type="radio"/> 人力 <input checked="" type="radio"/> 機械併用 (3.3.2) (3.6.1) (3.6.2)
	(3) 躯体は機械により取壊しする。 (3.8.2)
	(4) 基礎・杭その他は、騒音・振動等に配慮し取壊しする。 (3.9.1) (3.9.2)
▶ 3. 基礎等の解体	(5) 構内舗装等、地下埋設物及び埋設配管 (3.10.1) (3.11.1)
	(1) 建築物、工作物等の土中解体範囲：図面に指定がない場合は、基礎捨てコンクリート（砂利地業を除く）までとする。
	(2) 建築物解体に伴う地下埋設物（排水管・柵・電線管・給水管等）の解体範囲：図面に指定がない場合は、建物周囲とする。
▷ 4. 杭の解体	(1) 杭の解体の有無 (3.9.2) <input type="radio"/> 有[撤去範囲：* 図面による <input type="radio"/> _____] <input type="radio"/> 無
	(2) 解体方法（ <input type="radio"/> 引き抜き工法 <input type="radio"/> 破碎）
	(3) 杭の解体後は、地盤の安定性を維持するため山砂等の充填材を充填すること。
▷ 5. さく、照明設備等	(1) さく、照明設備等の解体 (3.10.1) <input type="radio"/> 有[撤去範囲：* 図面による <input type="radio"/> _____] <input type="radio"/> 無
▶ 6. 構内舗装、樹木等の処理	(1) 構内舗装等の撤去 (3.11.1) <input checked="" type="radio"/> 有[撤去範囲：* 図面による <input type="radio"/> _____] <input type="radio"/> 無
	(2) 樹木等の撤去 <input type="radio"/> 伐採伐根 <input type="radio"/> 抜根のみ <input type="radio"/> 伐採抜根 <input type="radio"/> 移植 移植場所：* 図面による <input type="radio"/> 監督員の指示による
▶ 7. 地下埋設物、埋設配管等	(1) 地下埋設物、埋設配管等 (3.12.1) <input checked="" type="radio"/> 有[撤去範囲：* 図面による <input checked="" type="radio"/> 井戸の部分撤去] <input type="radio"/> 無
▶ 8. 整地・埋戻し・盛土	(1) 埋戻し・盛土は、次の材料で行うこと。 (3.13.1) <input checked="" type="radio"/> 山砂 <input type="radio"/> 現場内の良質土 <input type="radio"/> 建設発生土受入 <input type="radio"/> その他 _____

	(2) 建設発生土受入場所 () 受入量 _____ m ³ (3) 埋め戻し及び敷き均しの工法は、次のとおりとする。 埋戻し方法：各層300mm程度ごとに締固める。 ブルドーザによる押土程度： ○ 15 t ● 3 t 盛土の高さ： ○ 現状GL+ _____ m ○ 図面による
--	--

● 第 4 章 建設廃棄物の処理

項 目	特 記 事 項																					
▶ 1. 再資源化等及び最終処分	(4.3.1) (4.4.1)																					
	(1) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">種 類</td> <td>コンクリート塊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">場 所</td> <td>受入先： 山口重機(有)</td> </tr> <tr> <td>片道運搬距離 (2.9 km)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">場 所</td> <td>受入先： 山口重機(有)</td> </tr> <tr> <td>片道運搬距離 (2.9 km)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>建設発生木材</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">場 所</td> <td>受入先： (株)マテック</td> </tr> <tr> <td>片道運搬距離 (14.4 km)</td> </tr> </table>	種 類	コンクリート塊	場 所	受入先： 山口重機(有)	片道運搬距離 (2.9 km)	種 類	アスファルト・コンクリート塊	場 所	受入先： 山口重機(有)	片道運搬距離 (2.9 km)	種 類	建設発生木材	場 所	受入先： (株)マテック	片道運搬距離 (14.4 km)						
種 類	コンクリート塊																					
場 所	受入先： 山口重機(有)																					
	片道運搬距離 (2.9 km)																					
種 類	アスファルト・コンクリート塊																					
場 所	受入先： 山口重機(有)																					
	片道運搬距離 (2.9 km)																					
種 類	建設発生木材																					
場 所	受入先： (株)マテック																					
	片道運搬距離 (14.4 km)																					
	(2) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">種 類</td> <td> <input type="checkbox"/> 金属類 <input type="checkbox"/> 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品 <input type="checkbox"/> 資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 <input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 木材 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">場 所</td> <td>受入先：</td> </tr> <tr> <td>片道運搬距離 (km)</td> </tr> </table>	種 類	<input type="checkbox"/> 金属類 <input type="checkbox"/> 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品 <input type="checkbox"/> 資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 <input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 木材	場 所	受入先：	片道運搬距離 (km)																
種 類	<input type="checkbox"/> 金属類 <input type="checkbox"/> 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品 <input type="checkbox"/> 資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 <input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 木材																					
場 所	受入先：																					
	片道運搬距離 (km)																					
	(3) 縮減するもの <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">種 類</td> <td>木材</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">場 所</td> <td>受入先：</td> </tr> <tr> <td>片道運搬距離 (km)</td> </tr> </table>	種 類	木材	場 所	受入先：	片道運搬距離 (km)																
種 類	木材																					
場 所	受入先：																					
	片道運搬距離 (km)																					
	(4) 再資源化し現場で使用する範囲は次による。 現場で使用する範囲： _____																					
	(5) その他の発生材 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">種 類</td> <td>廃石膏ボード</td> </tr> <tr> <td>処理区分</td> <td>● 中間処理 ○ 最終処分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処分場所</td> <td>受入先： (株)岩佐</td> </tr> <tr> <td>片道運搬距離 (11.5 km)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>繊維くず</td> </tr> <tr> <td>処理区分</td> <td>○ 中間処理 ○ 最終処分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処分場所</td> <td>受入先：</td> </tr> <tr> <td>片道運搬距離 (km)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>金属くず</td> </tr> <tr> <td>処理区分</td> <td>○ 中間処理 ○ 最終処分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処分場所</td> <td>受入先：</td> </tr> <tr> <td>片道運搬距離 (km)</td> </tr> </table>	種 類	廃石膏ボード	処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分	処分場所	受入先： (株)岩佐	片道運搬距離 (11.5 km)	種 類	繊維くず	処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分	処分場所	受入先：	片道運搬距離 (km)	種 類	金属くず	処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分	処分場所	受入先：	片道運搬距離 (km)
種 類	廃石膏ボード																					
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分																					
処分場所	受入先： (株)岩佐																					
	片道運搬距離 (11.5 km)																					
種 類	繊維くず																					
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分																					
処分場所	受入先：																					
	片道運搬距離 (km)																					
種 類	金属くず																					
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分																					
処分場所	受入先：																					
	片道運搬距離 (km)																					

種 類	廃プラスチック類	
処理区分	● 中間処理	○ 最終処分
処分場所	受入先： (株)マテック	
	片道運搬距離 (14.4 km)	
種 類	ガラス及び陶磁器くず	
処理区分	● 中間処理	○ 最終処分
処分場所	受入先： (株)マテック	
	片道運搬距離 (14.4 km)	
種 類	がれき類	
処理区分	● 中間処理	○ 最終処分
処分場所	受入先： (株)ティー・ワイ	
	片道運搬距離 (23.4 km)	
種 類	木毛板	
処理区分	○ 中間処理	○ 最終処分
処分場所	受入先：	
	片道運搬距離 (km)	
種 類	アスファルト防水	
処理区分	○ 中間処理	○ 最終処分
処分場所	受入先：	
	片道運搬距離 (km)	
種 類	セラミックブロック	
処理区分	○ 中間処理	○ 最終処分
処分場所	受入先：	
	片道運搬距離 (km)	
種 類	木くず類（伐採伐根）	
処理区分	○ 中間処理	○ 最終処分
処分場所	受入先：	
	片道運搬距離 (km)	
種 類	畳	
処理区分	● 中間処理	○ 最終処分
処分場所	受入先： (有)タナベ	
	片道運搬距離 (16.8 km)	
種 類	蛍光管・水銀電球	
処理区分	● 中間処理	○ 最終処分
処分場所	受入先： (株)北海道エコシス	
	片道運搬距離 (16.4 km)	
種 類	アスベスト含有材	
処理区分	○ 中間処理	● 最終処分
処分場所	受入先： (株)北海道エコシス豊頃ドーム	
	片道運搬距離 (46.1 km)	
種 類	グラスウール	
処理区分	● 中間処理	○ 最終処分
処分場所	受入先： (有)タナベ	
	片道運搬距離 (16.8 km)	
種 類	ゴムくず	
処理区分	○ 中間処理	○ 最終処分
処分場所	受入先：	
	片道運搬距離 (km)	

▶ 2. 処理に注意を要する建設廃棄物

種 類	小型二次電池	
処理区分	<input checked="" type="radio"/> 中間処理	<input type="radio"/> 最終処分
処分場所	受入先： (有)タナベ	
	片道運搬距離 (16.8 km)	

- 木造建築物を解体する場合 (4.5.1)
CCA含有調査を実施し、含有が確認された場合は、監督員と協議の上、適切に処理すること。

処理区分	* 中間処理	
処分場所	受入先：	
	片道運搬距離 (km)	

- ひ素・カドミウム含有石膏ボード
ひ素・カドミウム含有調査を実施し、含有が確認された場合は、監督員と協議の上、適切に処理すること。

処理区分	<input type="radio"/> 製造業者	<input type="radio"/> 最終処分
処分場所	受入先：	
	片道運搬距離 (km)	

- その他

種 類		
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理	<input type="radio"/> 最終処分
処分場所	受入先：	
	片道運搬距離 (km)	

種 類		
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理	<input type="radio"/> 最終処分
処分場所	受入先：	
	片道運搬距離 (km)	

● 第 5 章 特別管理産業廃棄物等の処理等

項 目	特 記 事 項												
▶ 1. 施工計画調査	<p>特別管理産業廃棄物等の分析調査は、次による。 (5.1.2) なお、廃石綿等の処理は、6章「石綿含有建材の除去及び処理」による。</p> <p>(1) PCB含有機器類</p> <table border="0"> <tr> <td>① 変圧器</td> <td><input type="radio"/> 要調査</td> <td><input type="radio"/> 調査済</td> </tr> <tr> <td>② コンデンサ</td> <td><input type="radio"/> 要調査</td> <td><input type="radio"/> 調査済</td> </tr> <tr> <td>③ 蛍光灯器具の安定器</td> <td><input type="radio"/> 要調査</td> <td><input checked="" type="radio"/> 調査済</td> </tr> <tr> <td>④ その他 _____</td> <td><input type="radio"/> 要調査</td> <td><input type="radio"/> 調査済</td> </tr> </table> <p>(2) PCB含有シーリング材 部 位 外部建具周囲 <input type="radio"/> 要調査 <input checked="" type="radio"/> 調査済</p> <p>(3) ダイオキシン類 部 位 _____ <input type="radio"/> 要調査 <input type="radio"/> 調査済；レベル _____</p>	① 変圧器	<input type="radio"/> 要調査	<input type="radio"/> 調査済	② コンデンサ	<input type="radio"/> 要調査	<input type="radio"/> 調査済	③ 蛍光灯器具の安定器	<input type="radio"/> 要調査	<input checked="" type="radio"/> 調査済	④ その他 _____	<input type="radio"/> 要調査	<input type="radio"/> 調査済
① 変圧器	<input type="radio"/> 要調査	<input type="radio"/> 調査済											
② コンデンサ	<input type="radio"/> 要調査	<input type="radio"/> 調査済											
③ 蛍光灯器具の安定器	<input type="radio"/> 要調査	<input checked="" type="radio"/> 調査済											
④ その他 _____	<input type="radio"/> 要調査	<input type="radio"/> 調査済											

▷ 2. 特別管理産業廃棄物の処理等

部 位 _____ 要調査
 調査済；レベル _____

(4) その他の特別管理型産業廃棄物等

部 位 _____ 要調査
 調査済；レベル _____

部 位 _____ 要調査
 調査済；レベル _____

(5. 4. 1)

特別管理産業廃棄物等の処理等は、次による。

なお、廃石綿等の処理は、6章「石綿含有建材の除去及び処理」による。

(1) PCB含有機器類等は、PCBの飛散、流出等がないように適切な容器に収めること。

なお、保管場所は、次による。

同一敷地内に保管

保管場所： _____

運搬方法： * 施工業者による運搬

施設管理者による運搬

敷地外に保管

住 所： _____ (_____ km)

保管場所： _____

運搬方法： PCB運搬許可業者

施工業者（施設管理者を同乗）が運搬

その他

(2) 臭気リチウム水溶液等

処理区分	<input type="radio"/> 製造者	<input type="radio"/> 専門業者
処分場所	受入先： _____	
	片道運搬距離 (_____ km)	

(3) 鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液

処理区分	<input type="radio"/> 中間処理
処分場所	受入先： _____
	片道運搬距離 (_____ km)

(4) その他

(5. 4. 1)

種 類	_____
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分
処分場所	受入先： _____
	片道運搬距離 (_____ km)

項 目	特 記 事 項									
▶ 1. 石綿含有建材の除去工事	<p>(1) 事前調査 (1.4.1)</p> <p>調査範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全ての材料について、設計図書等の書面調査及び現地での目視調査 ● 調査結果報告書で確認 ○ 対象建築物の新築工事の着工日が平成18年9月1日以降であることを設計図書等で確認 <p>既存の設計図書 * 貸与 ○ 無</p> <p>石綿含有建材の調査報告書 * 貸与 ○ 無</p> <p>分析結果 ● 石綿含有 ○ 石綿非含有</p> <p>分析調査 ○ 適用する ● 適用しない</p> <p>適用する場合の調査範囲 ○ _____</p> <p style="text-align: center;">○ _____</p> <p style="text-align: center;">建材中の石綿含有率の分析方法について(基発0821002号、最終改正令和3年12月22日基発1222第17号)による。</p> <p style="text-align: center;">なお、分析調査は厚生労働大臣が定めた必要な知識及び技能を有する者が行うものとする。</p> <p>事前調査の結果、設計図書等と異なる場合は、監督員と協議する。調査結果を監督員に説明するとともに関係法令等に基づき官公署へ報告を行うこと。</p> <p>(2) 石綿含有建材除去後の仕上げ ○ 図示</p> <p>(3) 石綿粉じん濃度測定 * 行う ● 行わない</p> <p>測定方法 * 図示 ○ _____</p> <p>測定時期 * 図示 ○ _____</p> <p>測定場所 * 図示 ○ _____</p> <p>測定箇所数 * 図示 ○ _____</p>									
▷ 2. 石綿含有吹付け材の除去	(6. 3. 2)									
	<p>(1) 除去方法</p> <p>* 石綿含有吹付け材を粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に除去する。</p> <p>○ _____</p> <p>(2) 除去した石綿含有吹付け材等の梱包</p> <p>飛散防止措置 * 湿潤化 ○ 固化</p> <p>(2) 石綿含有吹き付け材の除去工法</p> <p>* 粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に除去</p> <p>○ _____</p> <p>(3) 除去した石綿含有吹付け材等の処分方法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">処 理</td> <td colspan="2">* 最終処分(管理型)</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>○ 中間処理(無害化)</td> <td>○ 中間処理(溶融)</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td colspan="2">第4章 建設廃棄物の処理による</td> </tr> </table>	処 理	* 最終処分(管理型)		区 分	○ 中間処理(無害化)	○ 中間処理(溶融)	場 所	第4章 建設廃棄物の処理による	
処 理	* 最終処分(管理型)									
区 分	○ 中間処理(無害化)	○ 中間処理(溶融)								
場 所	第4章 建設廃棄物の処理による									
▷ 3. 石綿含有保温材等の除去	(6. 4. 1)									
	<p>(1) 除去方法 ○ 切断又は破砕 ○ 手ばらし</p> <p>(2) 除去工法(煙突用断熱材は除く)</p> <p>* 湿潤化後手ばらし ○ _____</p> <p>(3) 除去した石綿含有吹付け材等の梱包種類</p> <p>飛散防止措置 * 湿潤化 ○ 固化</p> <p>(4) 煙突用断熱材の除去 * 図示</p>									

▶ 4. 石綿含有成形板等の除去	(5) 除去した石綿含有保温材等の処分方法						
	<table border="1"> <tr> <td>処 理</td> <td>* 最終処分(管理型)</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>○ 中間処理(無害化) ○ 中間処理(溶融)</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td>第4章 建設廃棄物の処理による</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(6.5.1)</p>	処 理	* 最終処分(管理型)	区 分	○ 中間処理(無害化) ○ 中間処理(溶融)	場 所	第4章 建設廃棄物の処理による
処 理	* 最終処分(管理型)						
区 分	○ 中間処理(無害化) ○ 中間処理(溶融)						
場 所	第4章 建設廃棄物の処理による						
▷ 5. 石綿含有仕上塗材の除去	(1) 石綿含有成形板の種類 * 図示						
	(2) 石綿粉じん飛散防止の養生 * 行う ○ 行わない						
	(3) 除去した石綿含有成形板等の処分方法						
	種類	石綿含有せっこうボード					
	処 理	*最終処分(管理型)					
	区 分						
	場 所	第4章 建設廃棄物の処理による					
	種類						
	処 理	* 最終処分(管理型)					
	区 分	○ 中間処理(無害化) ○ 中間処理(溶融)					
場 所	第4章 建設廃棄物の処理による						
	(4) 除去した成形板の集積及び積み込みは、高所より投下しないことのほか、粉じんの飛散防止に努める。 <p style="text-align: right;">(6.6.1)</p>						
	(5) 破碎された成形板は、湿潤化の上、丈夫なプラスチック袋に入れる等飛散防止の措置を講ずる。 <p style="text-align: right;">(6.6.1)</p>						
	(1) 除去工法 * 図示						
	(2) 除去した石綿含有成形板等の処分方法						
	<table border="1"> <tr> <td>処 理</td> <td>* 最終処分(管理型)</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>○ 中間処理(無害化) ○ 中間処理(溶融)</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td>第4章 建設廃棄物の処理による</td> </tr> </table>	処 理	* 最終処分(管理型)	区 分	○ 中間処理(無害化) ○ 中間処理(溶融)	場 所	第4章 建設廃棄物の処理による
処 理	* 最終処分(管理型)						
区 分	○ 中間処理(無害化) ○ 中間処理(溶融)						
場 所	第4章 建設廃棄物の処理による						

○	第 7 章	特殊な建設副産物の処理
---	-------	-------------

○	第 8 章	その他
---	-------	-----

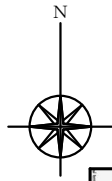
帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事

A	建築解体工事 図面名称	縮尺
01	見取図・配置図・面積表	A3=1/200
02	工事概要・仕上表	A3=N/ S
03	平面図	A3=1/100
04	立面図	A3=1/100
05	断面図	A3=1/100
06	矩計図	A3=1/ 40
07	展開図 1	A3=1/ 50
08	展開図 2	A3=1/ 50
09	展開図 3	A3=1/ 50
10	展開図 4	A3=1/ 50
11	天井伏図	A3=1/100
12	建具キープラン・建具表 1	A3=1/150 A3=1/ 50
13	建具表 2	A3=1/ 50
14	建具表 3	A3=1/ 50
15	アスベスト使用箇所図	A3=1/150
16	基礎伏図・土台柱伏図	A3=1/100
17	2階床梁伏図・小屋梁伏図	A3=1/100
18	軸組図	A3=1/100
19	外構配置平面図	A3=1/100
20	サイレン塔撤去図	A3=1/ 70

A	建築解体工事 図面名称	縮尺
21	外構付帯物解体図	A3=1/ 40
22	井戸撤去図	A3=1/200 A3=1/ 50
23	外構復旧・整地図	A3=1/200 A3=1/ 40
24	仮設計画図	A3=1/200
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		

E	電気設備解体工事 図面名称	縮尺
01	構内配電線路設備撤去図	A3=1/200
02	電灯設備撤去図	A3=1/100
03	幹線設備撤去図	A3=1/100
04	サイレン塔機器撤去図	A3=1/ 70
05	弱電設備・サイレン制御盤撤去図	A3=1/100

M	機械設備解体工事 図面名称	縮尺
01	機械設備撤去屋外配管図	A3=1/200
02	機械設備撤去平面図	A3=1/100



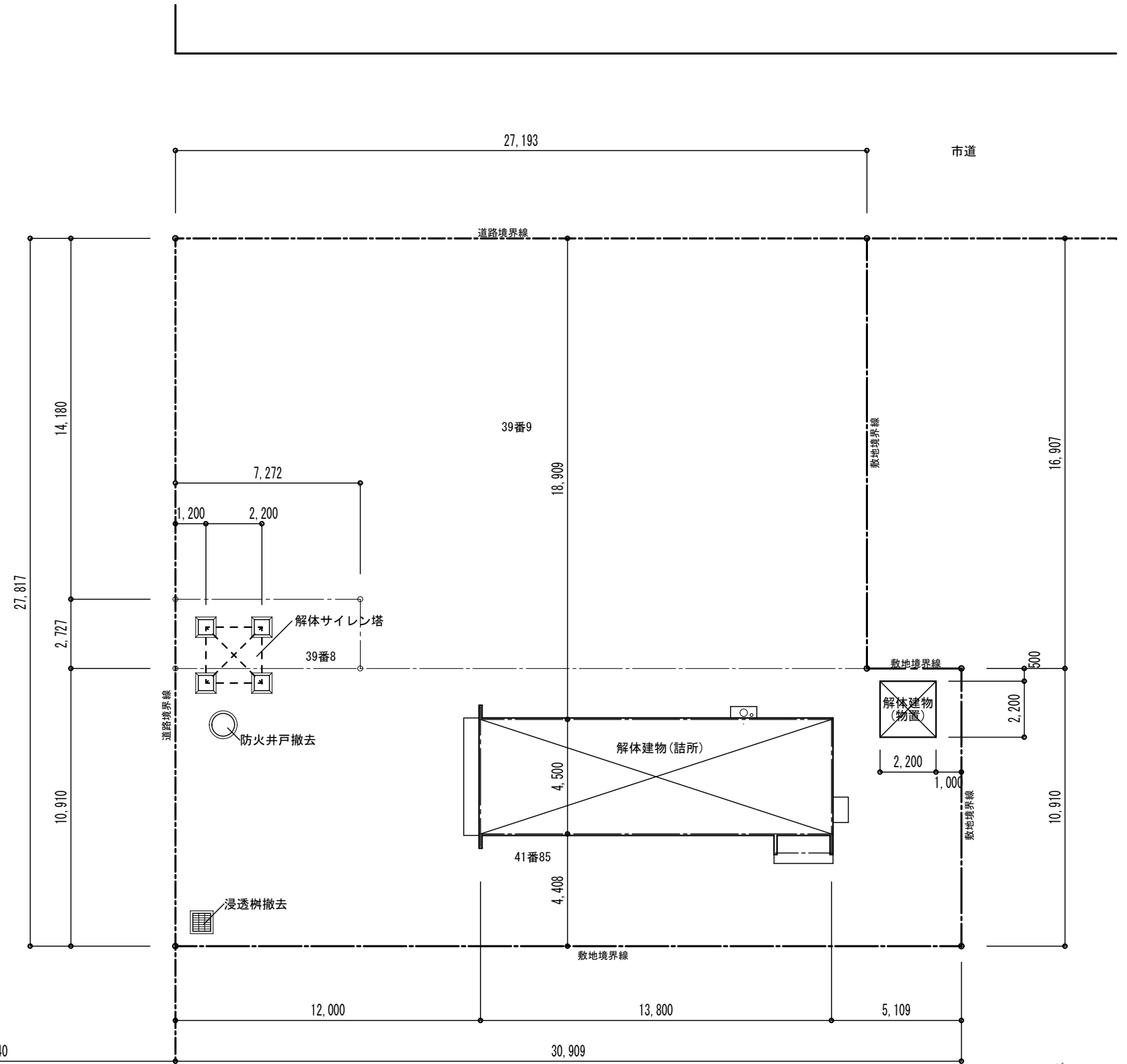
解体建物住所：帯広市愛国町基線39番8、9、41番85

見 取 図

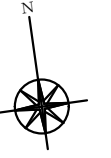
面 積 表

敷地面積表			
	面積計算	(㎡)	備考
39 - 8、9	16.907 × 27.193	459.7520	
41 - 85	10.910 × 30.909	337.2171	
合計		796.9691	

延床面積表			
	面積計算	(㎡)	備考
1 階	13.800 × 4.500	62.1000	
2 階	13.800 × 4.500	62.1000	
延床面積		124.2000	



配 置 図



特 記 事 項

Mori 株式会社 **モリ** 建築設計室
 帯広市緑ヶ丘東通東40番地
 TEL (R) (0155)-22-1102
 一級建築士事務所(+) 登録第136号
 一級建築士第158671号 森 義 孝

工 事 名	帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事	設 計 図	検 査 者	担 当	製 図 者
図 名	見取図・配置図・面積表	縮 尺	1/200	日 付	2025年 9月
番 号		番 号		番 号	A - 01

工 事 概 要					
1	建物名称	帯広市消防団大正第2分団詰所	8	建物の解体後の処理	基礎解体後の窪地は、搬入切込砂利にて埋戻しの事。
2	敷地住所	帯広市愛国町基線39番8、9、41番85			
3	施設用途	消防団詰所			
4	建設年度	昭和54年			
5	敷地面積	796.96㎡			
6	解体項目	詰所・サイレン塔・プレハブ物置・防火井戸閉鎖処理・浸透樹撤去・構内舗装撤去・その他付帯従物			
7	解体建物主体構造	詰所 木造2階建124.20㎡ サイレン塔 鉄骨L形鋼組鉄塔			

外 部 仕 上 表		
部 位	仕 上 ・ 下 地	備 考
屋 根	0.35t長尺カラー鋼板葺き アスファルトルーフィング22k 12t野地板 タルキ45×45~455@	屋根勾配 20/100
破 風	軒先見切り 木40×75下地 0.35tカラー鋼板包み	正面パラペット部笠木 木36×170下地 0.35t鋼板包み
軒 天 井	4.0tフレキシブルボード AEP	木軒天下地組 軒裏樹脂製換気ガラリ12ヶ所
詰 所 入 口 軒 天 井	4.0tフレキシブルボード下地 ラスモルタルAEP	木軒天下地組
外 壁	正面・パットレス巻返し部 27tラスモルタルAEP 12tラス下地板張 その他部 15tアイジーサイディング張 ターフェルト8k下張 外装材用下地胴縁木24×45~300@	下部水切り 木30×40下地0.35t鋼板包み 西面出動看板
基 礎 巾 木	20tモルタル刷毛引き AEP	
エ プ ロ ン	150tコンクリート直均し	
ポ ー チ	30tモルタルコテ 下地土間コンクリート	

内 部 仕 上 表											
階	室 名	床		巾 木	壁		見 切	天 井		天 井 高	備 考
		仕 上	下 地		仕 上	下 地		仕 上	下 地		
1	玄 関	30tモルタルコテ	120t土間CON	木製 OP 30×100	9.0tプリント石膏ボード	木軸組み壁下地	木30×36	9.0t石膏吸音板	木天井下地	2,400	
	階 段	2.8t塩ビシート張	踏板36t木板 蹴込18t合板	木ササラ板 36×300	全 上	全 上	全 上	全 上	全 上	—	ステンレスパイプ壁付き手摺 ステンレスノンスリップ 木製コート掛け
	廊 下	30tモルタルコテ	120t土間CON	木製 OP 30×100	全 上	全 上	全 上	全 上	全 上	2,400	
	詰 所	全 上	全 上	全 上	9.0tプリント石膏ボード 一面 24tラスモルタル VP	木軸組み壁下地 一部下地12t板張	全 上	全 上	全 上	2,400	流し台 コンロ台 一部壁面ステンレス張 流し台部2面 4tフレキシブルボード重ね張
	便 所	全 上	全 上	モルタル	24tラスモルタル VP	木軸組み壁下地 下地12t板張	全 上	9.0tプリント石膏ボード	全 上	2,400	
	車 庫	150t土間コンクリート	—	全 上	24tラスモルタル	木軸組み壁下地 下地12t板張	全 上	4.0tフレキシブルボード 12t石膏ボード下張	全 上	3,650 ~3,630	ヘルメット掛 防火衣掛 ステンレス方杖
	工 具 庫	全 上	—	全 上	全 上	全 上	全 上	4.0tフレキシブルボード	全 上	2,400	3面木製棚3段
2	ホ ール	2.8t塩ビシート張 一部 12t化粧フロア合板	12t合板 木根太組	木製 OP 30×100	9.0tプリント石膏ボード	木軸組み壁下地	木30×36	9.0t石膏吸音板	木天井下地	2,400	木製靴入
	会 議 室	60tタタミ	全 上	木畳寄せ	9.0tプリント石膏ボード	木軸組み壁下地	全 上	9.0tプリント石膏ボード	全 上	2,400	
	書 棚	6t合板	根太組	—	6t合板	全 上	全 上	6t合板	全 上	2,400	地袋 木製棚板 カーテンレール
	床 の 間	6t化粧合板	12t合板 木根太組	雑巾摺	ビニルクロス	9.0t石膏ボード	全 上	9.0tプリント石膏ボード	全 上	2,400	
	物 入	6t合板	根太組	—	6t合板	木軸組み壁下地	全 上	6t合板	全 上	2,400	地袋 木製棚・仕切り板
	炊 事 室	12t化粧フロア合板	12t合板 木根太組	木製 OP 30×100	9.0tプリント石膏ボード	全 上	全 上	9.0tプリント石膏ボード	全 上	2,400	流し台 コンロ台 一部壁面ステンレス張 木製食器戸棚

特 記 事 項



株式会社 Mori 建築設計室

帯広市緑ヶ丘東通東40番地
TEL (R) (0155)-22-1102

一級建築士事務所(十)登録第136号
一級建築士第158671号 森 義 孝

工 事 名

帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事

設計図

検 図

担 当

製 図

図 名

工事概要・仕上表

縮 尺

1/5

/

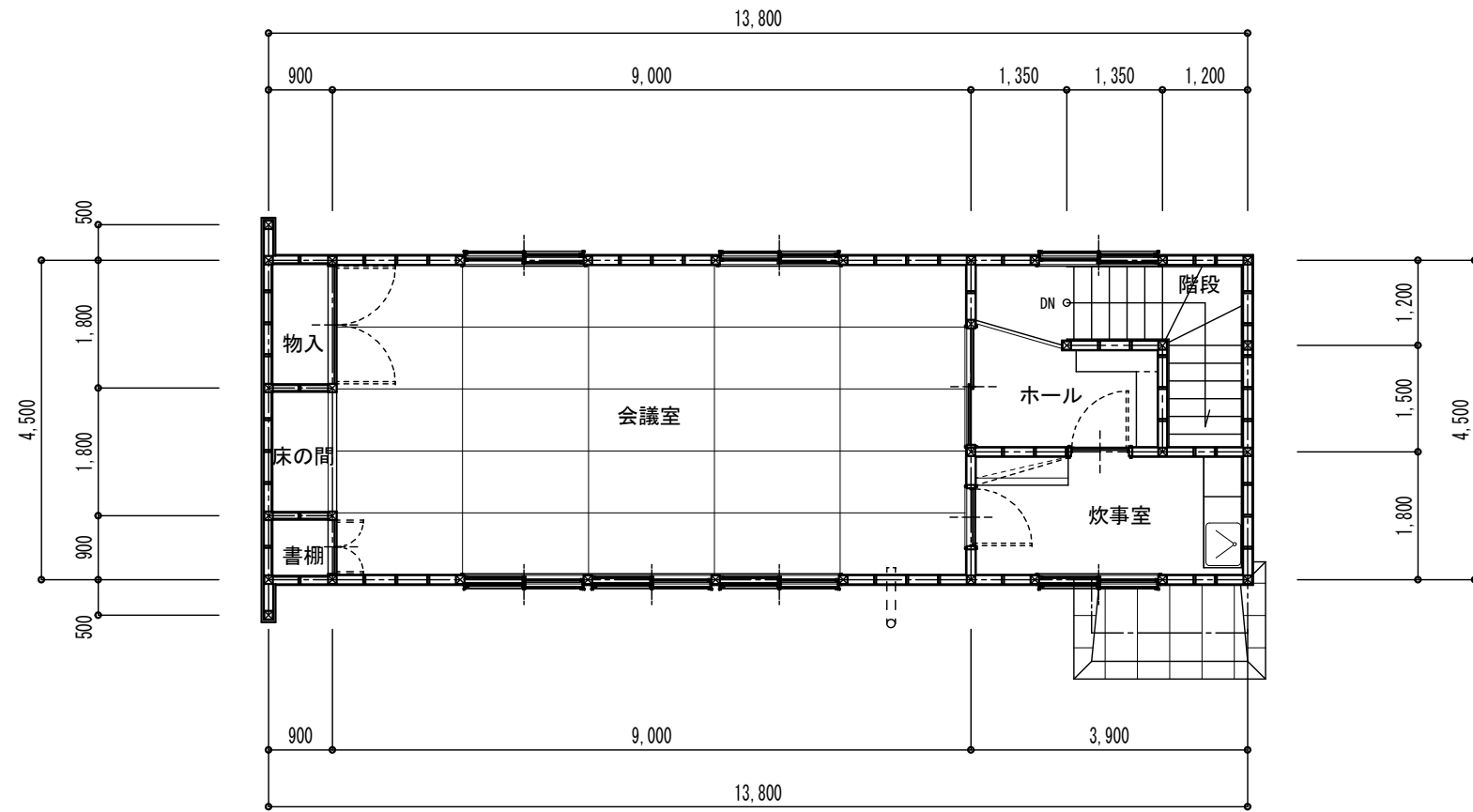
日 付

2025年 9月

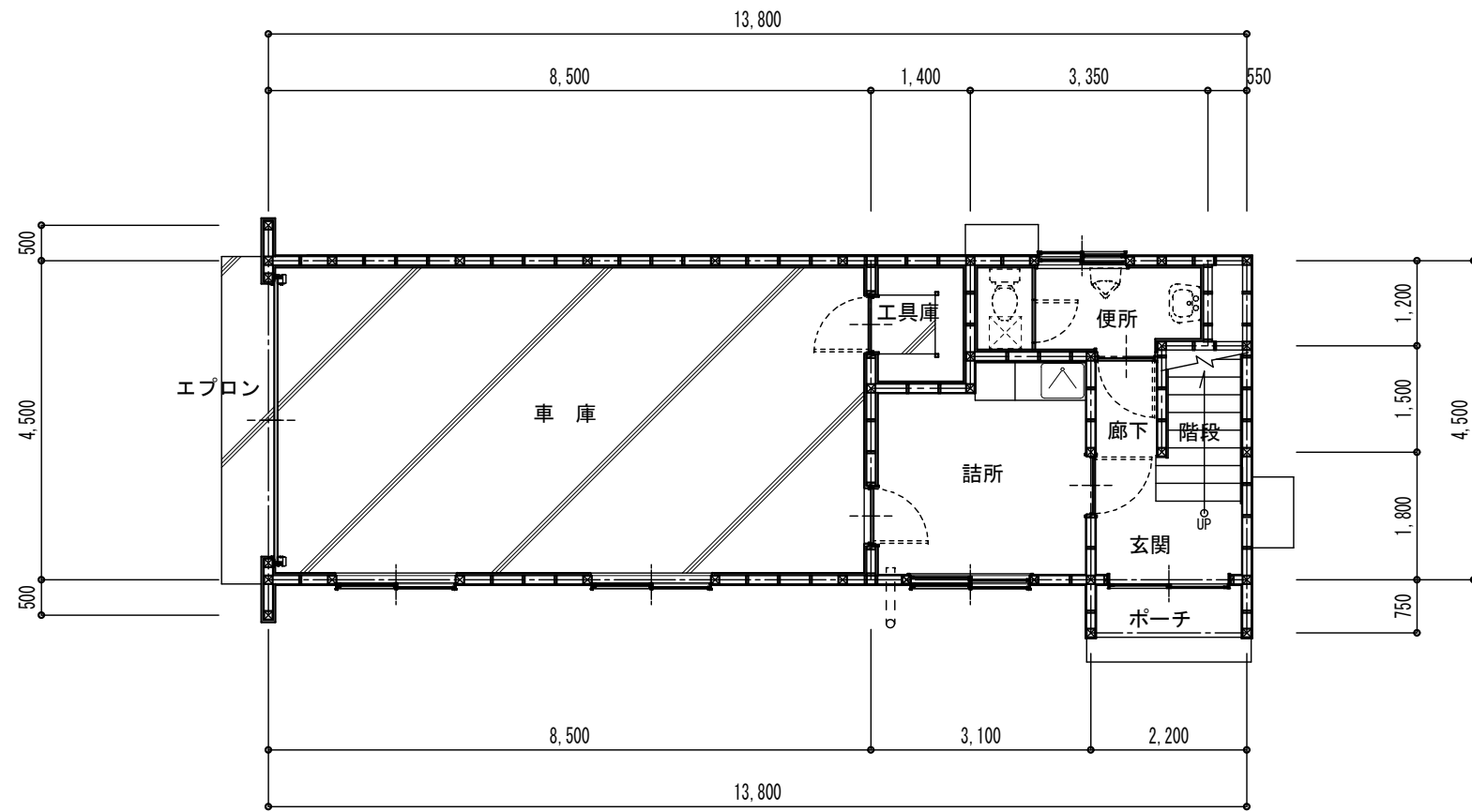
番 号

A

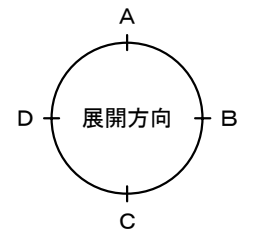
02



2 階 平 面 図



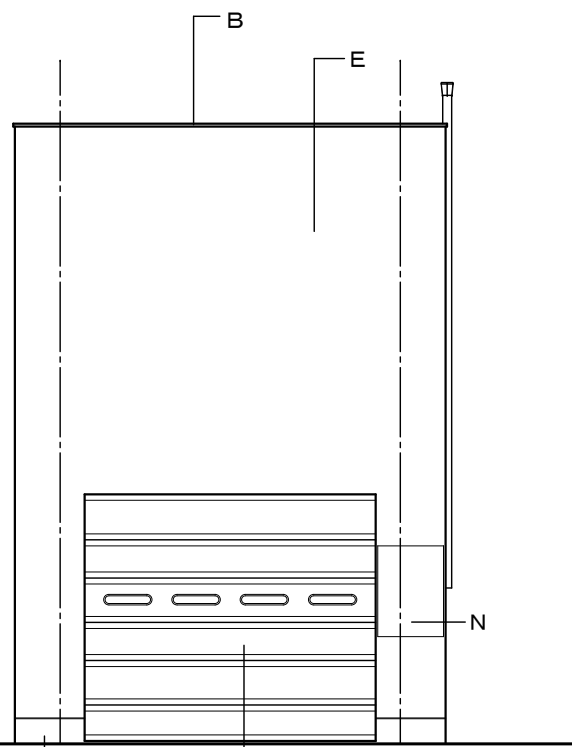
1 階 平 面 図



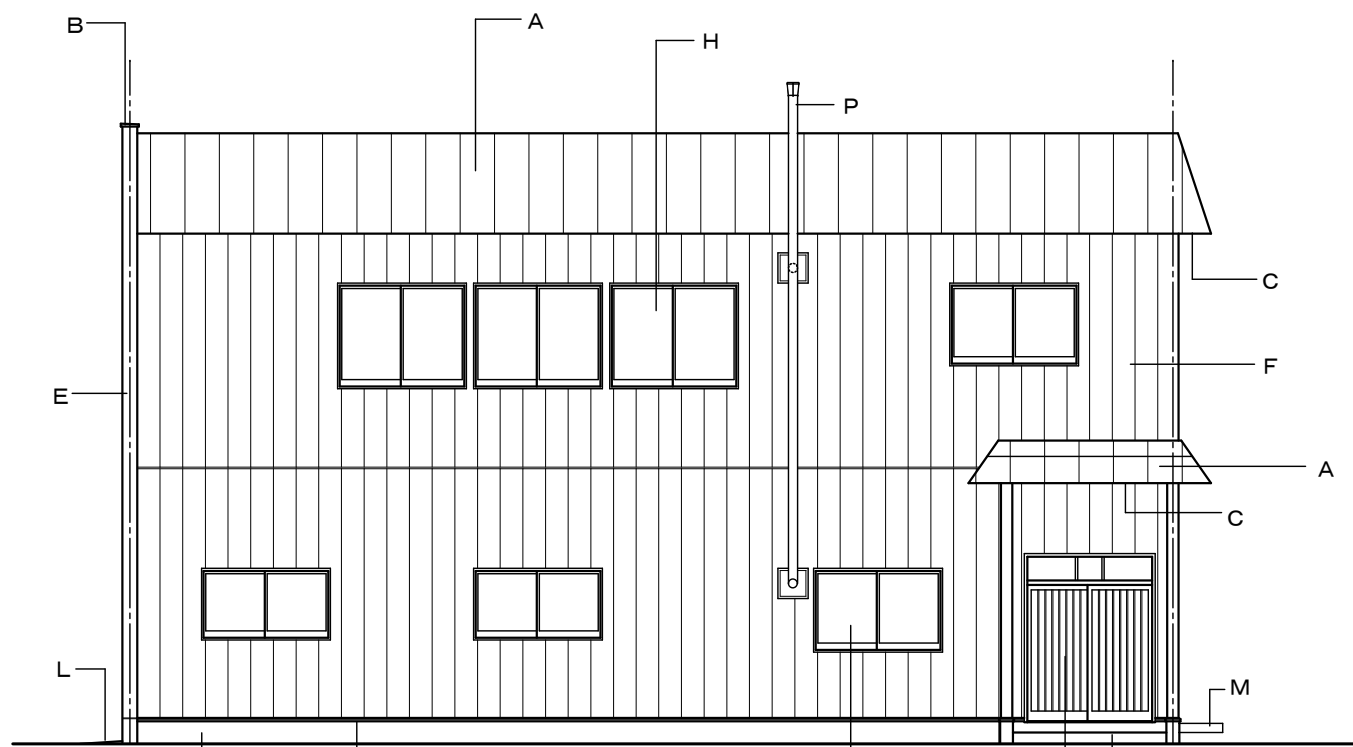
特記事項

Mori 株式会社 **モリ** 建築設計室
 帯広市緑ヶ丘東通東40番地
 TEL (R) (0155)-22-1102
 一級建築士事務所(+)登録第136号
 一級建築士第158671号 森 義孝

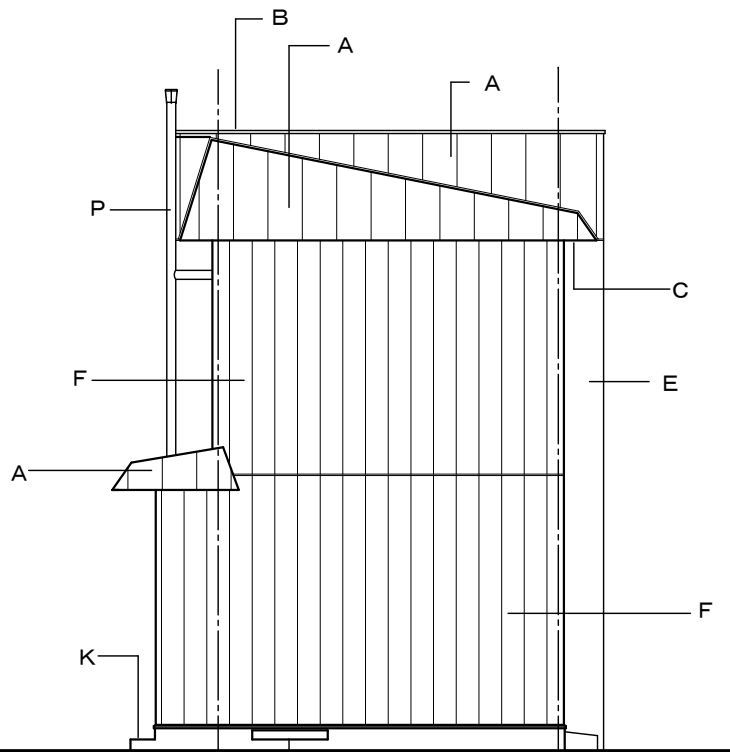
工事名	帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事			設計図	検図	担当	製図
図名	平面図	縮尺	1/100	日付	2025年 9月	番号	A — 03



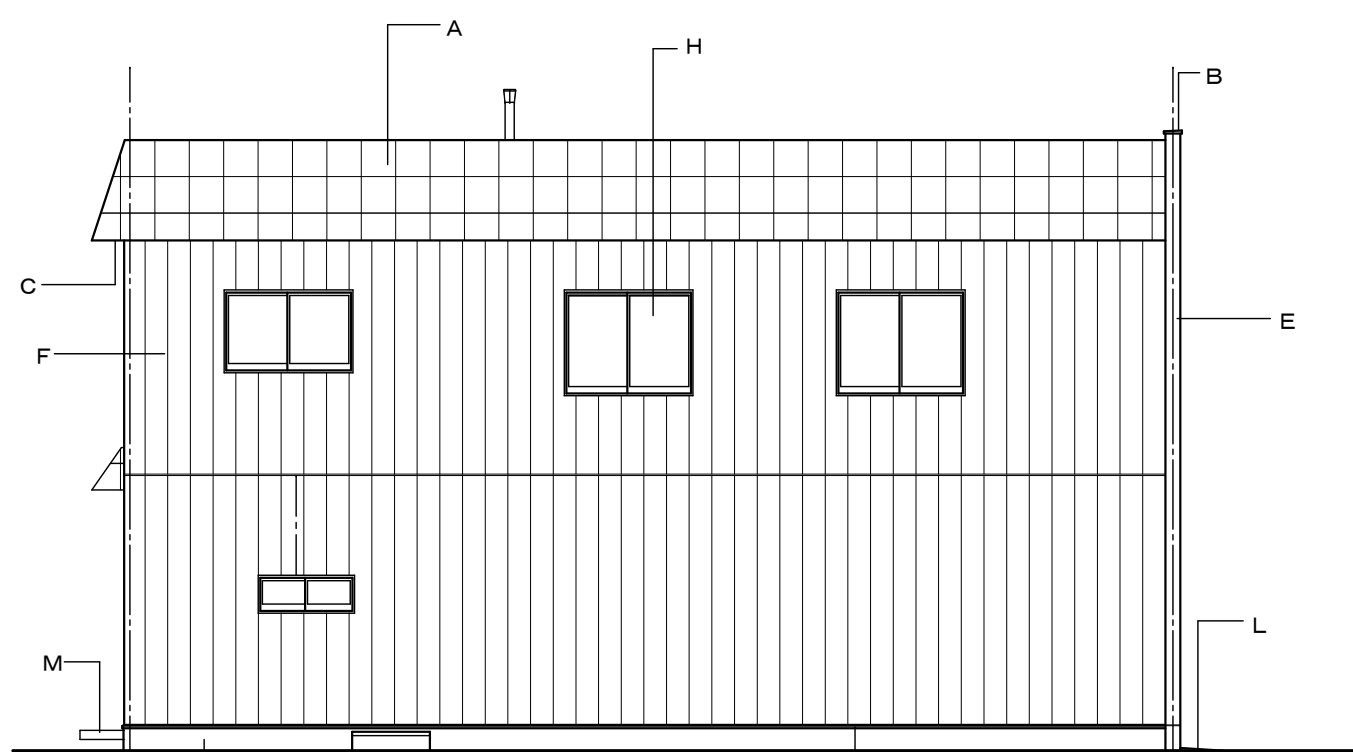
西面立面図



南面立面図



東面立面図



北面立面図

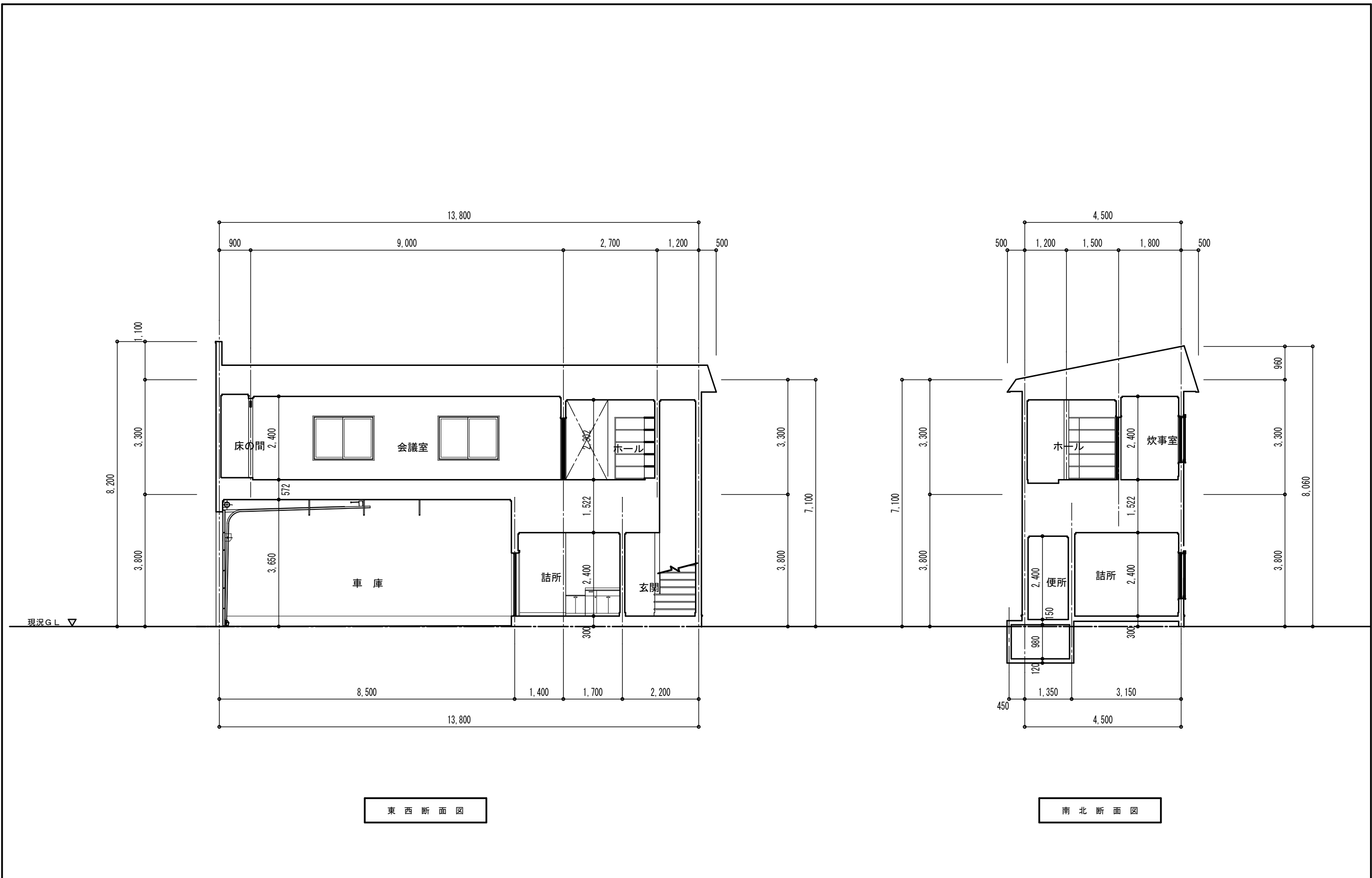
外部仕上リスト

記号	仕上
A	屋根 0.35t長尺カラー鉄板葺き
B	笠木 木36×170下地 0.35tカラー鉄板包み
C	軒天井 4.0tフレキシブルボード AEP
D	詰所軒天井 4.0tフレキシブルボード下地 ラスモルタルAEP
E	外壁1 27tラスモルタル刷毛引き AEP
F	外壁2 15tアイジーサイディング縦張り
G	オーバースライダー スチール製手動式
H	アルミ木造用外付けサッシ (寸法は建具表による)
I	水切り 木30×40下地 0.35tカラー鉄板包み
J	基礎巾木 20tモルタル刷毛引き AEP
K	ポーチ 30tモルタルコテ
L	エプロン 土間コンクリート直均し
M	LPG置場 コンクリート直均し
N	スチール製出勤看板 W870×H1,200
O	アルミ引違い戸 W1,650×H2,215
P	煙突

特記事項

Mori 株式会社 **モリ** 建築設計室
 帯広市緑ヶ丘東通東40番地
 TEL (R) (0155)-22-1102
 一級建築士事務所(+)登録第136号
 一級建築士第158671号 森 義孝

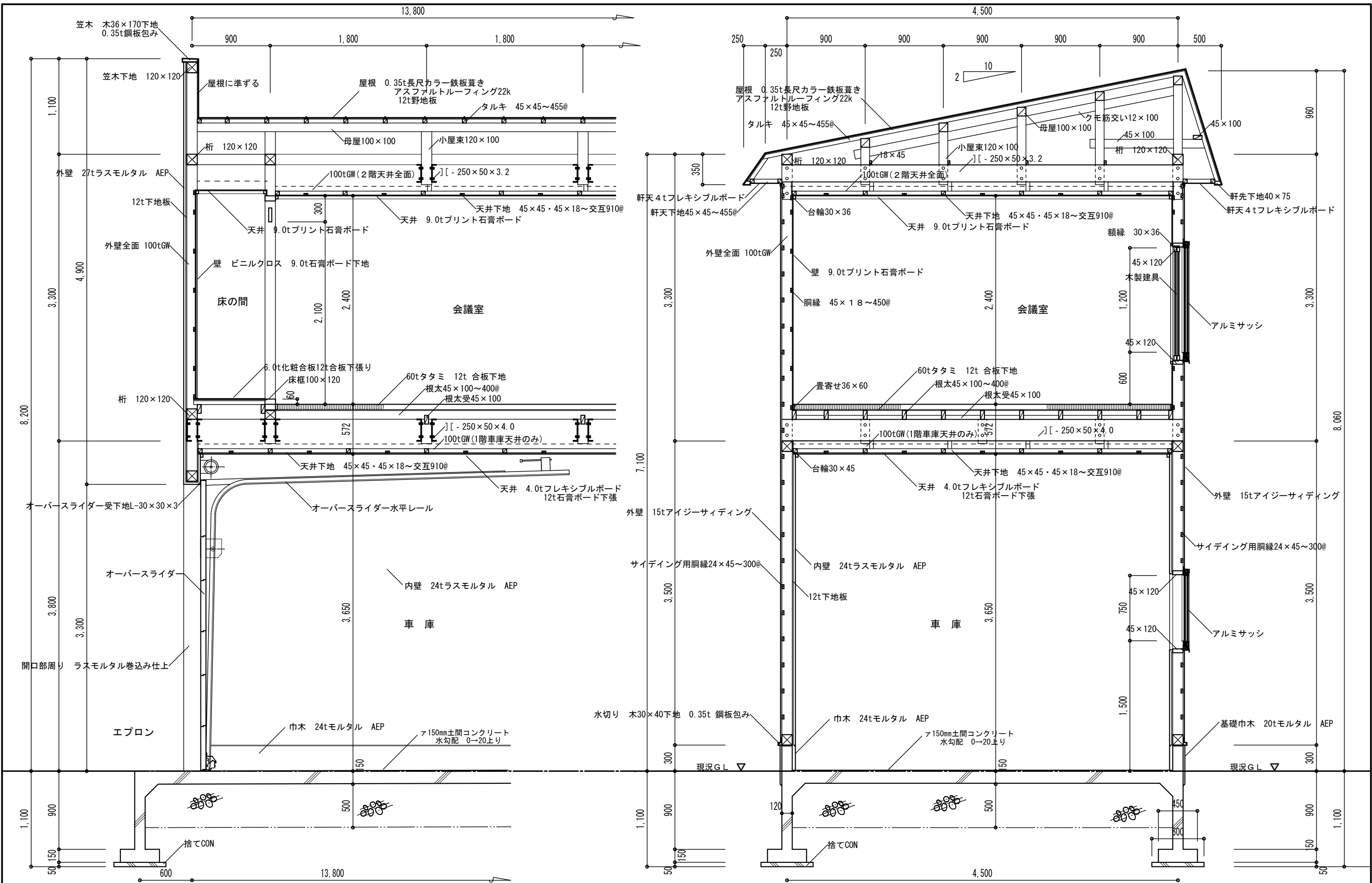
工事名 帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事 設計図
 図名 立面図 縮尺 1/100 日付 2025年9月 番号 A-04



東西断面図

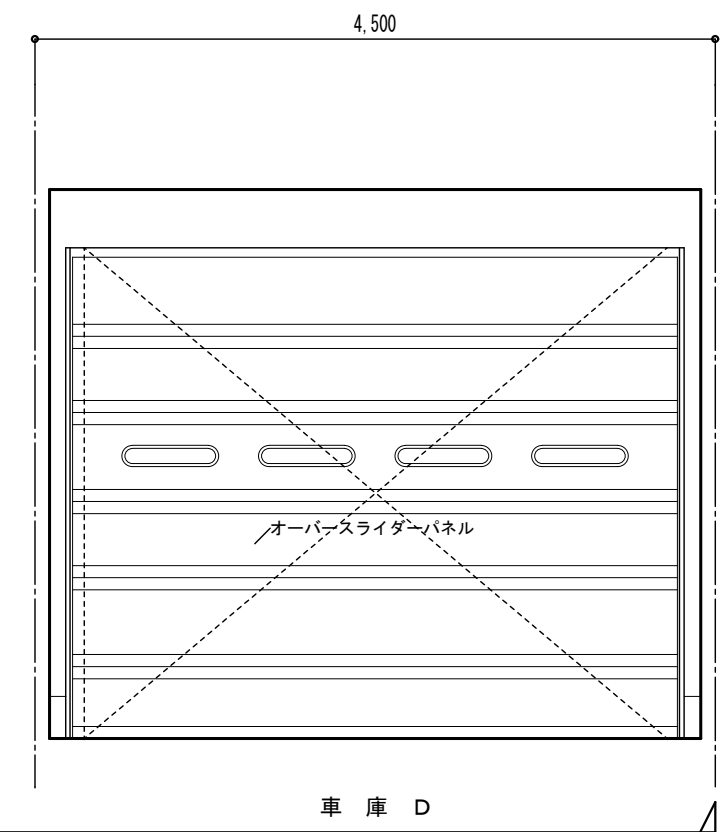
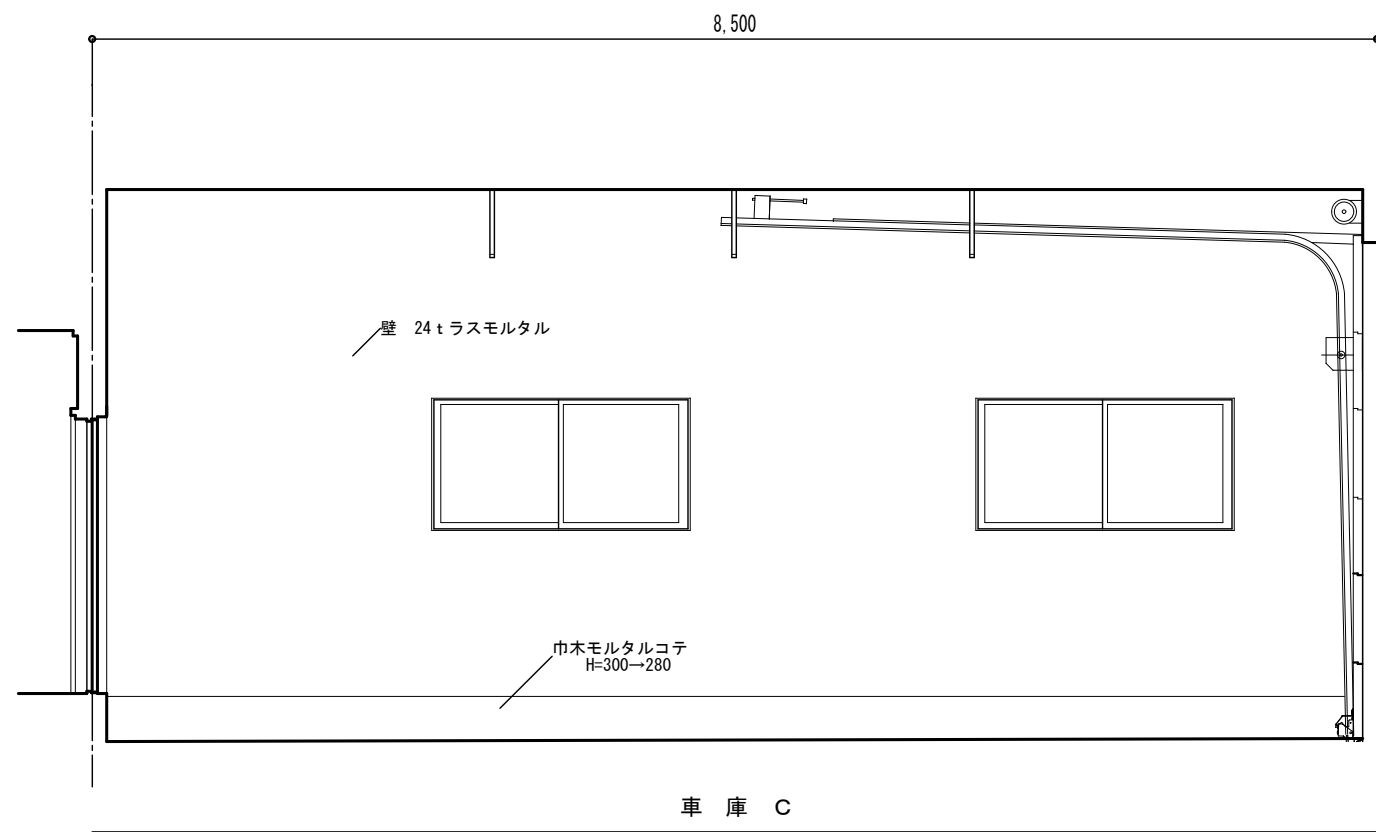
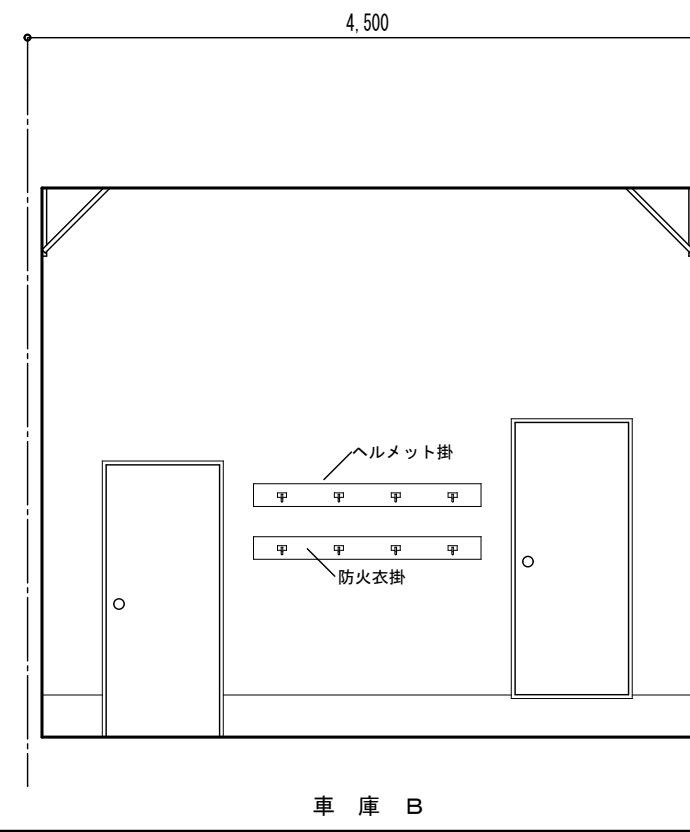
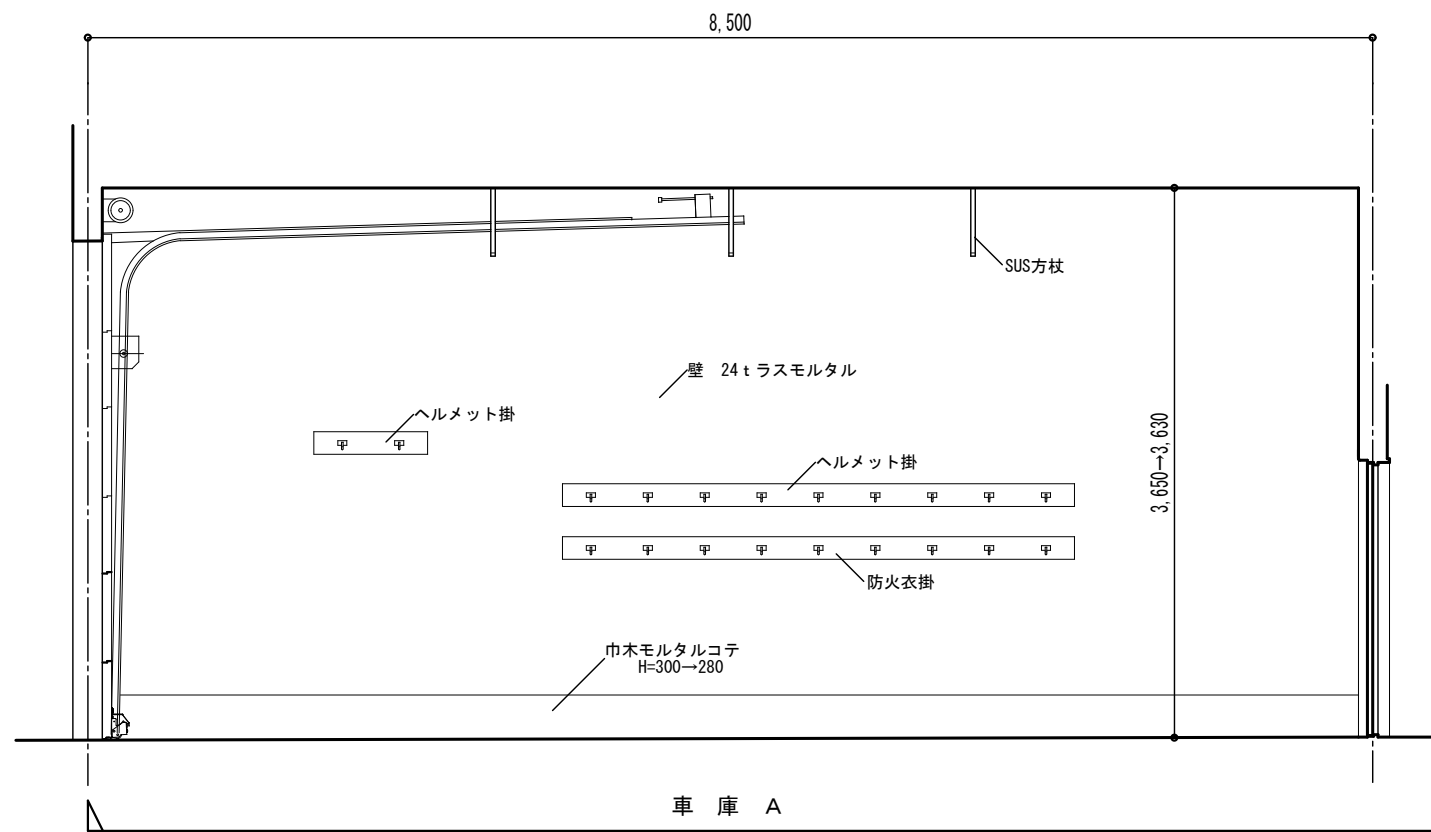
南北断面図

特記事項	 株式会社 Mori 建築設計室 帯広市緑ヶ丘東通東40番地 TEL (R) (0155)-22-1102 一級建築士事務所(+)登録第136号 一級建築士第158671号 森 義孝	工事名	帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事 設計図		検図	担当	製図
		図名	断面図	縮尺	1/100	日付	2025年 9月



特記事項

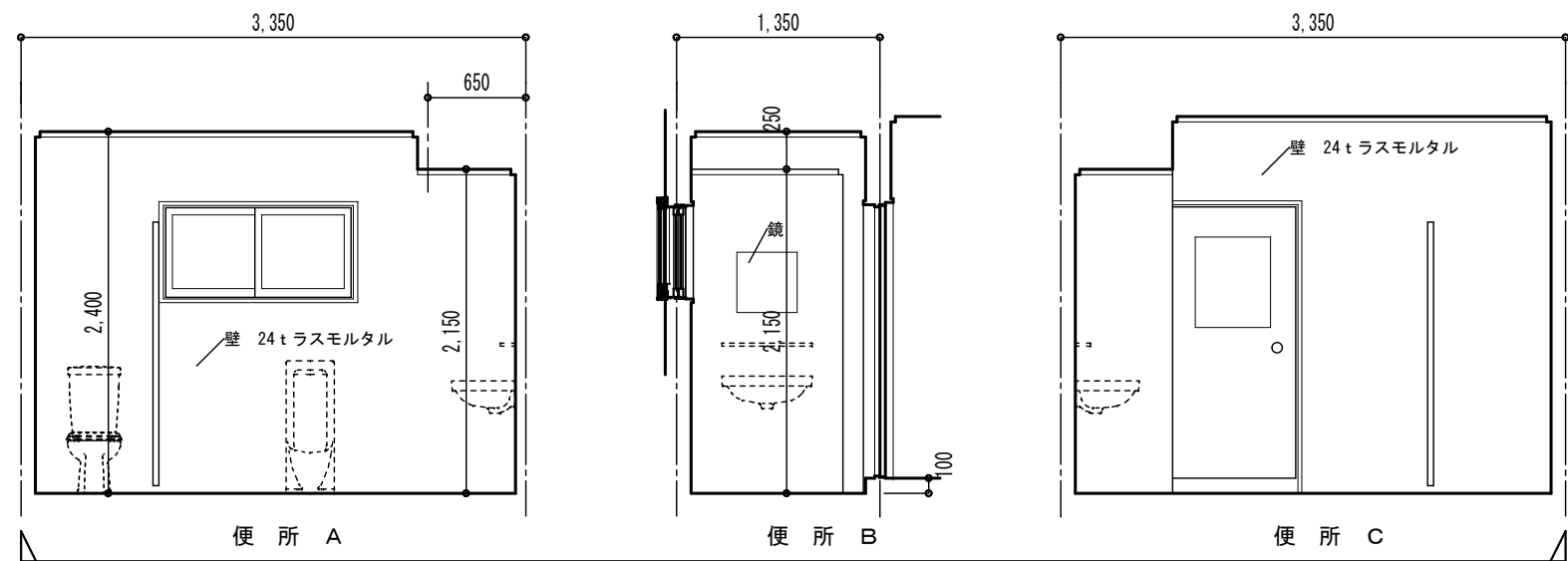
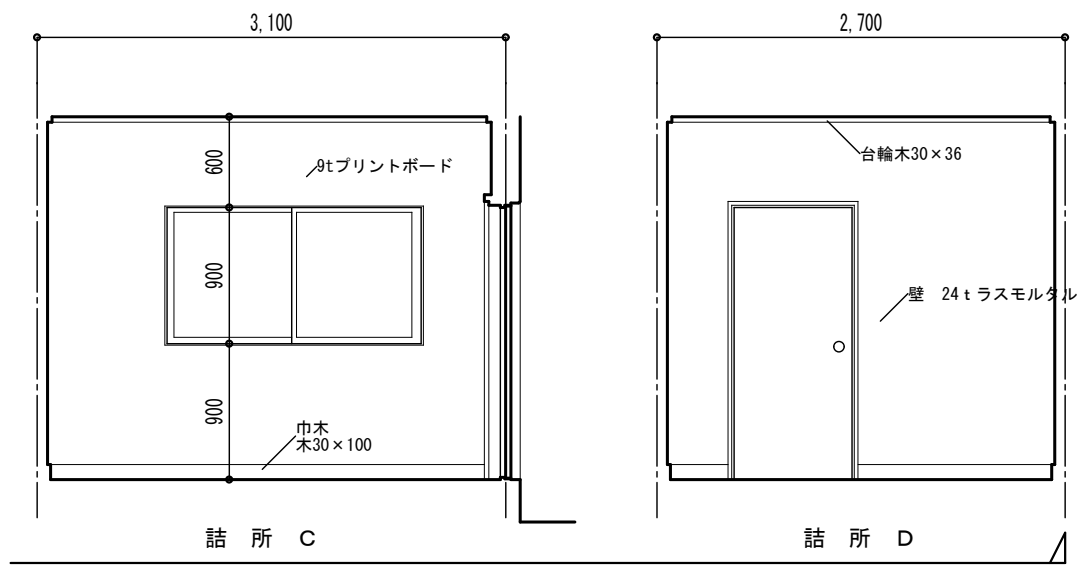
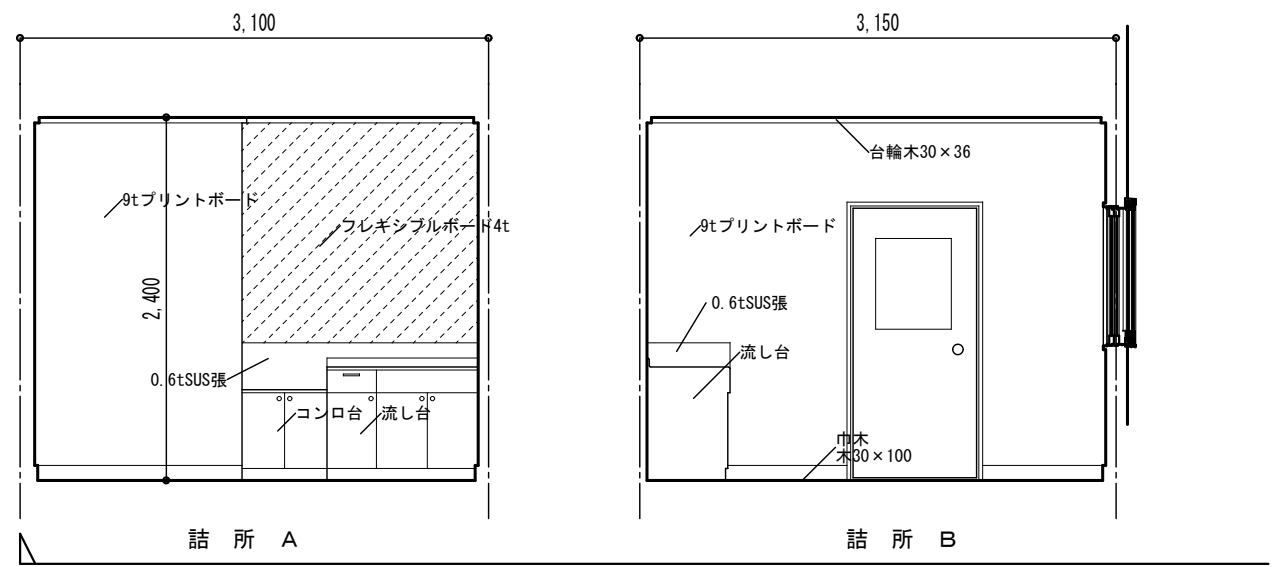
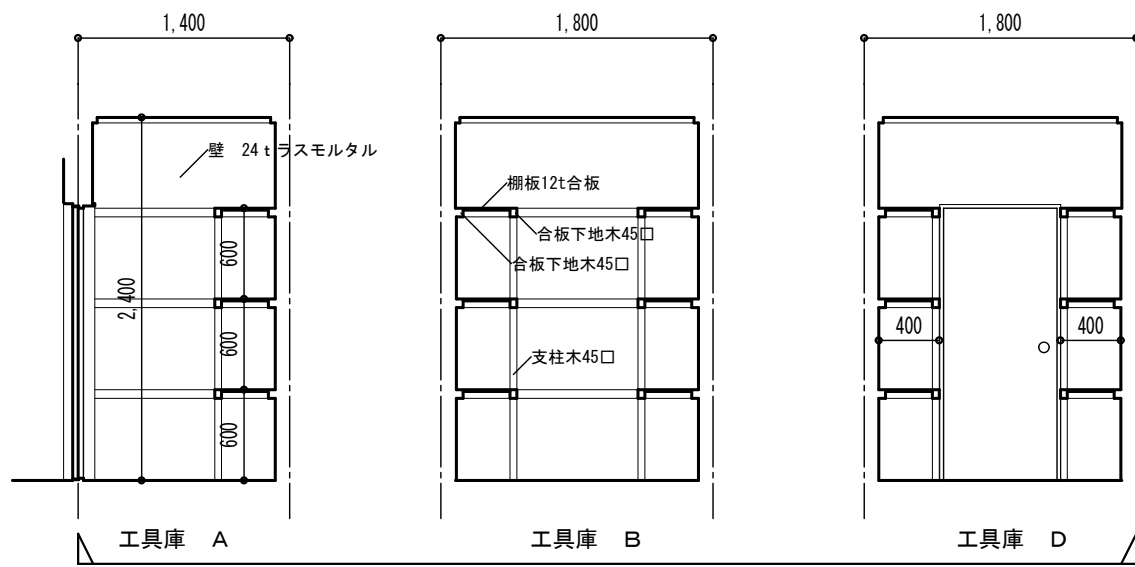
Mori 株式会社 建築設計室 帯広市緑ヶ丘東通東40番地 TEL (R) (0155)-22-1102 一級建築士事務所(十)登録第136号 一級建築士第158671号 森 義孝	工事名 帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事	設計図 図名 矩計図	縮尺 1/40	日付 2025年9月	検査 番号 A-06	担当 製図 06
	図名 矩計図	縮尺 1/40	日付 2025年9月	検査 番号 A-06	担当 製図 06	製図 06

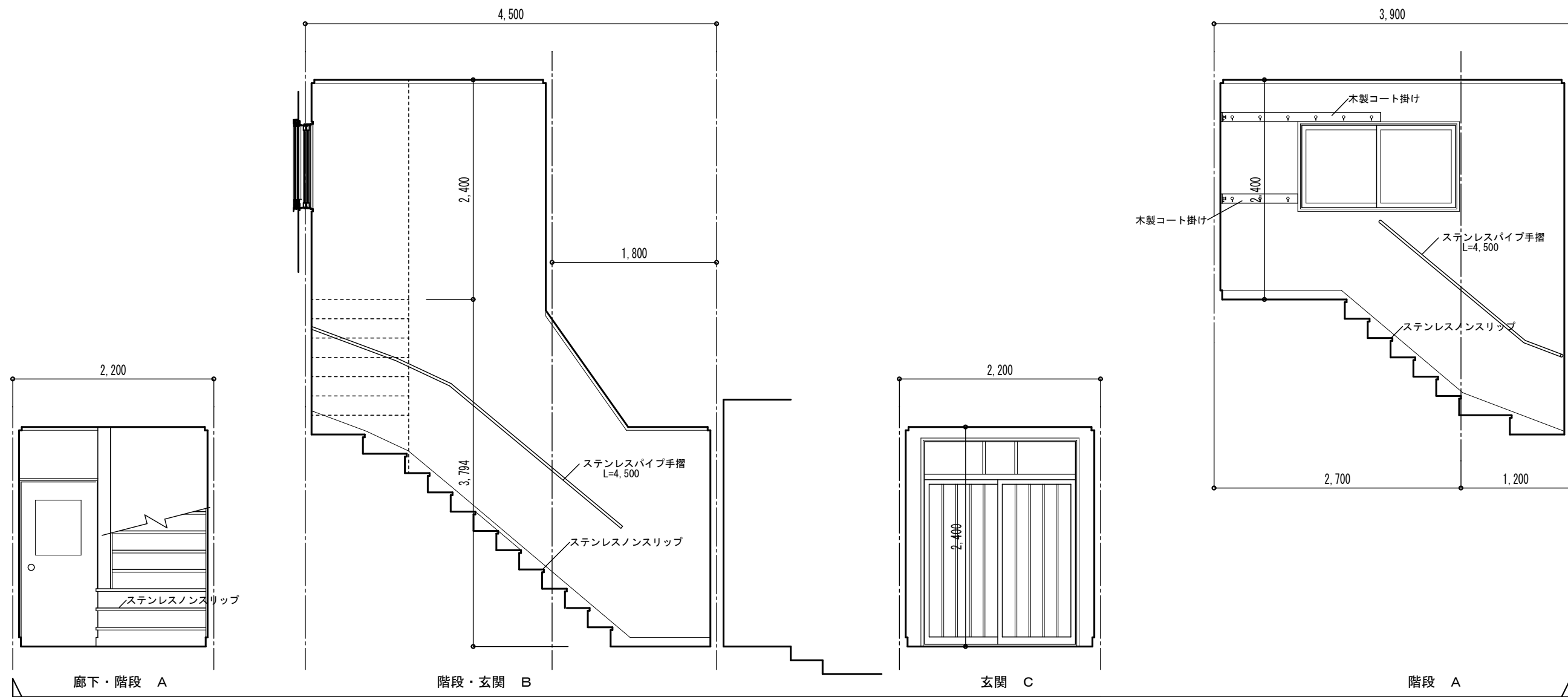


特記事項

Mori 株式会社 **モリ** 建築設計室
 帯広市緑ヶ丘東通東40番地
 TEL (R) (0155)-22-1102
 一級建築士事務所(+) 登録第136号
 一級建築士第158671号 森 義孝

工事名	帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事	設計図	検図	担当	製図
図名	展開図 1	縮尺	1/50	日付	2025年 9月
番号				番号	A - 07



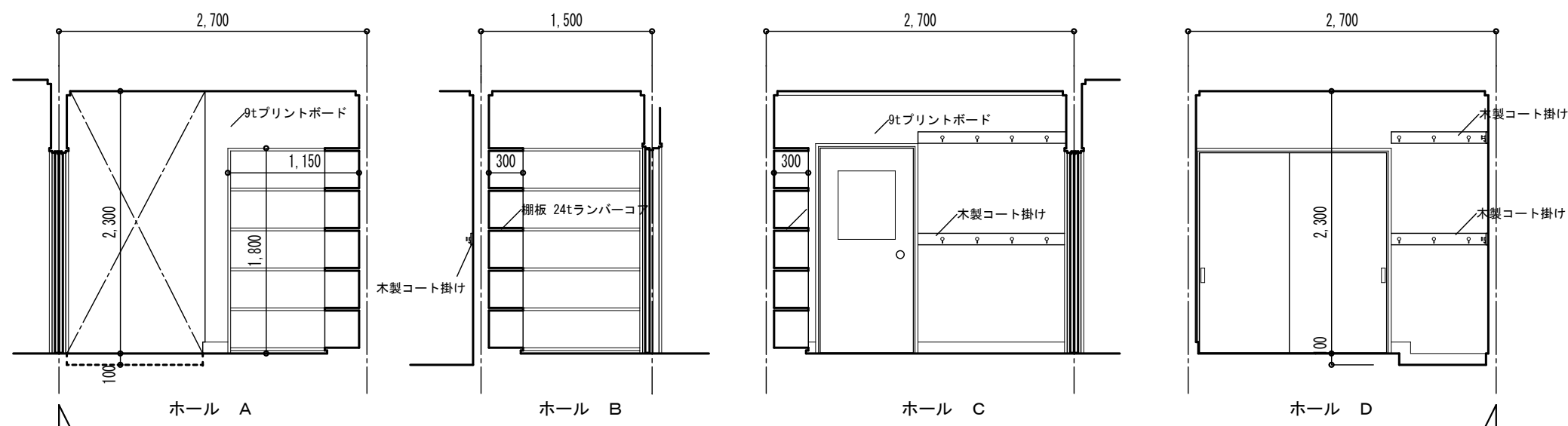


廊下・階段 A

階段・玄関 B

玄関 C

階段 A



ホール A

ホール B

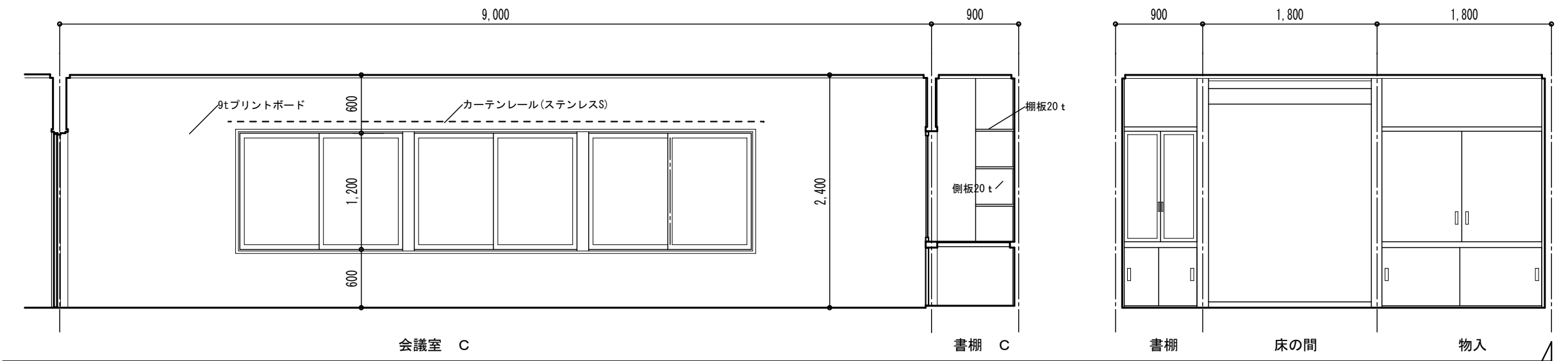
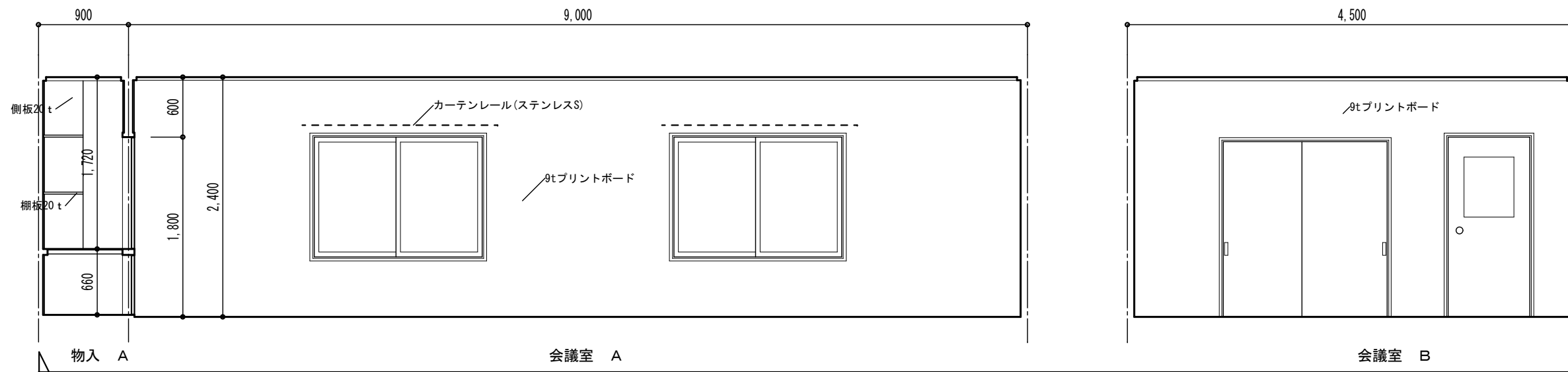
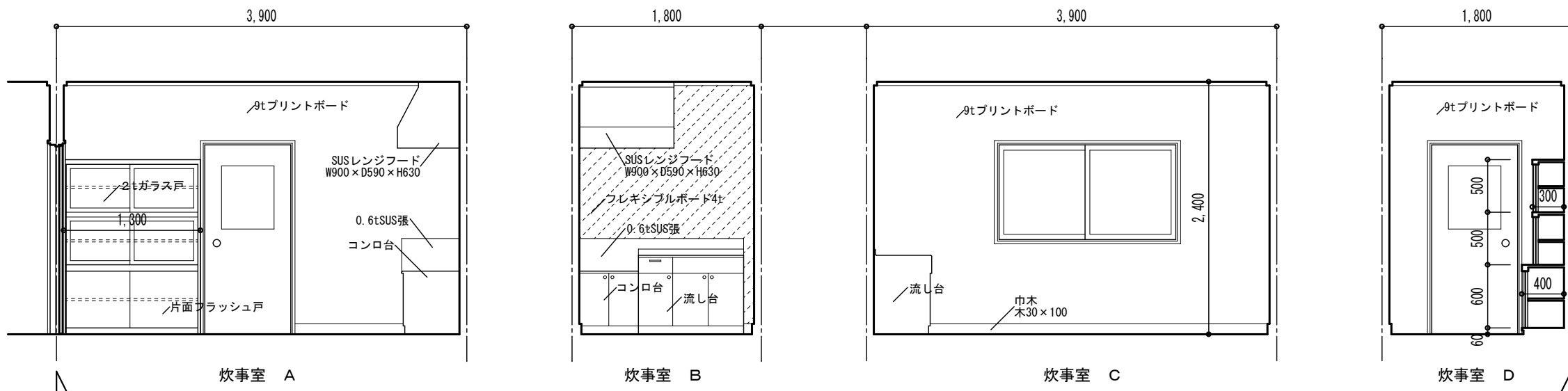
ホール C

ホール D

特記事項

Mori 株式会社 Mori 建築設計室
 帯広市緑ヶ丘東通東40番地
 TEL (R) (0155)-22-1102
 一級建築士事務所 (+) 登録第136号
 一級建築士第158671号 森 義孝

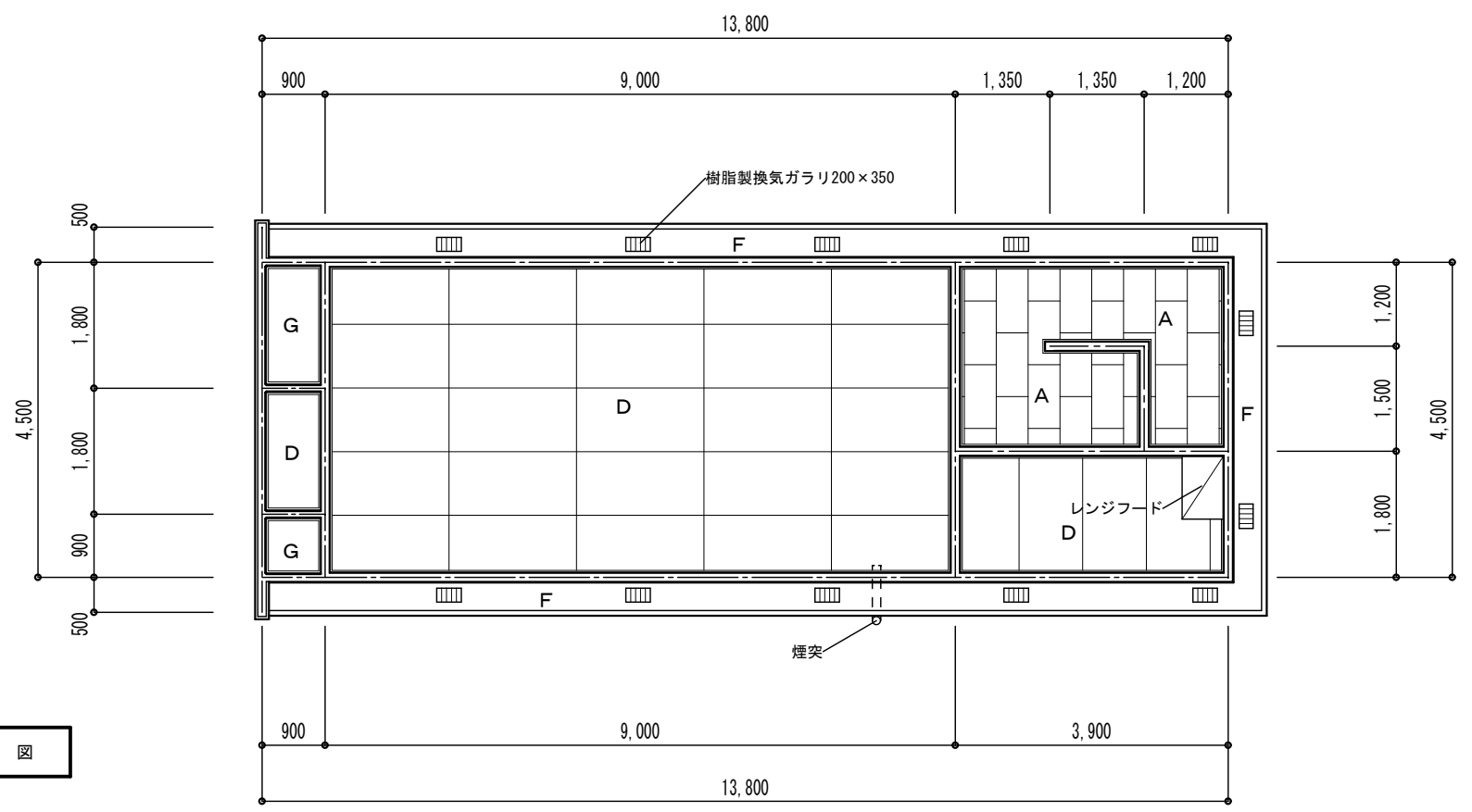
工事名	帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事	設計図	検図	担当	製図
図名	展開図 3	縮尺	1/50	日付	2025年 9月
番号				番号	A - 09



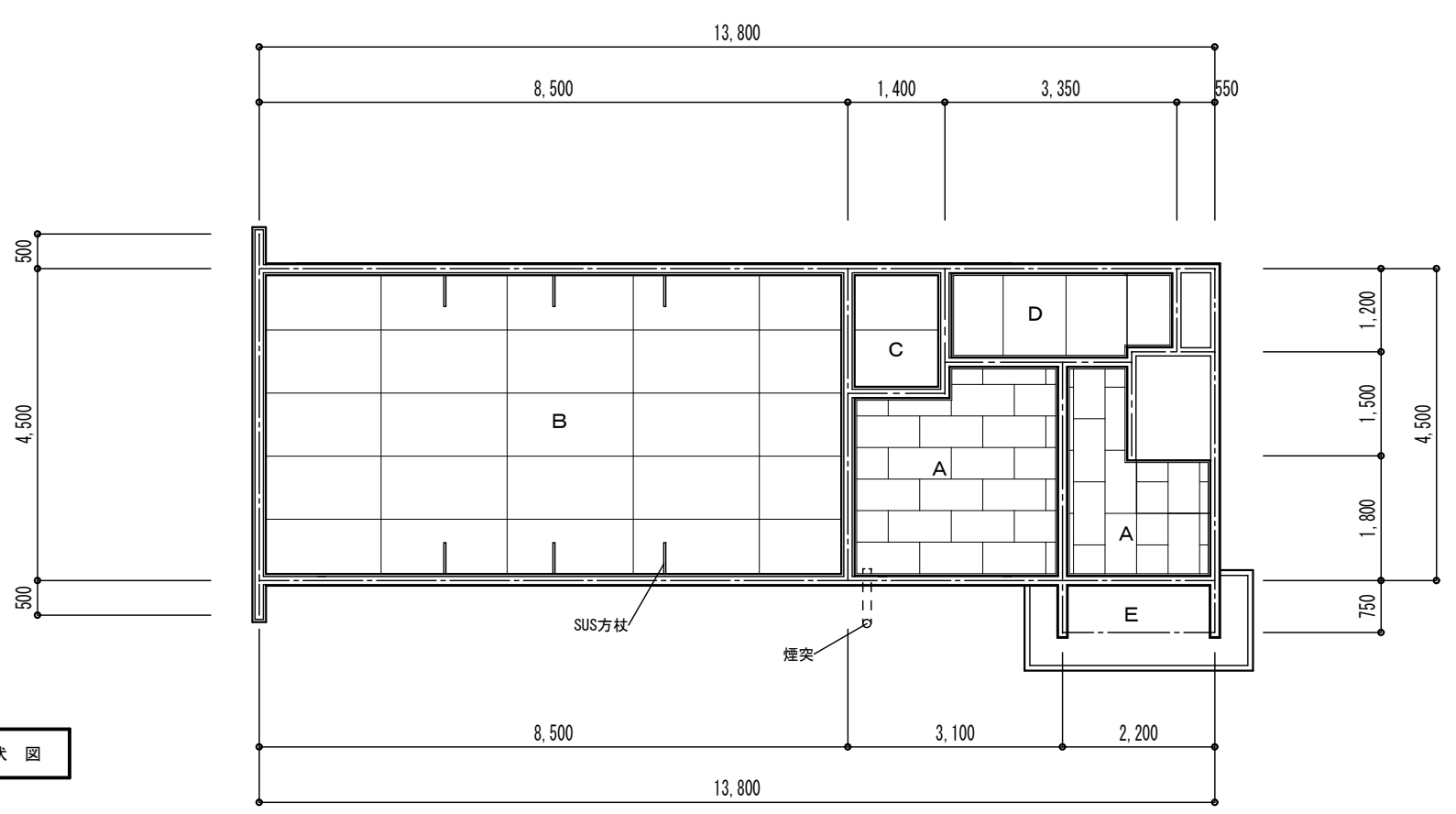
特記事項

Mori 株式会社 **モリ** 建築設計室
 帯広市緑ヶ丘東通東40番地
 TEL (R) (0155)-22-1102
 一級建築士事務所(+)登録第136号
 一級建築士第158671号 森 義孝

工事名	帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事	設計図	検図	担当	製図
図名	展開図 4	縮尺	1/50	日付	2025年 9月
番号		番号		番号	A - 10



2階天井伏図



1階天井伏図

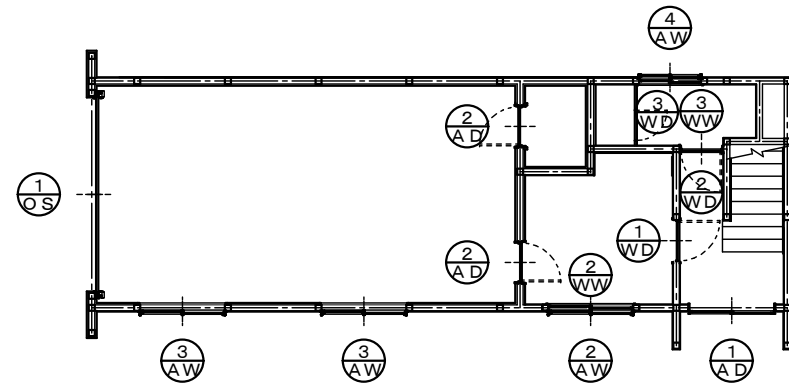
外部仕上リスト

記号	仕上
A	9.0t石膏吸音板(ジブトーン)
B	4.0tフレキシブルボード 12t石膏ボード下張
C	4.0tフレキシブルボード
D	9.0tプリントボード(化粧石膏ボード)
E	4.0tフレキシブルボード下地 ラスモルタルAEP
F	4.0tフレキシブルボード AEP
G	6.0tシナ合板

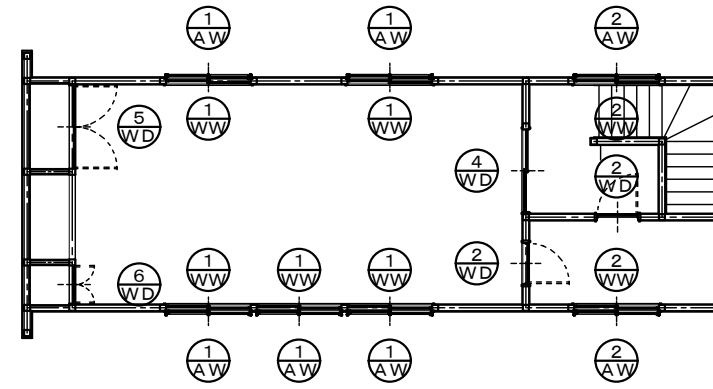
特記事項

Mori 株式会社 **モリ建築設計室**
 帯広市緑ヶ丘東通東40番地
 TEL (R) (0155)-22-1102
 一級建築士事務所(+)登録第136号
 一級建築士第158671号 森 義孝

工事名	帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事	設計図	検図	担当	製図
図名	天井伏図	縮尺	1/100	日付	2025年 9月
番号				番号	A - 11



1階キープラン



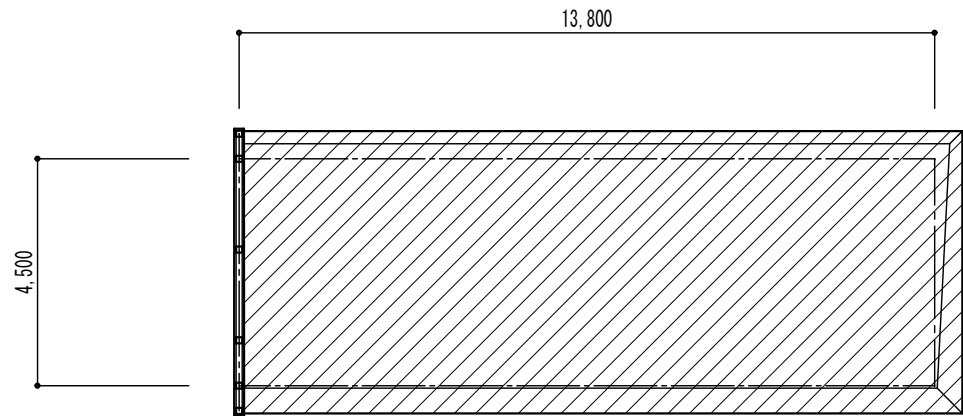
2階キープラン

建 具 表

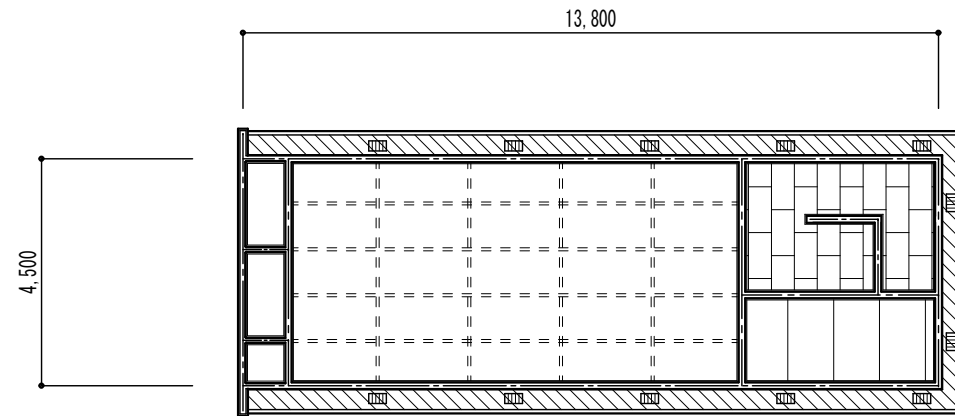
符 号	① OS	① AD	② AD	① AW	
	1ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	5ヶ所	
姿 図					
型 式	オーバースライダー スタンダードタイプ手動式	アルミ玄関用引違サッシ 住宅用	アルミ片開きドア	アルミ外付引違サッシ 住宅用	
材種見込	0.6tスチールパネル	アルミ見込60	アルミ見込60 戸フラッシュ35	アルミ見込60	
仕 上	OP	カラーアルミ	アルミシルバー	アルミシルバー	
ガ ラ ス	アクリル明かり窓	戸F4 ランマFL3	—	FL3	
備 考	3方アングル取付枠 ガイドレール・水平レール 附属金物一式	鍵 附属金物一式	丁番 シリンダー鍵 DC 附属金物一式	附属金物一式 連窓部アルミ面板	
特 記 事 項			工 事 名 帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事	設 計 図 検 査 日 2025年 9月	担 当 製 図 番 号 A — 12

符号	② AW	3ヶ所	③ AW	2ヶ所	④ AW	1ヶ所	① WW	5ヶ所
姿図								
型式	アルミ外付引違サッシ 住宅用		全 左		全 左		木製引違窓	
材種見込	アルミ見込60		全 左		全 左		青木30	
仕 上	アルミシルバー		全 左		全 左		OP	
ガラス	FL3		全 左		全 左		F4	
備 考	附属金物一式 連窓部アルミ面板		全 左		全 左		引手 敷居スベリ	
符号	② WW	3ヶ所	③ WW	1ヶ所				
姿図								
型式	木製引違窓		全 左					
材種見込	青木30		全 左					
仕 上	OP		全 左					
ガラス	F4		全 左					
備 考	引手 敷居スベリ		全 左					
特記事項					株式会社 Mori 建築設計室 帯広市緑ヶ丘東通東40番地 TEL (R) (0155)-22-1102 一級建築士事務所(十)登録第136号 一級建築士第158671号 森 義 孝		工事名 帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事 設計図 図名 建具表 2 縮尺 1/50 / 日付 2025年 9月 番号 A - 13	

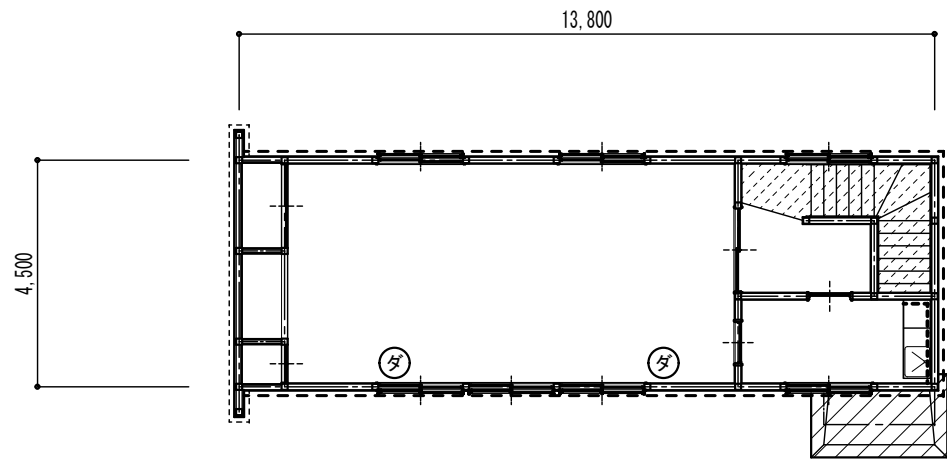
符 号	① WD	1ヶ所	② WD	3ヶ所	③ WD	1ヶ所	④ WD	1ヶ所
姿 図								
型 式	木製片開きドア		全 左		木製片開きドア・パネル		木製引違戸	
材種見込	両面 4t合板フラッシュ33		全 左		両面 4t合板フラッシュ39		両面 4t合板フラッシュ33	
仕 上	0P		全 左		全 左		全 左	
ガ ラ ス	F2		全 左		—		—	
備 考	丁番 シリンダー錠 戸当り		丁番 空錠 戸当り		ラバトリーヒンジ 表示付スライド錠 附属金物		引手 敷居スベリ	
符 号	⑤ WD	1ヶ所	⑥ WD	1ヶ所				
姿 図								
型 式	上木両開き戸 下木製引違戸		全 左					
材種見込	両面 4t合板フラッシュ30		全 左					
仕 上	全 左		全 左					
ガ ラ ス	—		FL2					
備 考	丁番 取手 マグネットキャッチ 引手 敷居スベリ		全 左					
特 記 事 項					株式会社 Mori 建築設計室 帯広市緑ヶ丘東通東40番地 TEL (R) (0155)-22-1102 一級建築士事務所(+)登録第136号 一級建築士第158671号 森 義 孝		工事名 帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事 設計図 図名 建具表 3 縮尺 1/50 / 日付 2025年9月 番号 A — 14	



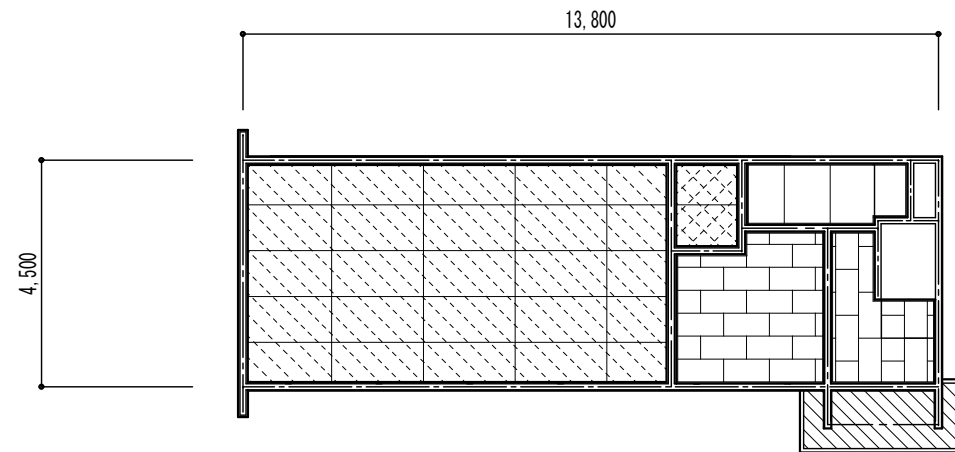
屋根面



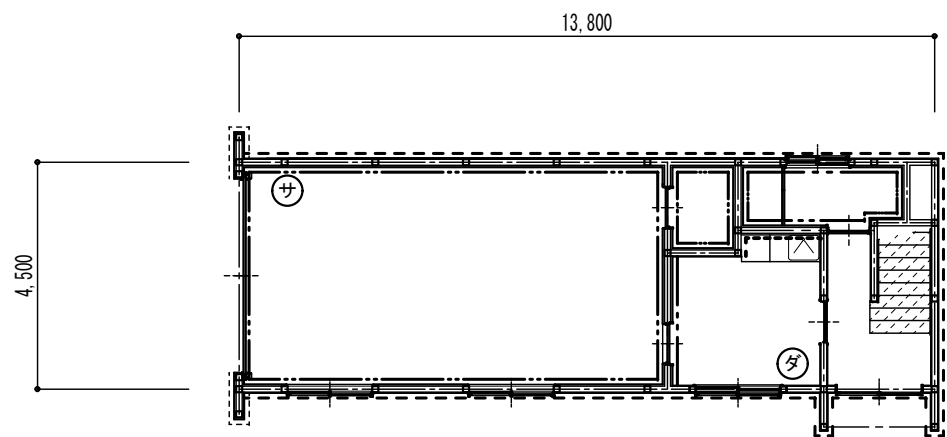
2階天井面



2階床・壁面



1階天井面



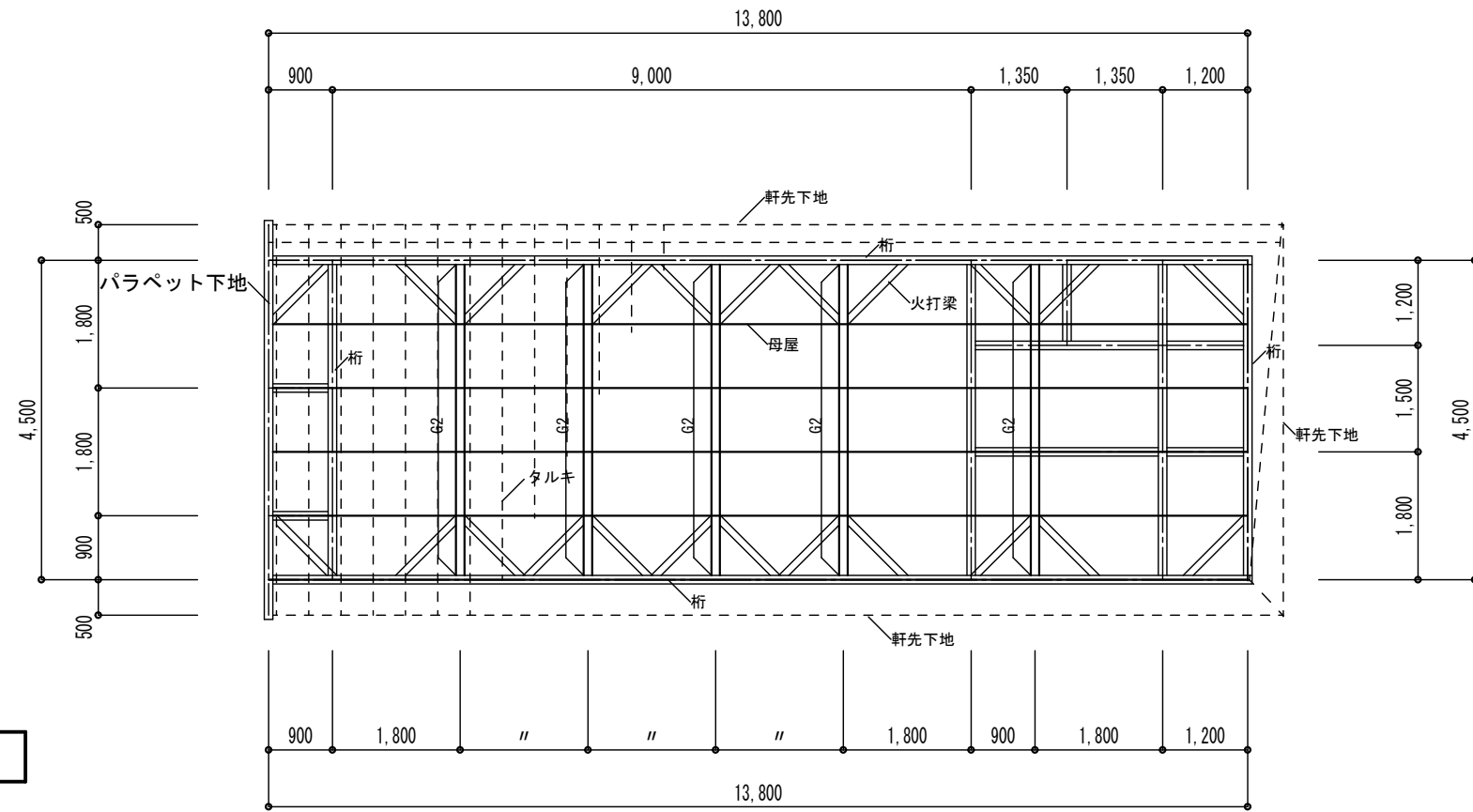
1階床・壁面

記号	使用ヶ所・使用建材名(アスベスト調査報告書)	設計図標記名	飛散危険度
	屋根下地 アスファルトルーフィング	アスファルトルーフィング22k	レベル 3
	軒天仕上 スレートボード	4tフレキシブルボード	レベル 3
	壁面仕上下地材 アスファルトフェルト	ターフェルト(サイディング面下地)	レベル 3
	壁面仕上下地材 アスファルトフェルト	ターフェルト(モルタル面下地)	レベル 3
	床仕上材 ビニル床シート	2.8tビニル塩ビシート	レベル 3
	壁仕上材 スレートボード	4tフレキシブルボード	レベル 3
	天井仕上 スレートボード	4tフレキシブルボード 12t石膏ボード下張	レベル 3
	天井仕上 スレートボード	4tフレキシブルボード	レベル 3
	天井仕上 ボード目地底材アスファルトフェルト	ボード目地底仕上材	レベル 3
⊕	サイレン電源ボックス盤 リモコントランス		レベル 3
⊕	暖房機 半密閉式石油ストーブ		レベル 3

特記事項

Mori 株式会社 **モリ** 建築設計室
 帯広市緑ヶ丘東通東40番地
 TEL (R) (0155)-22-1102
 一級建築士事務所(+)登録第136号
 一級建築士第158671号 森 義孝

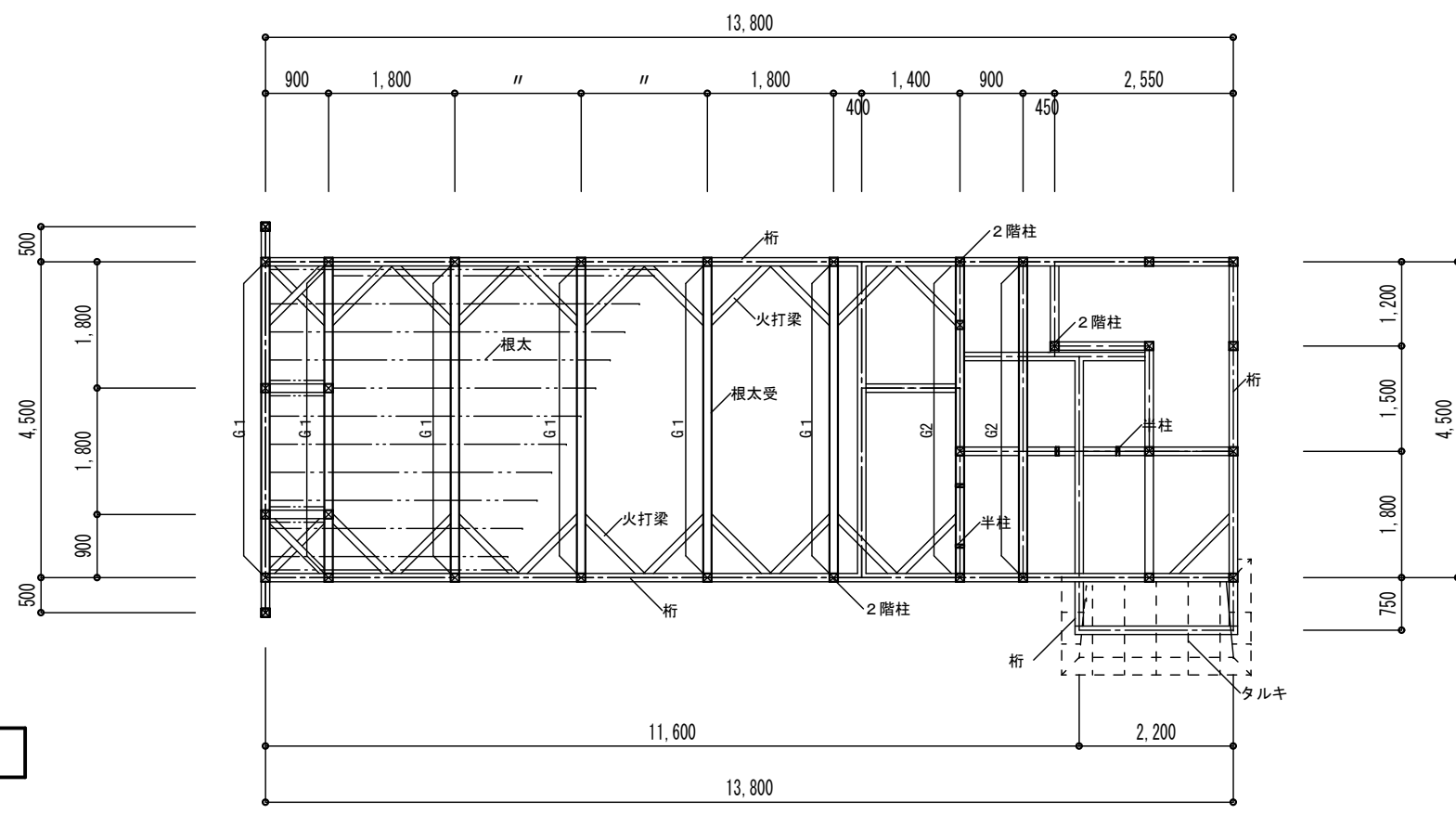
工事名 帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事 設計図
 図名 アスベスト使用箇所図 縮尺 1/50 日付 2025年9月 番号 A-15



小屋梁伏図

部 材 リ ス ト

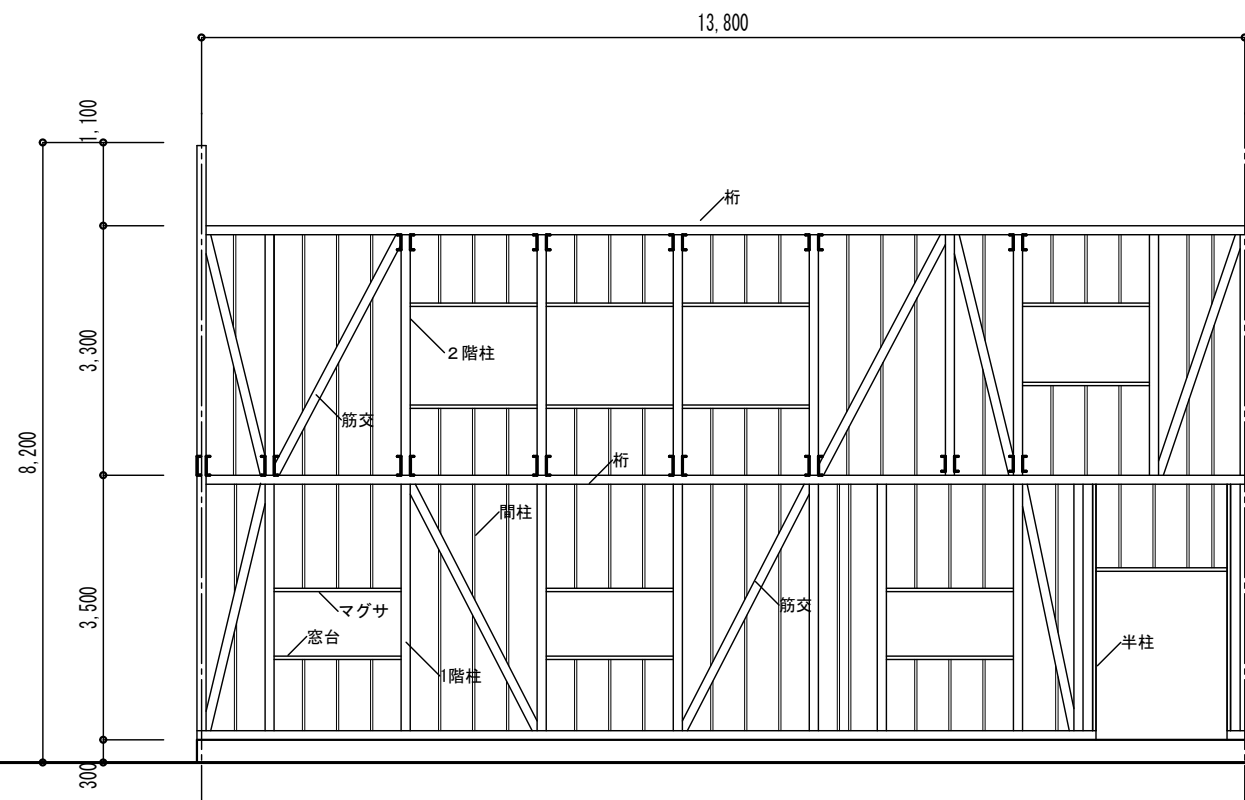
名称	部材サイズ
桁	120×120
梁 G2][[-200×50×3.2 軽量形鋼梁
火打梁	100×100
小屋束	120×100 ~ 900@
母屋	100×100 ~ 900@
タルキ	45×45 ~ 455@
パラペット下地	120×120
軒先下地	40×75



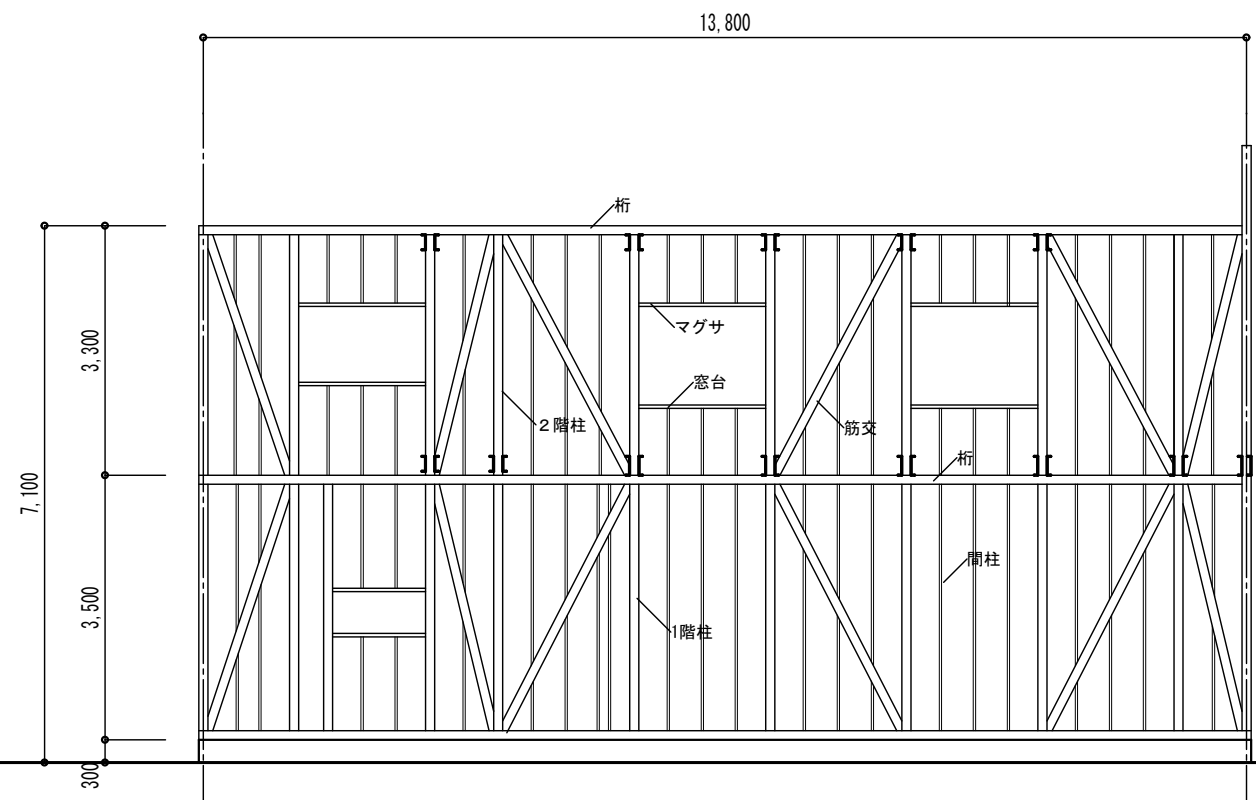
2階床梁伏図

部 材 リ ス ト

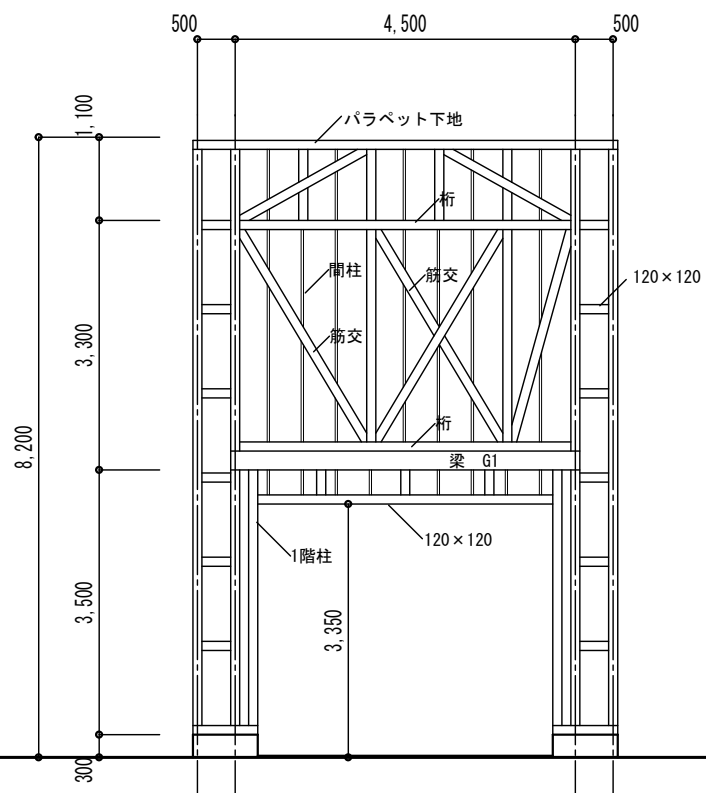
名称	部材サイズ
桁	120×120
2階柱	120×120
半柱	120×45
梁 G1][[-250×50×4.0 軽量形鋼梁
梁 G2][[-200×50×3.2 軽量形鋼梁
火打梁	100×100
根太	100×45 ~ 400@
根太受材	100×45
タルキ	45×45 ~ 455@



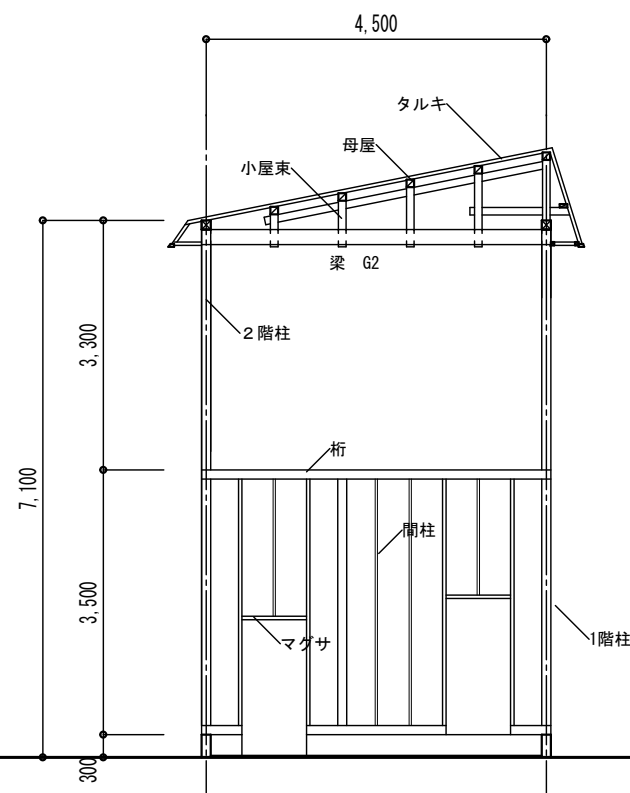
南面軸組



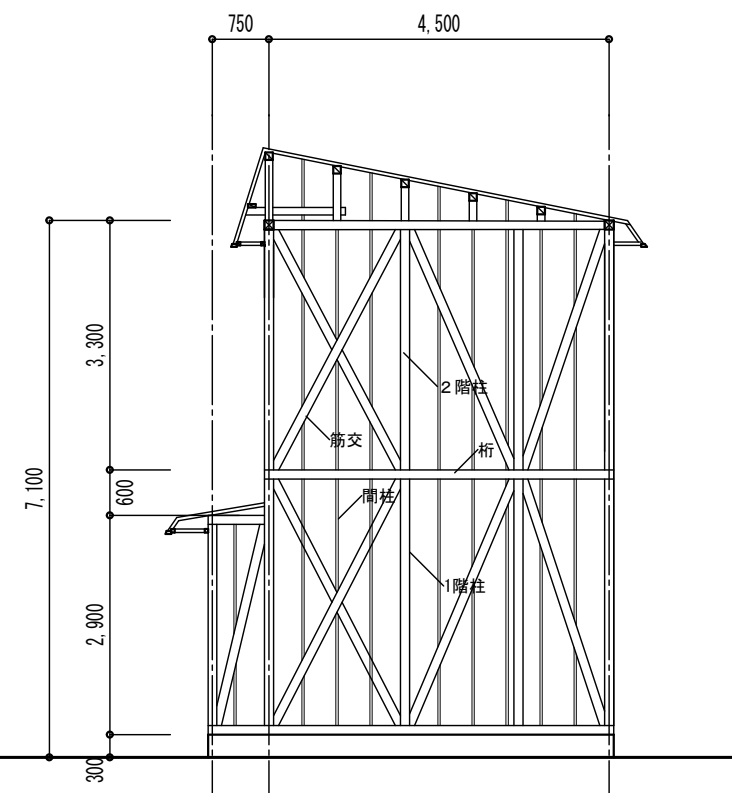
北面軸組



西面軸組



中間面軸組



東面軸組

部 材 リ ス ト

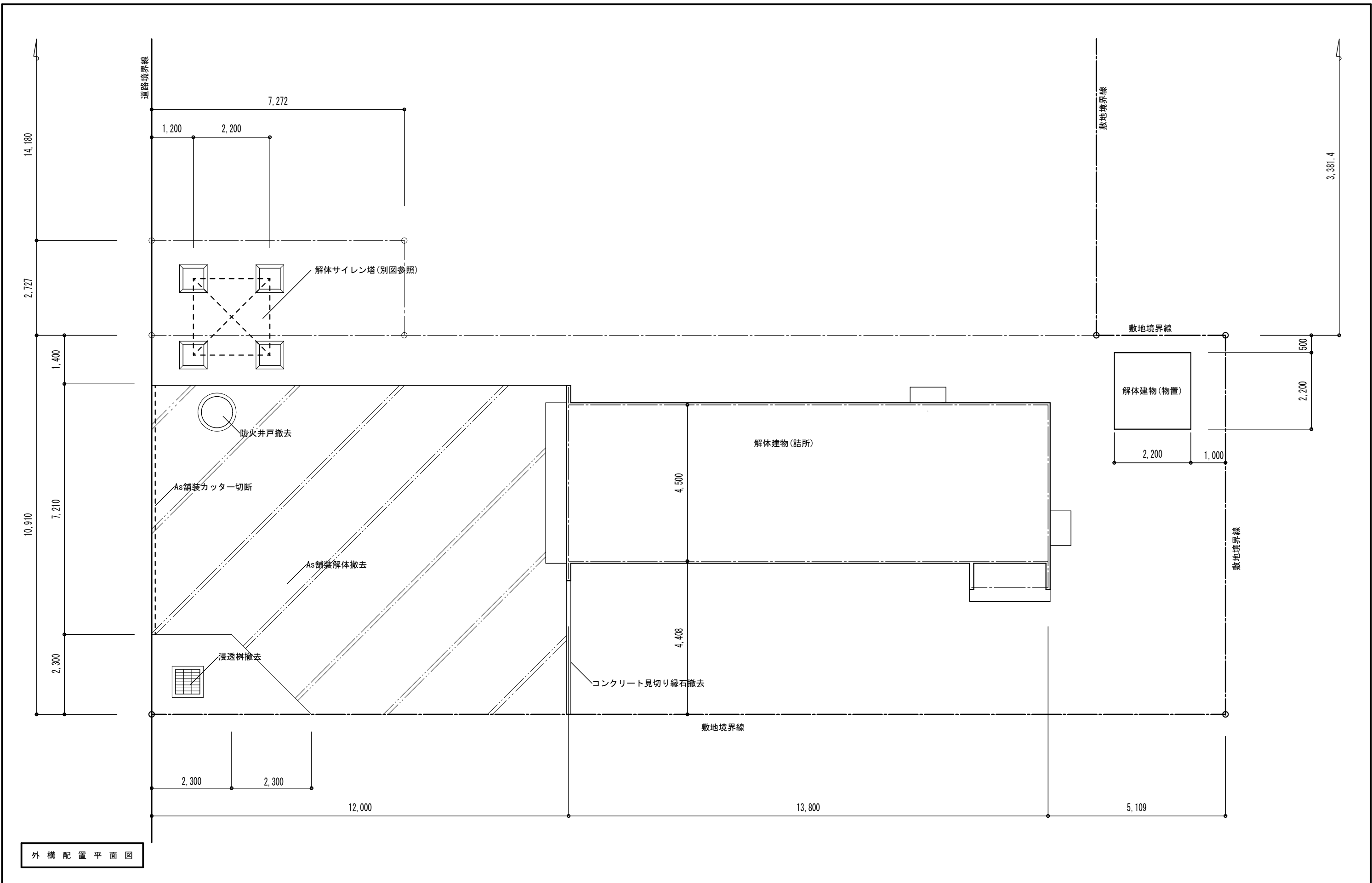
名称	部材サイズ
土台・桁	120×120
1・2階柱	120×120
半柱	120×45
梁 G1][-250×50×4.0 軽量形鋼梁
梁 G2][-200×50×3.2 軽量形鋼梁
間柱	120×30
窓台・マグサ	120×45
筋交	120×60

小屋組・その他の部材は別図参照

特記事項

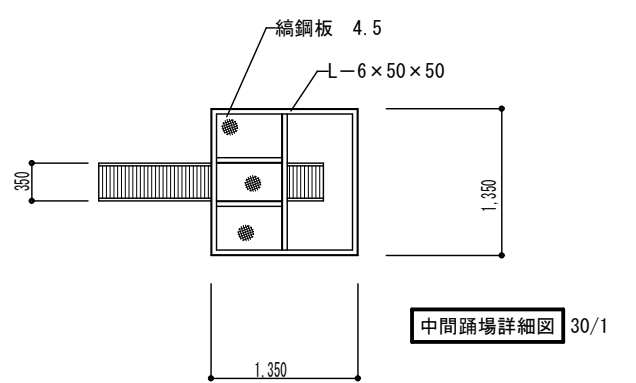
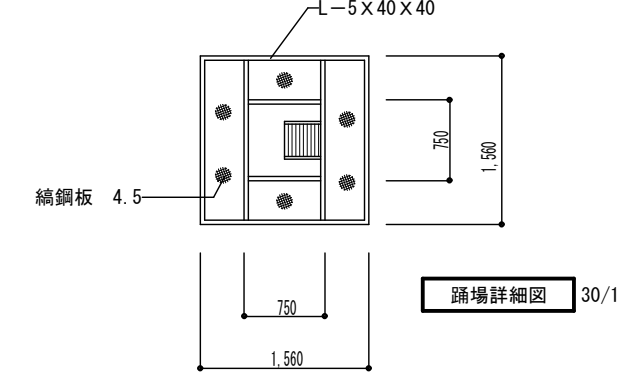
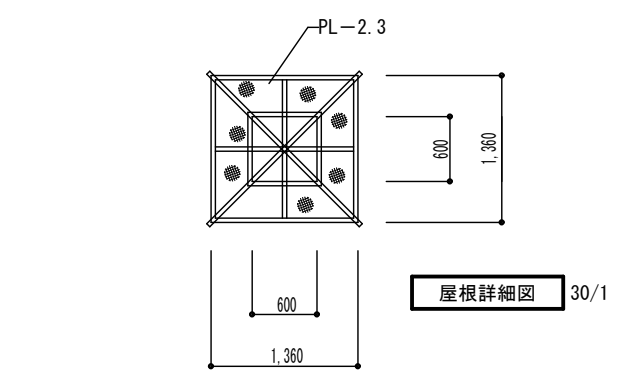
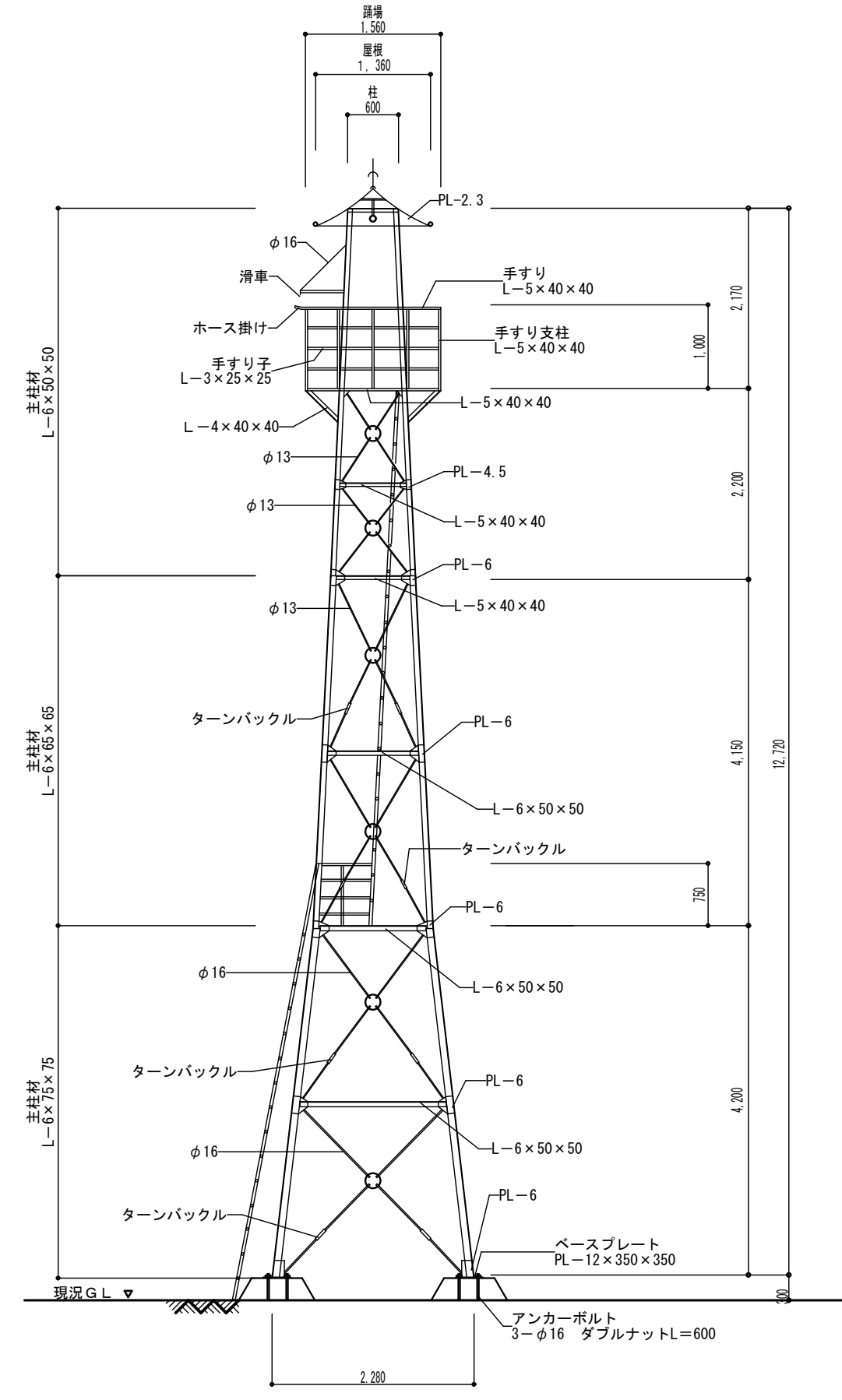
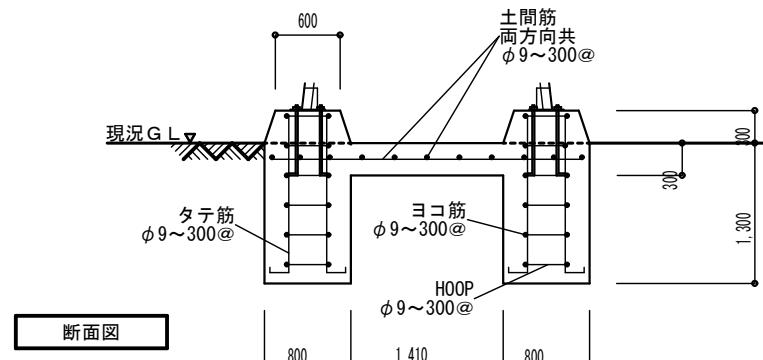
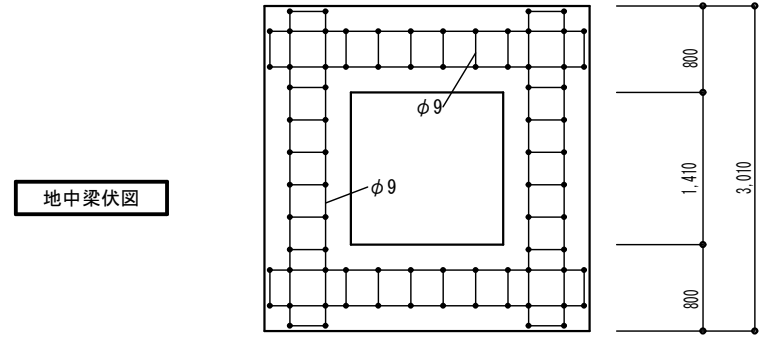
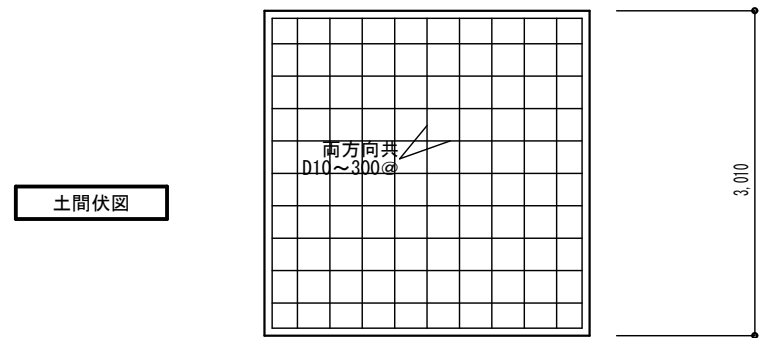
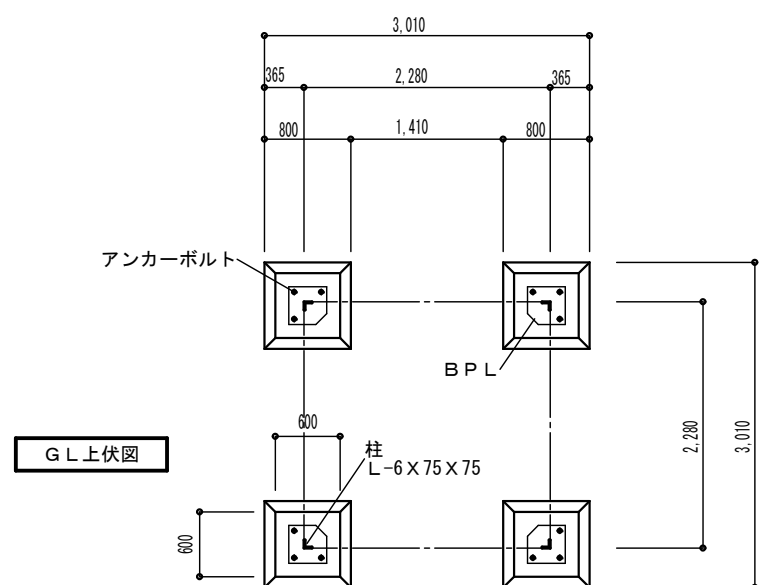
MORI 株式会社 MORI 建築設計室
 帯広市緑ヶ丘東通東40番地
 TEL (R) (0155)-22-1102
 一級建築士事務所(+)登録第136号
 一級建築士第158671号 森 義孝

工事名	帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事	設計図	検図	担当	製図
図名	軸組図	縮尺	1/100	日付	2025年9月
番号				番号	A - 18



外構配置平面図

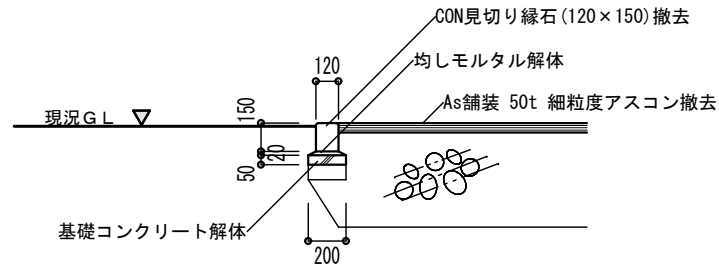
特記事項	株式会社 Mori 建築設計室 帯広市緑ヶ丘東通東40番地 TEL (R) (0155)-22-1102 一級建築士事務所(+)登録第136号 一級建築士第158671号 森 義孝	工事名	帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事 設計図		検図	担当	製図
		図名	外構配置平面図	縮尺	1/100	日付	2025年 9月



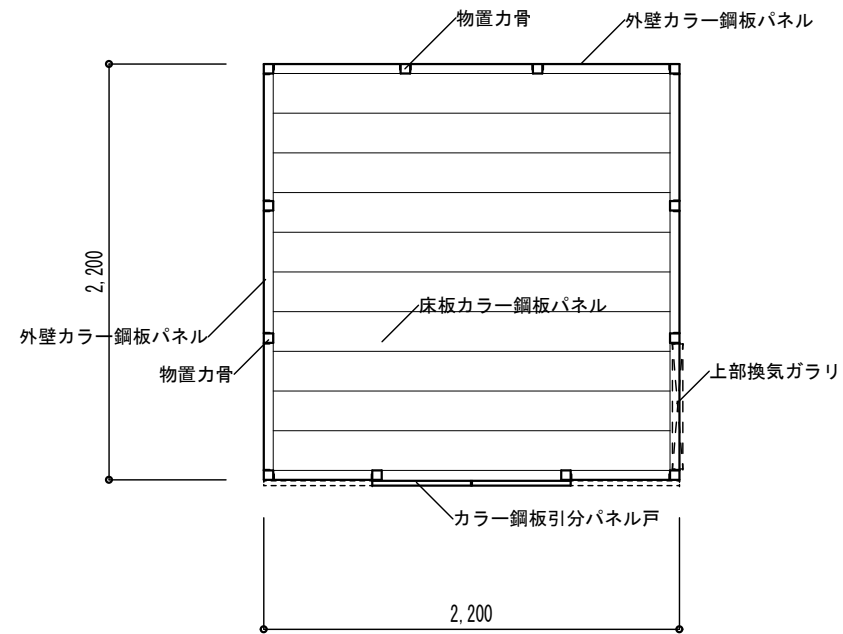
※ 鉄塔解体用重機は、0.8m3クラス+ツーピースアームを使用。

特記事項	株式会社 森 建築設計室 帯広市緑ヶ丘東通東40番地 TEL (R) (0155)-22-1102 一級建築士事務所 (+) 登録第136号 一級建築士第158671号 森 義孝	工事名	帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事	設計図	検図	担当	製図
		図名	サイレン塔撤去図	縮尺	1/70	日付	2025年 9月

As舗装・見切り縁石詳細図

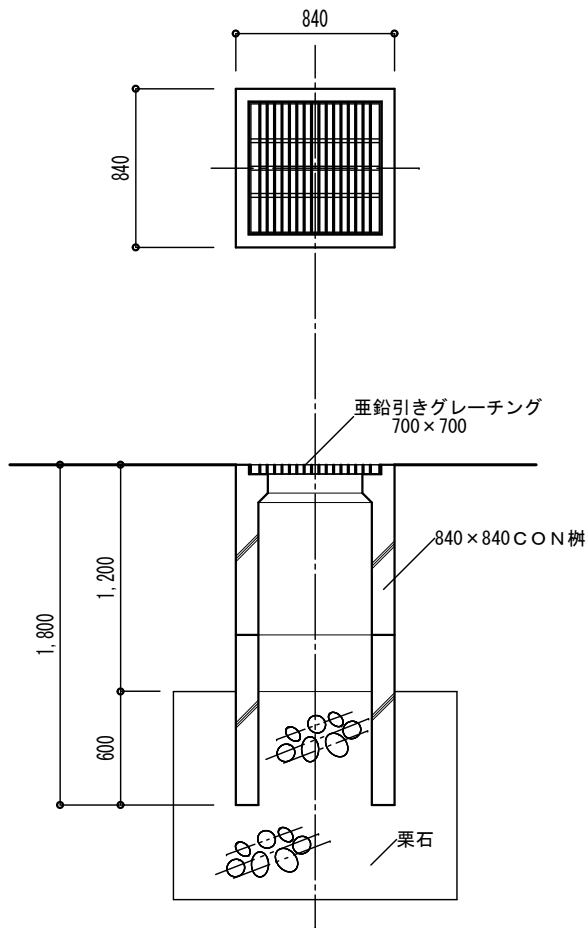


プレハブ物置解体図

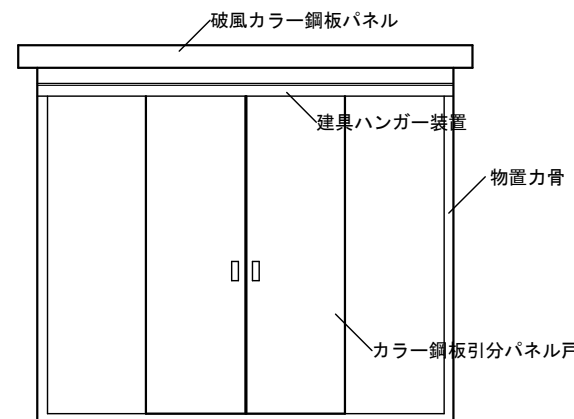


※ プレハブ物置 砂利敷面荷直置きタイプ
(基礎ブロック無し)

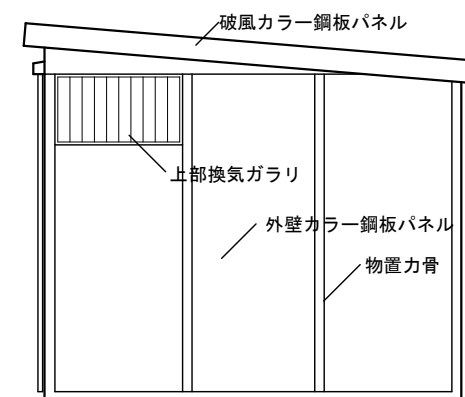
浸透枮詳細図



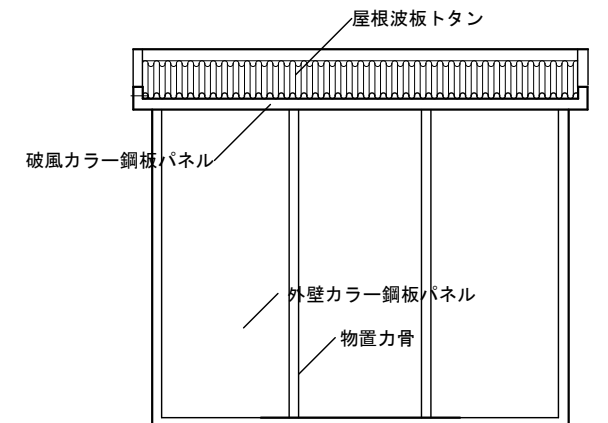
物置平面図



物置正面図



物置側面図

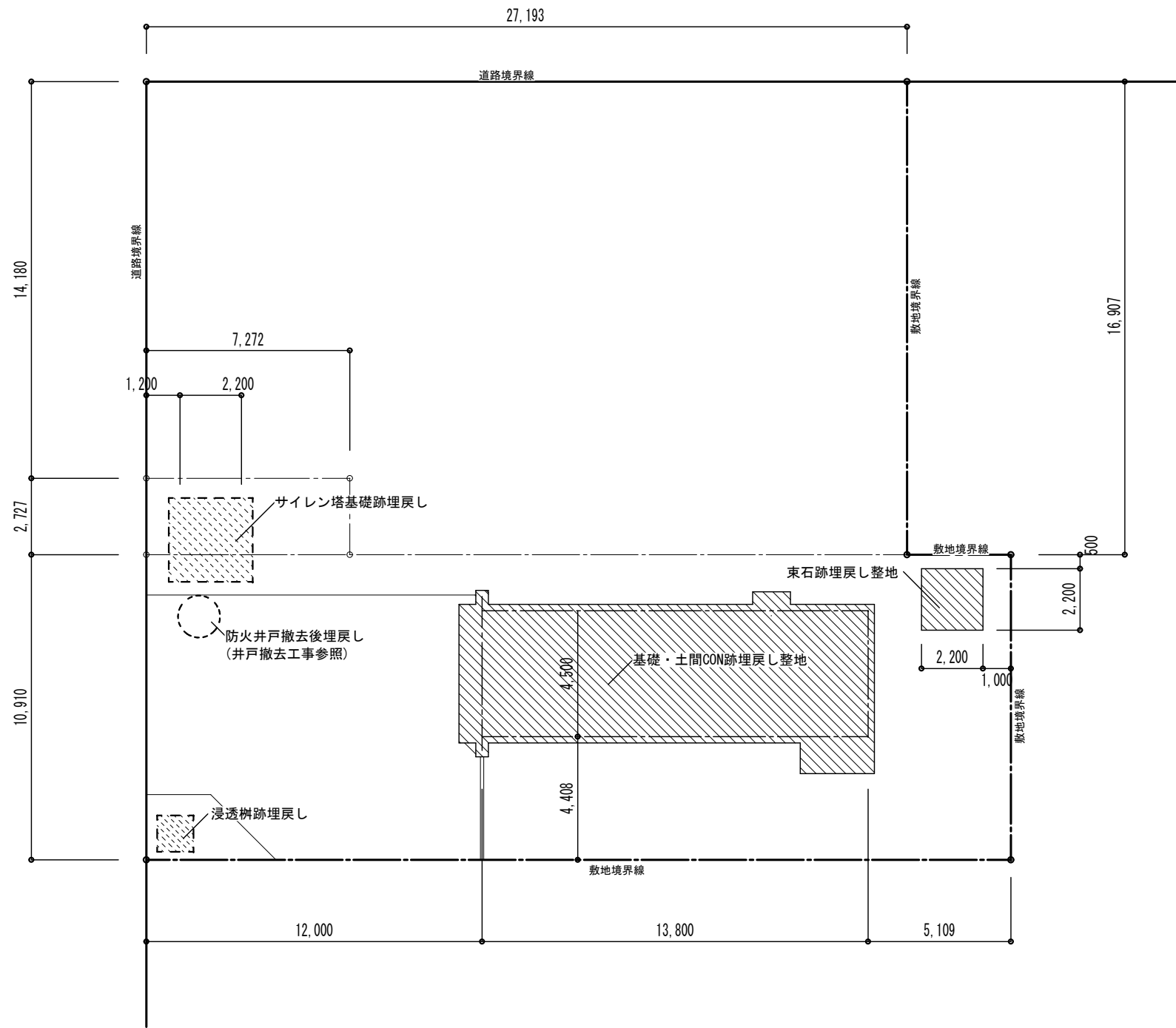


物置背面図

特記事項

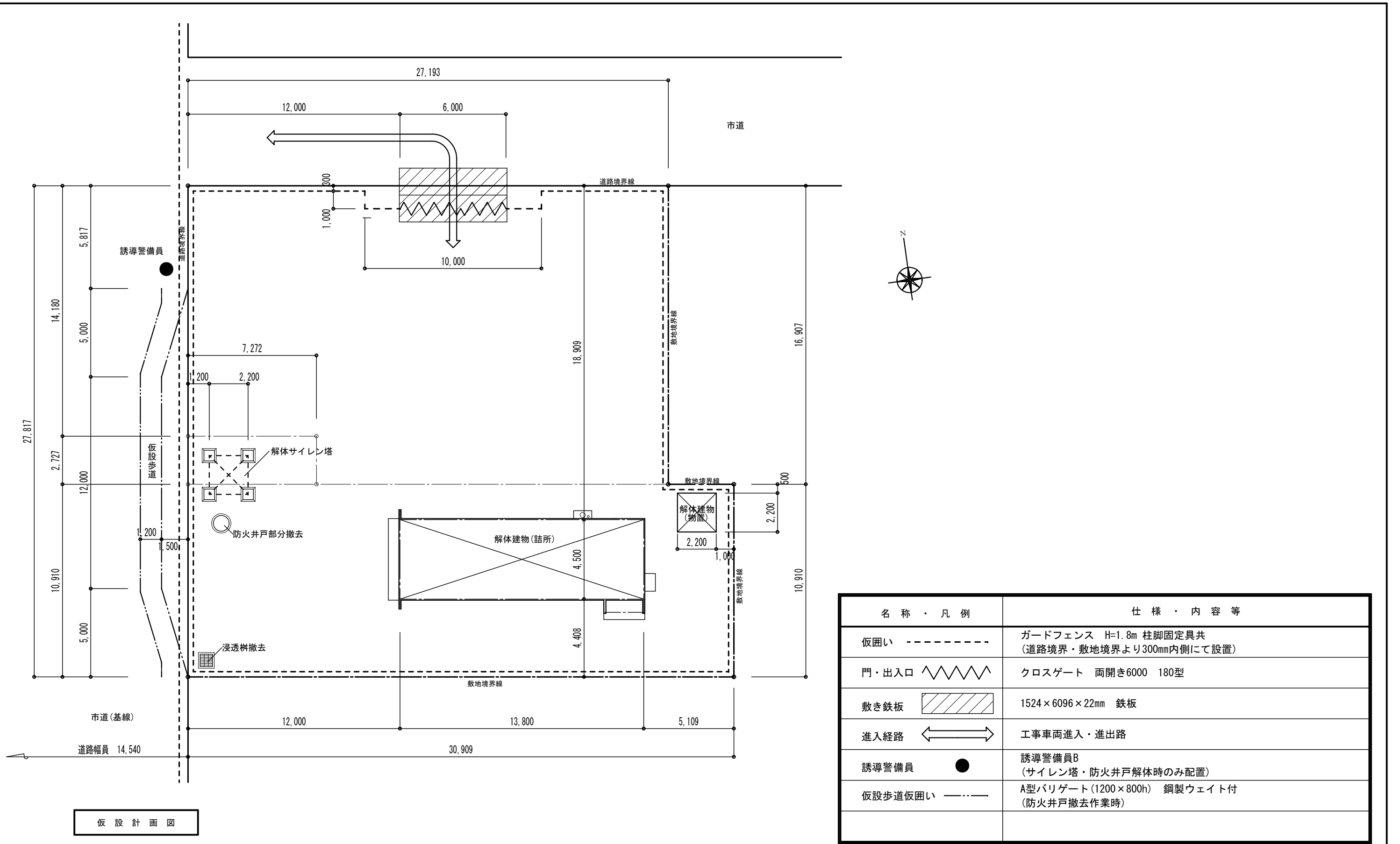
Mori 株式会社 建築設計室
 帯広市緑ヶ丘東通東40番地
 TEL (R) (0155)-22-1102
 一級建築士事務所(+)登録第136号
 一級建築士第158671号 森 義孝

工事名	帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事	設計図	検図	担当	製図
図名	外構付帯物解体図	縮尺	1/40	日付	2025年 9月
番号		番号		A	21



外構復旧・整地図

名称・凡例	仕様・内容等
建物基礎跡埋戻し	詰所跡124.2㎡ GL下の撤去コンクリート類 物置跡4.84㎡ GL撤去下の撤去コンクリート類
サイレン塔跡埋戻し	サイレン塔跡9.0㎡
浸透樹跡埋戻し	浸透樹0.62㎡



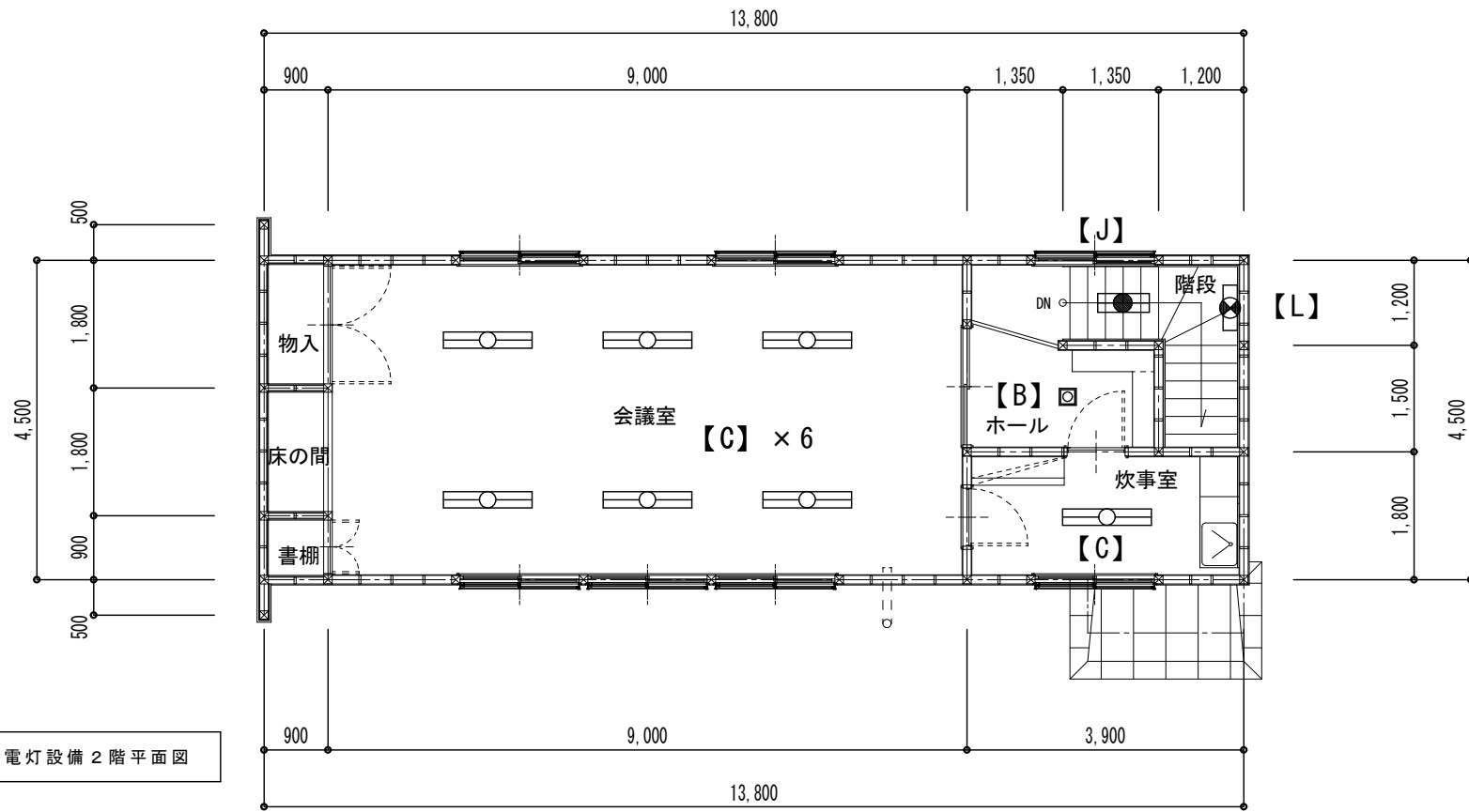
名称・凡例	仕様・内容等
仮囲い	ガードフェンス H=1.8m 柱脚固定具共 (道路境界・敷地境界より300mm内側にて設置)
門・出入口	クロスゲート 両開き6000 180型
敷き鉄板	1524×6096×22mm 鉄板
進入経路	工事車両進入・進出路
誘導警備員	誘導警備員B (サイレン塔・防火井戸解体時のみ配置)
仮設歩道仮囲い	A型バリゲート(1200×800h) 鋼製ウェイト付 (防火井戸撤去作業時)

仮設計画図

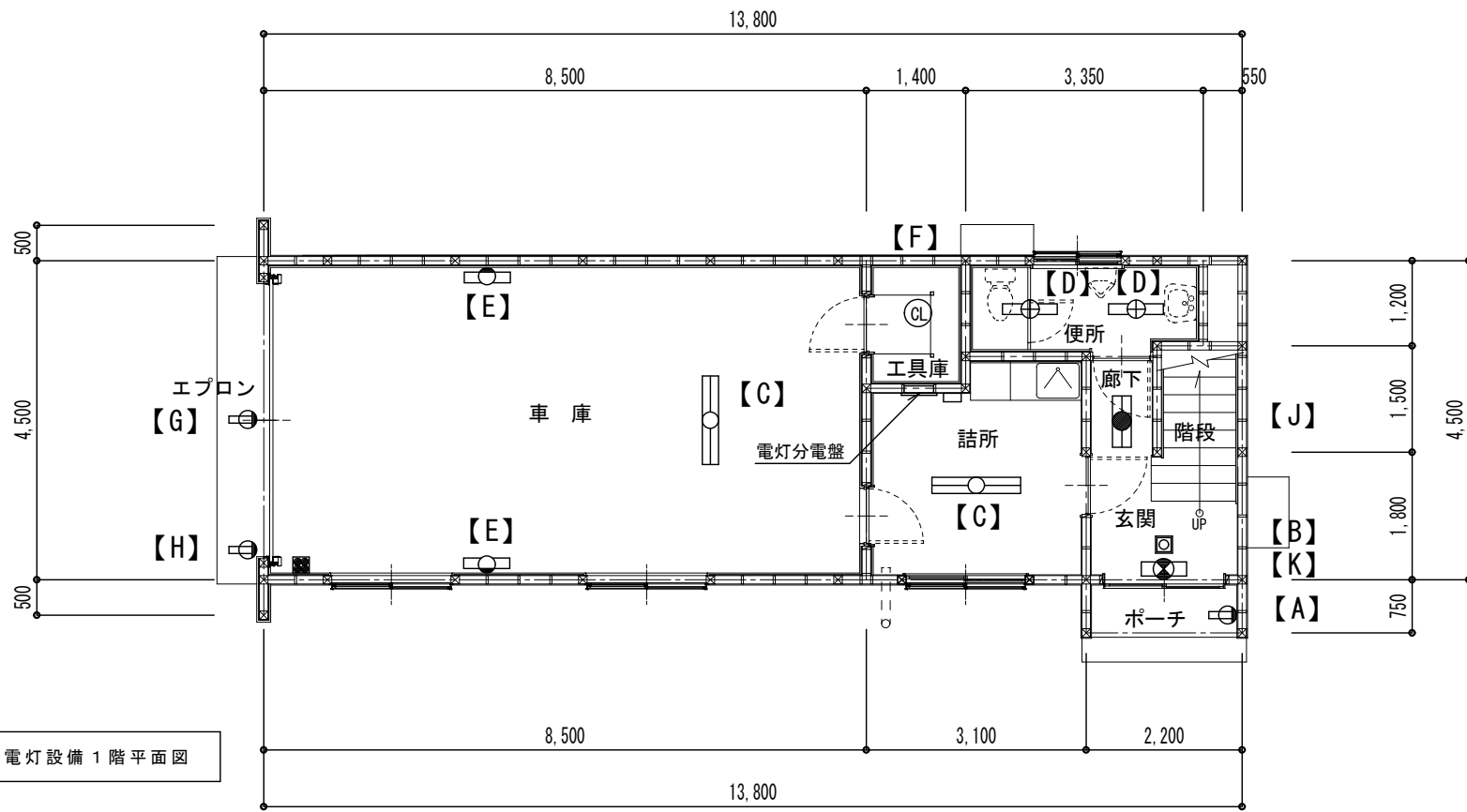
特記事項

Mori 株式会社 **モリ** 建築設計室
 帯広市緑ヶ丘東通東40番地
 TEL (R) (0155)-22-1102
 一級建築士事務所(+) 登録第136号
 一級建築士第158671号 森 義孝

工事名	帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事	設計図	検図	担当	製図
図名	仮設計画図	縮尺	1/200	日付	2025年 9月
番号				番号	A - 24



電灯設備 2階平面図



電灯設備 1階平面図

照明器具先行撤去

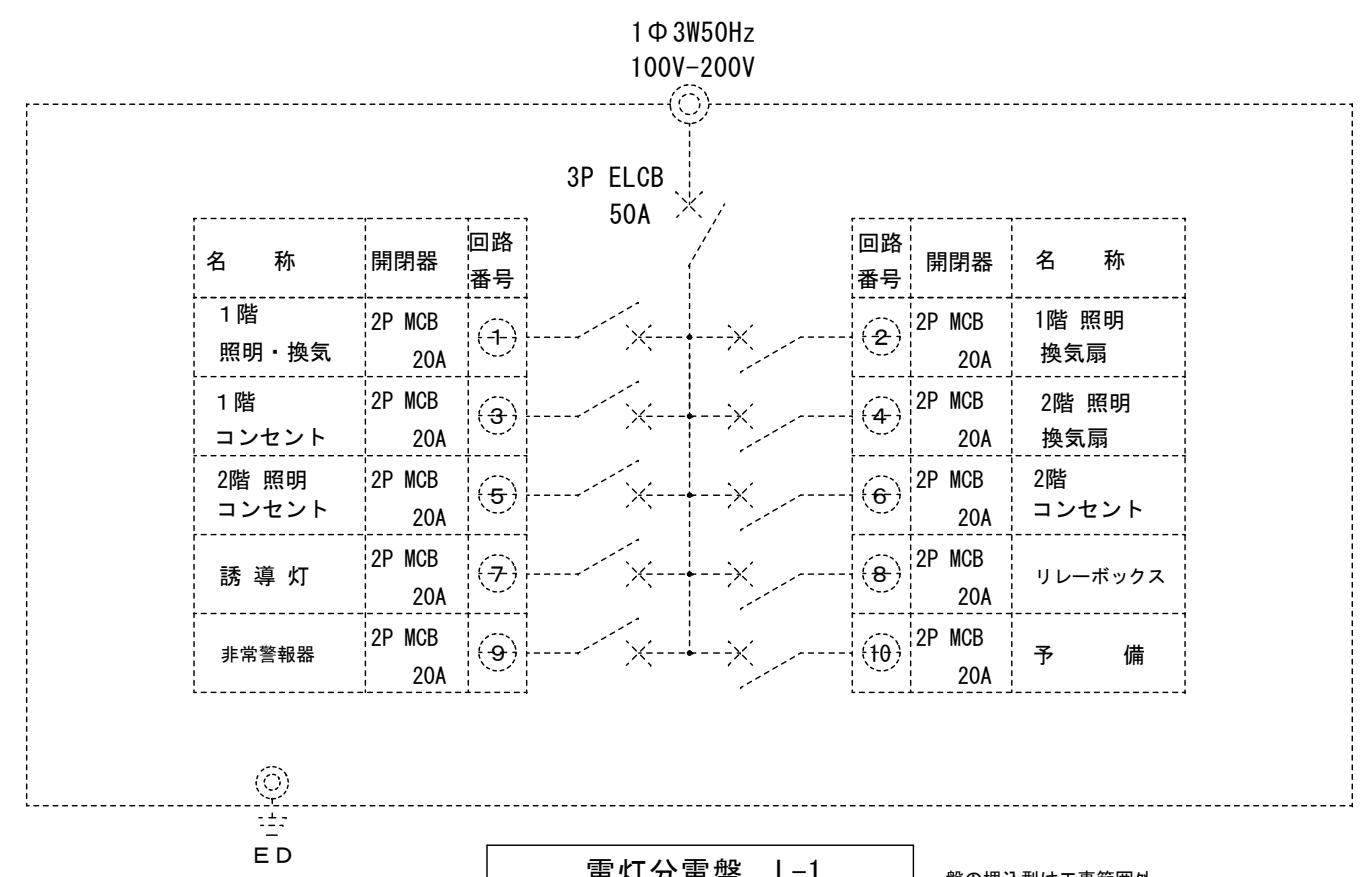
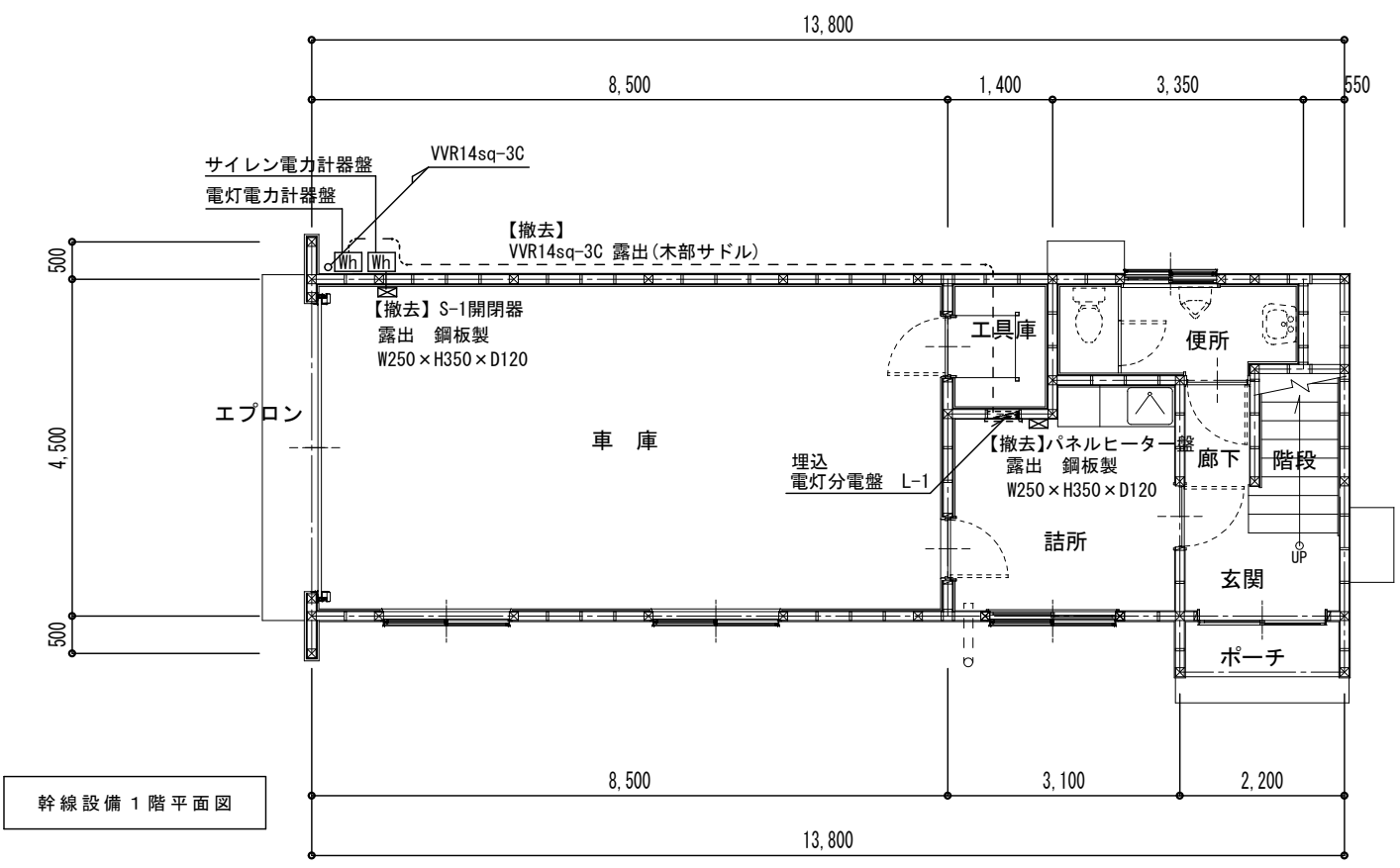
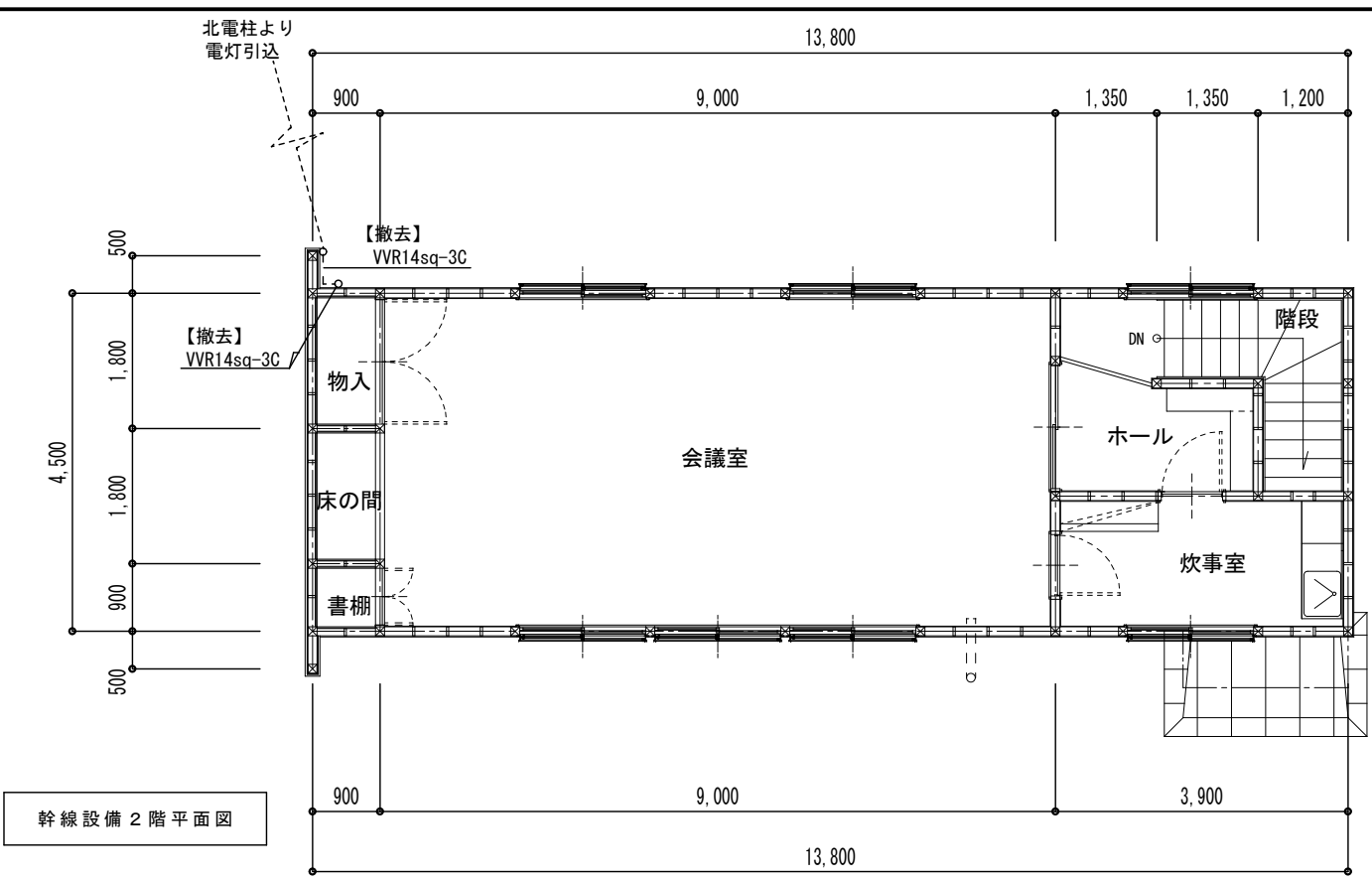
記号	室名 照明器具仕様	1階							2階			合計		
		ポーチ	玄関	廊下	便所	詰所	車庫	工具庫	外部	階段室	ホール		炊事室	会議室
A	露出 直付 防雨型 FL10W×1 プラケット FBC8 MP・RP 101	1												1
B	埋込 アクリルカバー付き FCL30W×1 FRF2 C301		1							1				2
C	露出 直付 富士型 FL40W×2					1	1				1	6		9
D	露出 直付 富士型 FL20W×1 防水型				2									2
E	露出 壁付 FL20W×1 FBF6-201						2							2
F	露出 直付 もち型 IL60W×1 シーリングライト							1						1
G	赤色灯 防雨型 IL60W×1 グローブ：赤色ガラス								1					1
H	防犯灯 防雨型 FL20W×1								1					1
J	FL20W×2 富士型 非常灯 反射板：鋼板（高反射白色粉体塗装） ニッケルカドミウム蓄電池使用			1						1				2
K	非常口誘導灯 中型 グロー式 SH1-FSF10-201 電池 Ni-Cd蓄電池6V 1650mAh		1											1
L	通路誘導灯 ST1-FBC10-201									1				1

※照明器具安定器PCB不含

特記事項

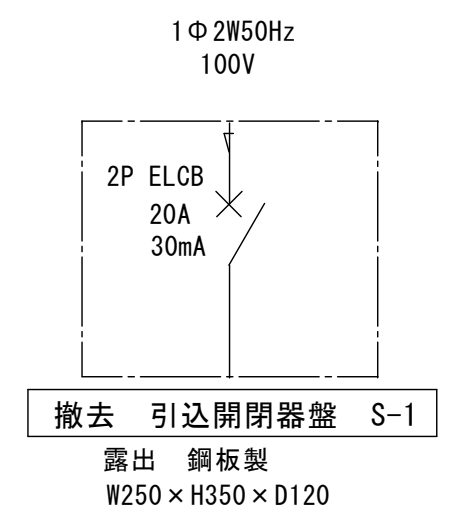
Mori 株式会社 建築設計室
 帯広市緑ヶ丘東通東40番地
 TEL (R) (0155)-22-1102
 一級建築士事務所(+)登録第136号
 一級建築士第158671号 森 義孝

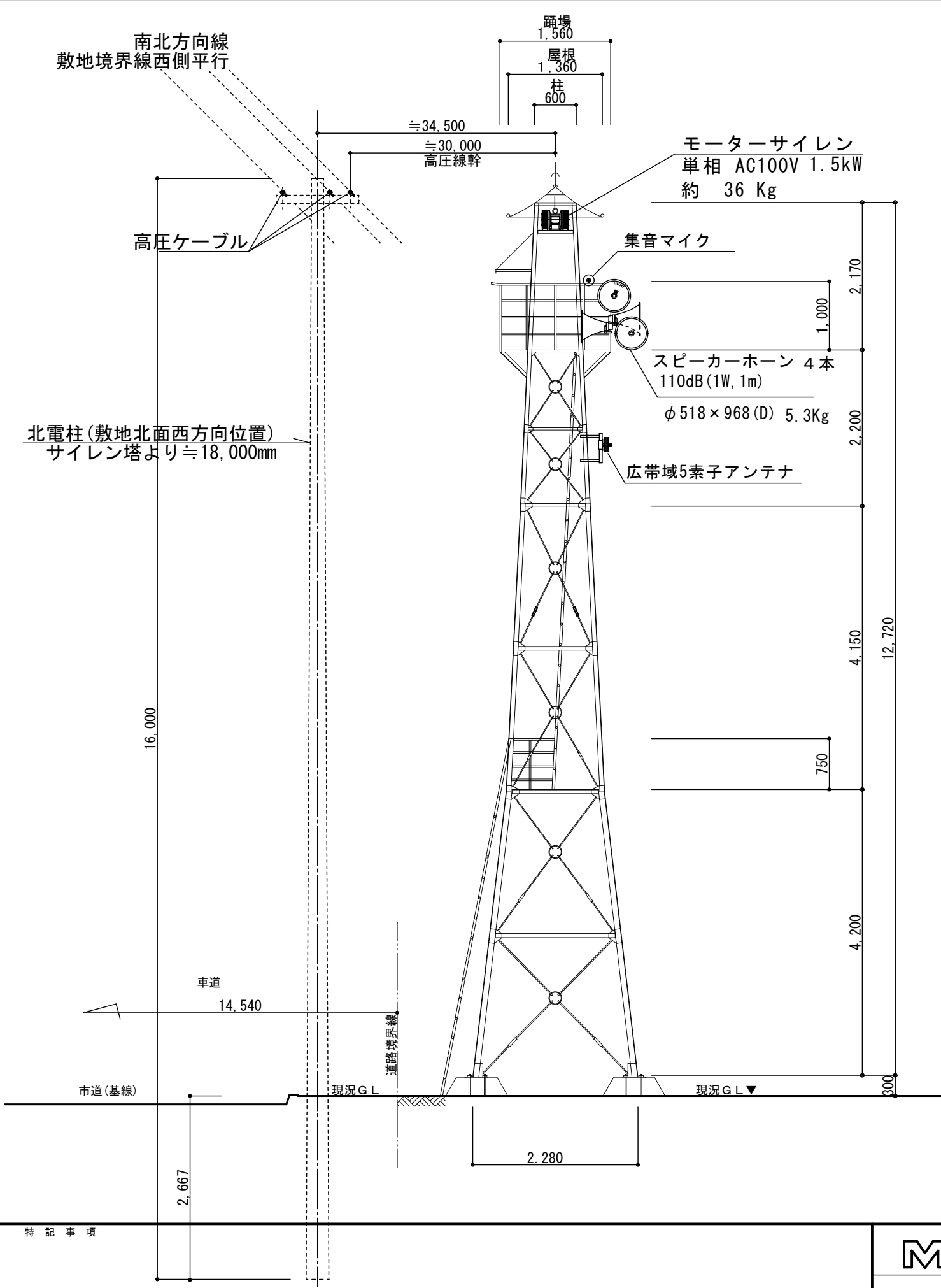
工事名 帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事 設計図
 図名 電灯設備撤去図 縮尺 1/100 日付 2025年9月 番号 E-02



電灯分電盤 L-1
埋込型 W500×H700×D120(埋込)

盤の埋込型は工事範囲外

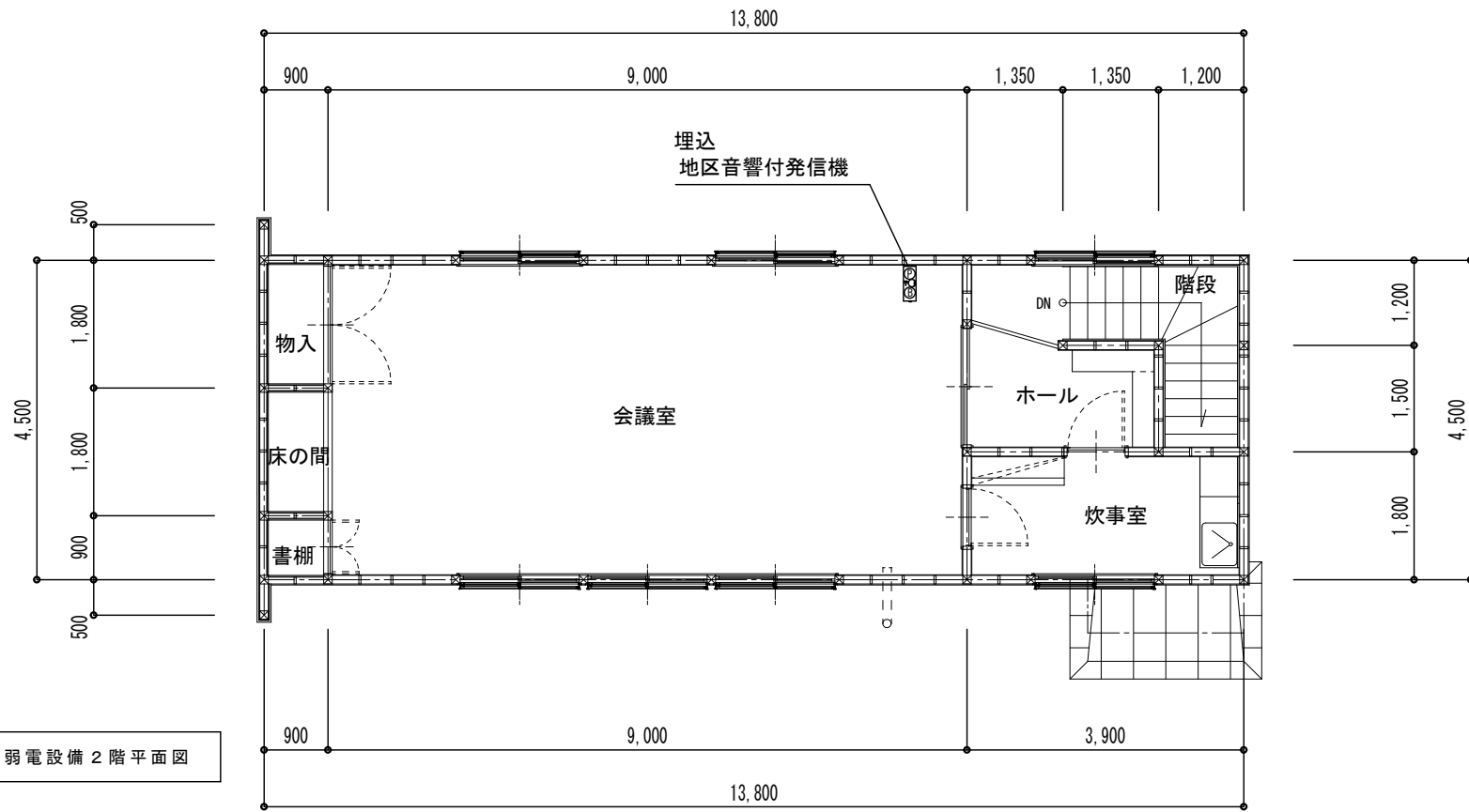




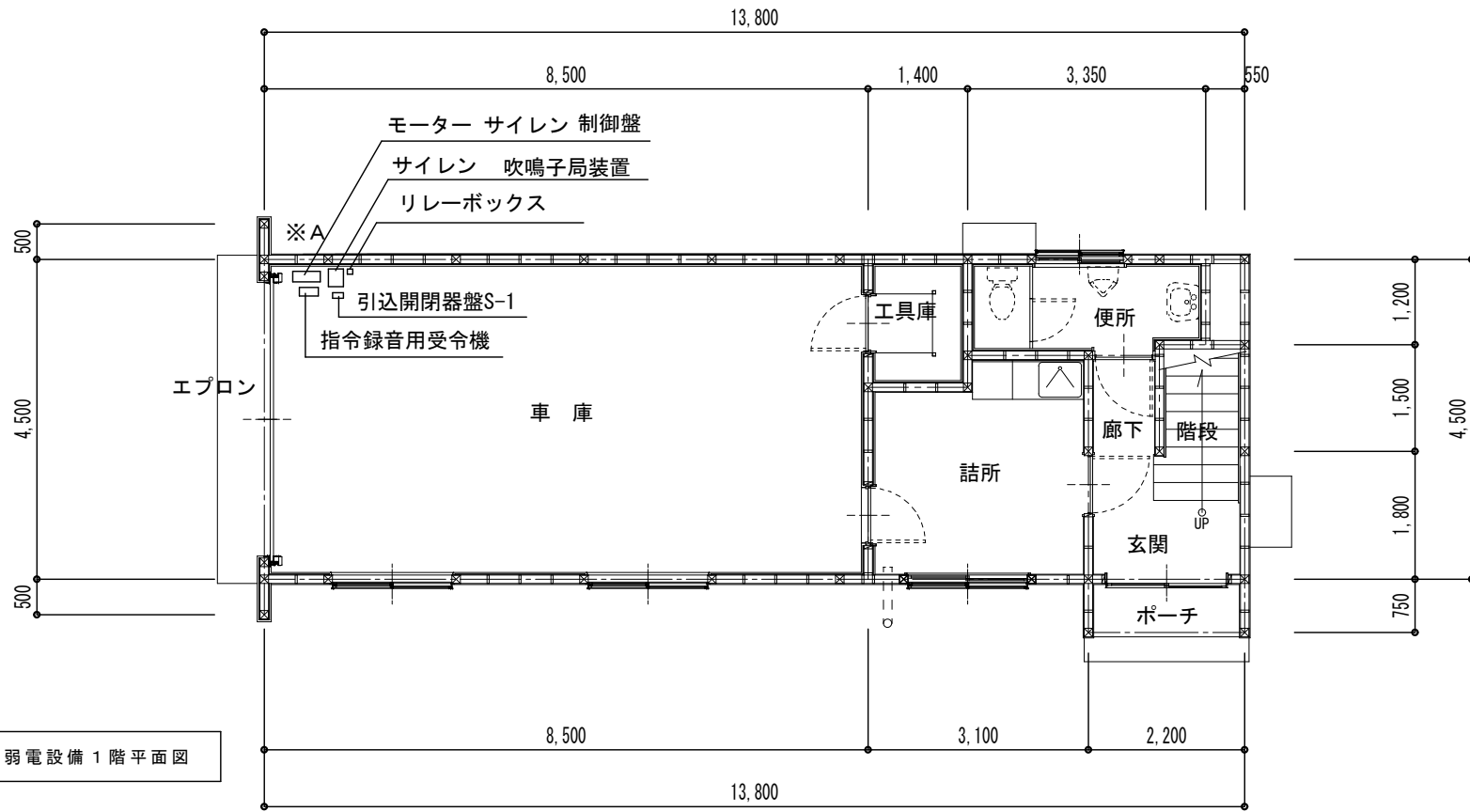
撤去 機器仕様

機器名	仕様	
スピーカーホーン	DH-110	
4本	適合ドライバーユニット	TU-730A, TU-730AM, TU-750, TU-750M, TU-760
	出力音圧レベル	110dB(1W, 1m) 適合ドライバーユニット使用
	周波数特性	180Hz~6KHz
	取付可変角	垂直, +10°, -20°
	仕上	ホーンA:アルミ アイボリー 粉体塗装
	寸法	φ518×968(D)
	質量	5.3Kg
ドライバーユニット	TU-730AM	
4本	適合スピーカー	TH-750, TH-760, DH-110, DH-120, DH-40
	定格入力	30W
	定格インピーダンス	330Ω (30W)
	出力音圧レベル	110dB
	周波数特性	150Hz~6KHz
	スピーカー種別	L級(92dB以上)
	音量パワーレベル	109dB
	ドライバーユニットカバー	4本 TU-730AM 用 UC-200A
集音マイク	CP-121	
1本	定格入力	5W
	定格インピーダンス	8Ω
	出力音圧レベル	100dB
	寸法	φ110×132mm(D)
	質量	0.53Kg
広帯域5素子アンテナ	5BD-250-4RD	
	使用周数	260~275MHz
	入力インピーダンス	50Ω
	V S W R	1.5以下
	利得	11.15dB
	指向性	E面半値幅 ±25° H面半値幅 33°
	前方対後方比	13dB
	耐電圧	AC1000V 1分間
	質量	約3.0Kg
コーリニア型アンテナ	HG-2501B	
	用途	固定局用 垂直偏波
	使用周数	260~275MHz
	入力インピーダンス	50Ω
	V S W R	1.5以下
	利得	11.15dB
	質量	1.7Kg
その他	ストレートホン金具	4組

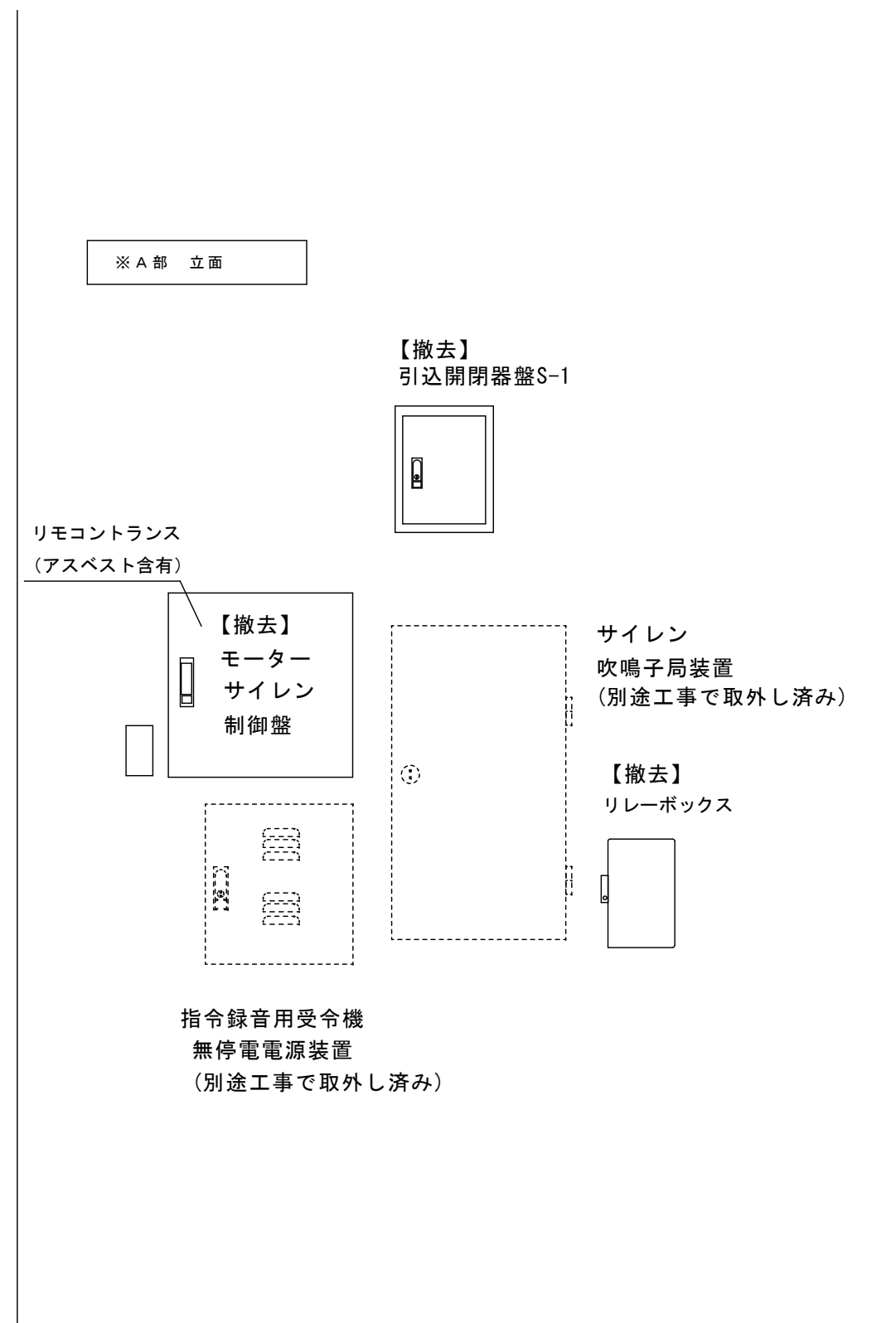
※撤去品は再使用しない



弱電設備 2階平面図



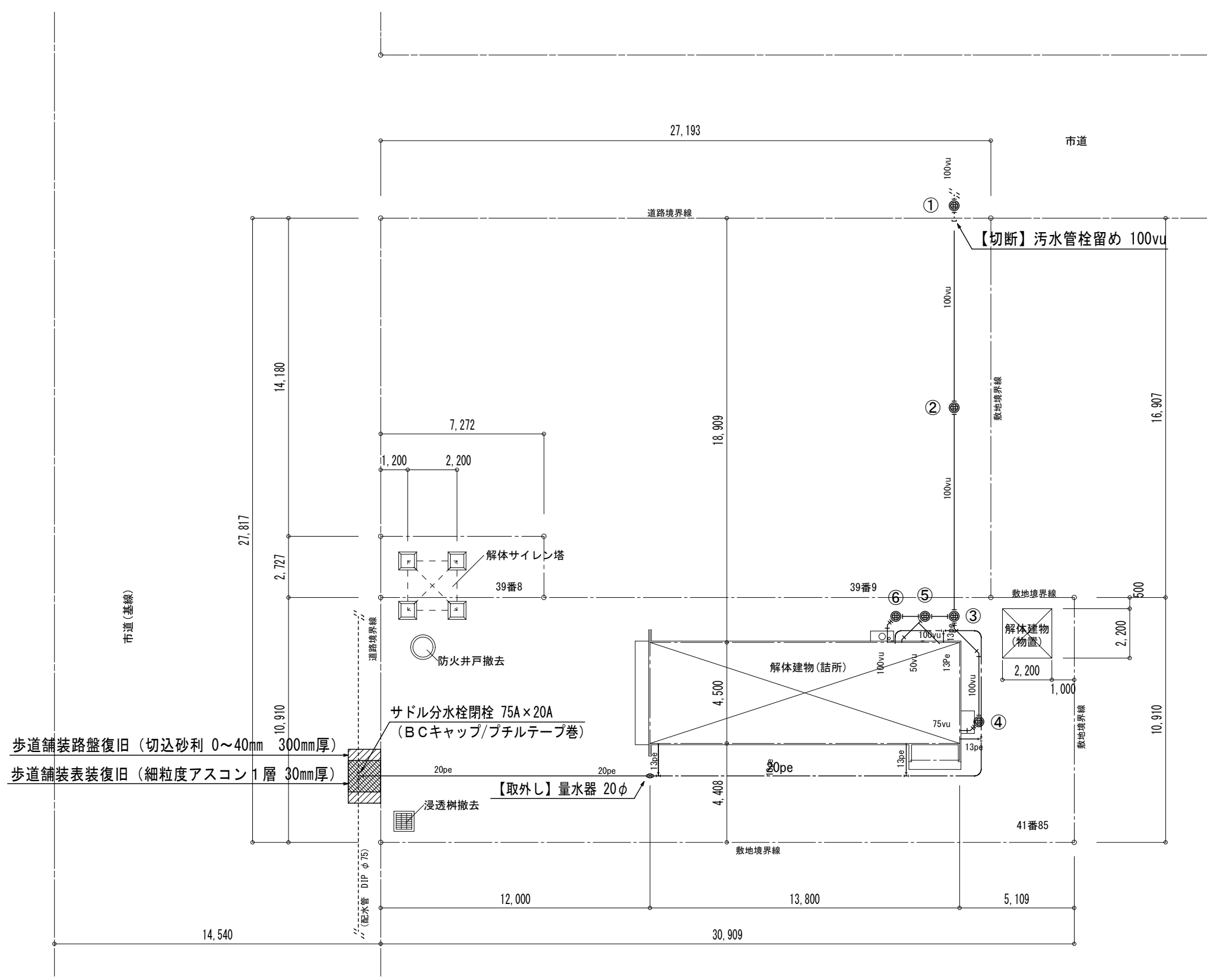
弱電設備 1階平面図



特記事項

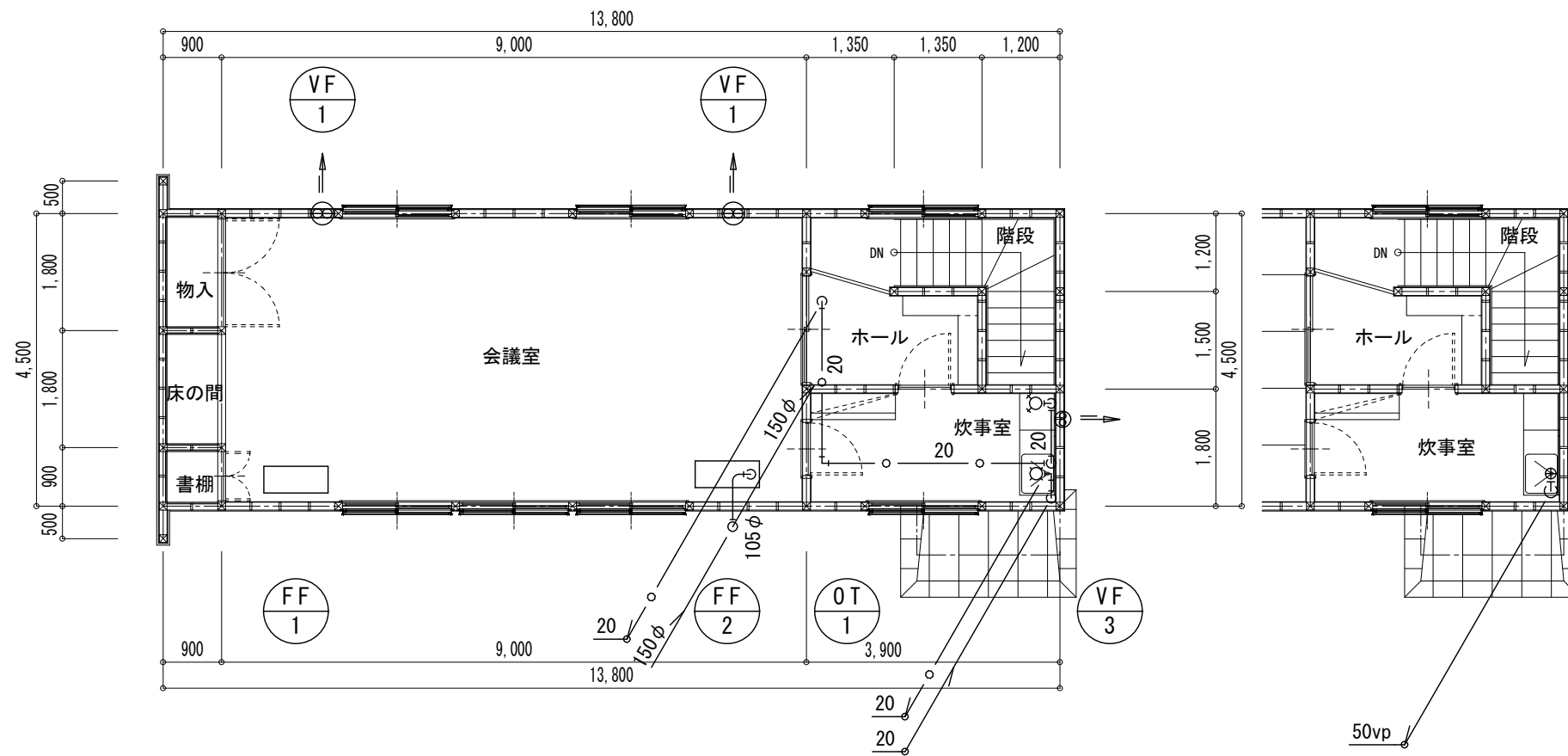
Mori 株式会社 **モリ** 建築設計室
 帯広市緑ヶ丘東通東40番地
 TEL (R) (0155)-22-1102
 一級建築士事務所(+)登録第136号
 一級建築士第158671号 森 義孝

工事名	帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事	設計図	検図	担当	製図
図名	弱電設備・サイレン制御盤撤去図	縮尺	1/100	日付	2025年 9月
番号		番号		E	05



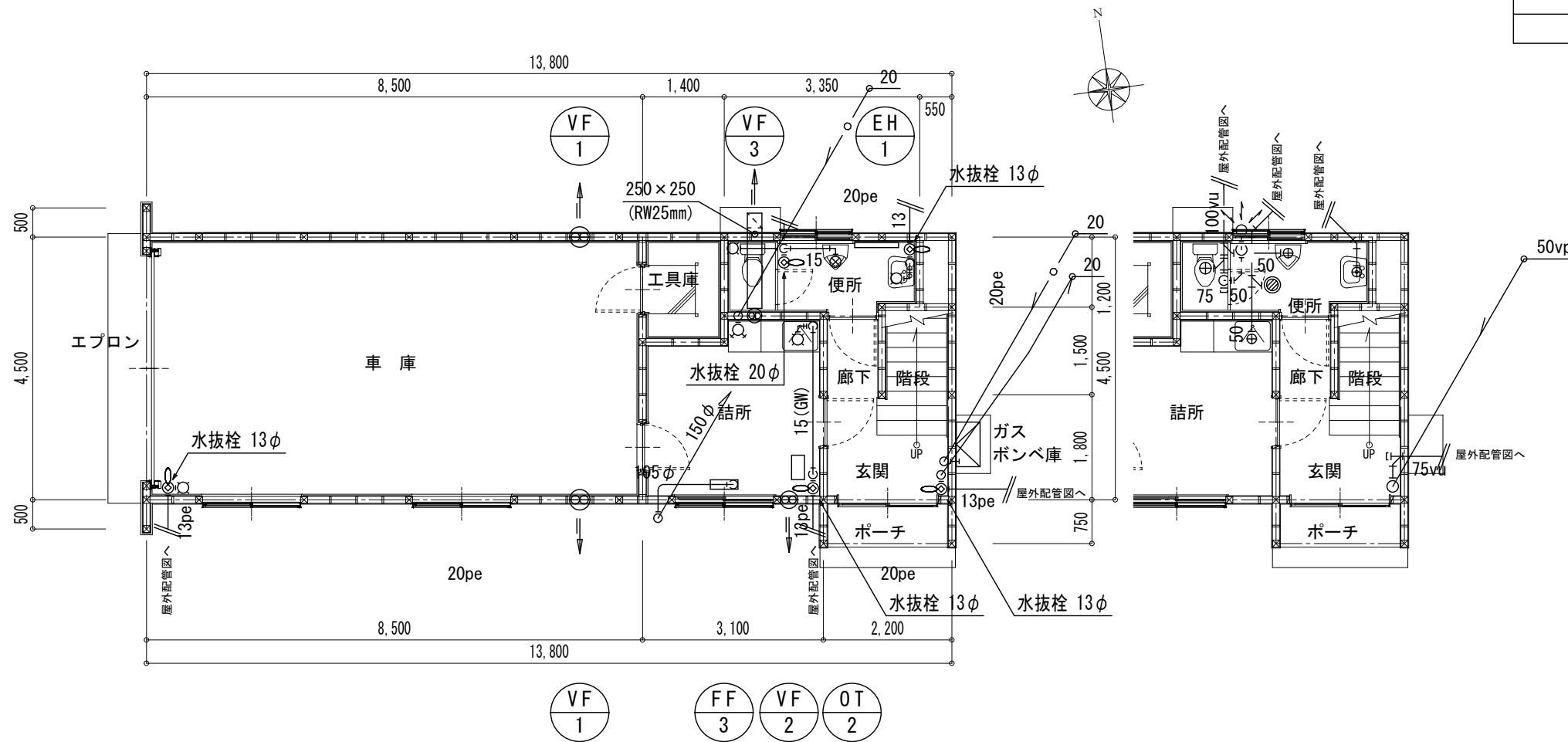
名称	仕様	数	備考
量水器	隔測式 20φ 借受品	1	水道事業者へ返却

No.	種別	地盤高	管底高	管底深	蓋
①	公共樹	0.00	-1.30	1.30	蓋
②	ST	+0.10	-1.04	1.14	保護樹
③	90Y	+0.17	-0.85	1.02	保護樹
④	45L	+0.14	-0.71	0.85	保護樹
⑤	45Y	+0.16	-0.82	0.98	保護樹
⑥	45L	+0.16	-0.76	0.92	保護樹
敷地埋設内給排水管は全面撤去とする。					



機器表 (撤去)				
凡例	名称	仕様	数	備考
FF-1	石油暖房機	FF式横型	1	FF-631BF アスベスト含有
FF-2	石油暖房機	煙突式横型 搬出処分	1	KSH-113RCアスベスト含有
FF-3	石油暖房機	煙突式横型 搬出処分	1	KSH-12BS-Kアスベスト含有
EH-1	電気暖房機	壁掛パネルヒータ 1.0kw	1	
OT-1	灯油タンク	市販品 90L (ゴムホース共)	1	中和剤洗浄
OT-2	灯油タンク	市販品 25L (ゴムホース共)	1	中和剤洗浄
VF-1	壁換気扇	φ300	4	普及型・格子型
VF-2	壁換気扇	φ250	1	普及型
VF-3	壁換気扇	φ200	2	普及型

機器表 (撤去)				
凡例	名称	仕様	数	備考
	大便器	腰掛式 隅付ロータンク C14	1	消毒のうえ処分
	小便器	ストール型 洗浄弁 U53	1	"
	洗面器	袖付洗面器 L230D (S Strap)	1	"
	化粧鏡	ガラス製 350×450	1	
	化粧棚	陶器製 S-1	1	
	ガスボンベ庫	鋼板製 20kg×2本立	1	ボンベは所有者返却



特記事項

Mori 株式会社 Mori 建築設計室
 帯広市緑ヶ丘東通東40番地
 TEL (R) (0155) 22-1102
 一級建築士事務所 (+) 登録第136号
 一級建築士第158671号 森 義孝

工事名	帯広市消防団大正第2分団詰所解体工事	設計図	検図	担当	製図
図名	機械設備撤去平面図	縮尺	1/100	日付	2025年 9月
番号	M	—	02		